昭和二八年(あ)第五四六五号

被告人　鈴木正雄
同　鈴木秋夫

弁護人角赳夫の上告趣意

右の者等に対する公職選挙法違反被告上告事件につき弁護人は上告理由を左の通り陳述する。

原判決はその主文に於いて「原判決中有罪の言渡をした部分を破棄する。被告人鈴木正雄を罰金五万円に、被告人秋夫を罰金四万円に処する（中略）被告人等の本件各控訴を棄却する」と宣告し、その理由に於いて「（前略）検察官の控訴趣意について。所論に鑑み記録を調査し被告人両名の地位、経歴、本件各犯行が選挙の公正を害する虞の多い所謂実質犯であつてその金額も必ずしも僅少であるとは認められないこと、その動機、態様其の他諸般の事情を総合して考えると原審の量刑は被告人等に対し選挙権及び被選挙権を停止しない旨宣言しなかつたことを斟酌しても尚いさゝか軽きに過ぎるものと認められる。論旨は理由があり、原判決は破毀を免れない。弁護人等の控訴趣意について。各所論に鑑み記録を調査し諸般の事情を綜合して考えると、原審が被告人等に対し公職選挙法第二五二条第一項の規定を適用しない旨宣言しなかつたのは相当であつて、これを以て所論のように量刑が不当であると認められることはできない。論旨はいずれも理由がない（後略）」と判示し以つて公職選挙法第二五二条第三項の規定による宣言をしないで同条第一項の規定による選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定の適用を許容し、弁護人等の控訴理由を排斥して検察官の控訴理由を認容し以つて主文の通り原判決より重く処罰したのである。

然れども原判決は左の理由により憲法第一一条に所謂基本的人権を侵害した憲法違反であると思料する。

(一)　被告人正雄は昭和二十六年四月栃木県議会議員に当選、間もなく自由党に入党し同党塩谷郡支部の副支部長に選任せら

れたのであるが、同二十七年春以来中央政界の雲行穏かならず国会解散の気運濃厚となつたので塩谷郡自由党支部に於いても国会解散の万一に備えて次期候補者の選定につき協議の結果、郡出身の当時の現代議士たりし高塩三郎を推すことになり一方其の後同年八月二十八日国会解散となり高塩三郎は同年九月六日立候補した。是より先被告人正雄は先代時代より懇意の間柄であり、又同一政党の先輩でもある関係上高塩三郎を応援する覚悟であつたが栃木県第一区に於いては同年初頭頃より近き将来に於ける国会解散を見越してそれは全国的に顕著であつたように次期選挙に立候補するであらうと思われる人々が表面には合法的に見えるがその実事前運動と認められる運動が色々の形式を以つて行われ黄白も盛に播き散らされて非常な激戦が予想され被告人正雄の応援する高塩三郎は立候補以前から既に非常な苦戦が予想されたので被告人正雄はかくの如き状勢に対し心中殊の外苦慮していた折柄同年九月三日頃居村の村議会議員で隣家の懇意な被告人秋夫が訪れた際同人から居村における前回の高塩の得票はどの位であつたかと問われ、被告人正雄が千票位であつたが今度はそれよりも多かろうと答えた処同人は今度は二千票位ととらなければあなたの面子にかゝわるからそれが心配だと言われ現在非常な苦戦だというにこれは又容易ならぬことだ、然し戦は要するに勝たなければ問題にならぬし自分の面子も立たないと苦慮した結果、遂に同人に対し金一万円を交附し、其の他御一審判決認定事実の通り合計金一万五千円の現金を自腹を切つて供与したものである。（被告人正雄に対する司法警察員黒子重徳第一回供述調書、同川俣副検事第一回供述調書、証人中郷仲尋問調書参照。）

(二) 被告人正雄は居村に於ける素封家に生れ村議会議員三期、村警防団長、名誉助役等を経て現に村農業協同組合長、県信用農業協同組合連合会理事、県議会議員の要職に在り村政、県政の為に尽力して来たものであり、義侠心に富み家庭円満にして未だかつて不正な所為なく、警察の取調は素より前科もなく村民より敬愛せられ村になくてはならない人物で本件事犯を惹起して検挙せられるや新聞紙其の他一般社会に公表せられ警察署、検察庁の取調を経て公判に附せられ審判を

受ける身となつたその過程において既に羞恥と悔悟の情とに胸一杯でありそれだけで最早膺懲の目的を十二分に達成して居る状況に在るものである。（被告人正雄に対する前示黒子第一回供述調書、証人古口五郎平尋問調書参照。）

(三) 被告人秋夫は居村上流の農家に生れ県立農学校卒業後代用教員、軍人生活（勲七等帯勲者）を経て自宅に於いて農業を営み保護運営委員、現村議会議員（二期）の職に在り副議長に選ばれ今又議長に選ばれんとしたが本件事犯を惹起した責任感から謹慎してこれを受けない外被告人正雄同様悔悟の情に堪えない状況に在り共に再犯のおそれなど絶体にないものである。（被告人秋夫に対する司法警察員　沼巡査部長第一回供述調書、証人古口五郎平尋問調書参照。）

(四) 原判決は被告人等に対する第一審判決摘示事実と前記事情とに対し第一審判決の罰金額の数倍の罰金を科すると共に第一審通り選挙権及び被選挙権を停止し、被告人等をして本件刑の確定後向う五年間の長きに渉る公権を剝奪する旨を宣告したのである。

抑も昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙は予想外の激戦であつて果して各候補者が法定の選挙費用だけで戦つたであろうか、国民の判断はこれに対して如何に答えているであろうか、選挙界の実相はどうであろうか、敢て冗言を要せないところと信ずるものである。是等公然の事実を無視して摘発された当該被告事件に対してのみ厳罰を以つて臨むということが果して正しい裁判であり良き政治であろうか。由来選挙事犯を目して良民の犯罪と称し摘発された者に対し社会の一般人は却て同情的態度であることも見逃かすことのできない現状である。帰するところ是等選挙事犯に対し厳罰を以つて臨まんとする手段よりは専ら選挙制度の根本的改革と社会教育の徹底とに俟たなければ到底所期の目的を達することはできない至難な問題であることは天下顕著な事実である。

司法裁判素より政治の一部門あり法廷は夫自体社会教育の道場であり、政治の真髄が理想と現実との巧な調和であることを認めるならば「公明選挙運動の手前」とかいう理想にとらわれて現実の被告事件に対し社会えのみせしめだとして

厳罰に処するというような考え方を以てする裁判は果して被告人をして悦服せしめ、且つ社会人として納得せしめるものであろうか。戦後我国においても「形より心え」と近代文化の推移にならい少年法其の他司法諸制度に於いて旧来の報復刑主義より一躍教育刑主義に移行しつゝある現状にあつては殊の外当該被告人としてその判決に心服せしめ誓て再び罰を犯さない覚悟を抱かせその判決に感激させてこそ裁判の理想であるといわねばならないと確信する。

叙上の見地からすれば本件事犯に対し主文の如き高額の罰金に処し、且つ選挙権及び被選挙権の停止を許容するが如き原判決は正に刑の量定が甚しく不当であり著しく正義に反するものであり、而かもかくの如き不当な判決は憲法第一一条に所謂被告人等の基本的人権を侵害するものと思料せられるから原判決は到底破毀を免れない。

以　上

昭和二八年(あ)第五四六五号

弁護人岩淵彰郎の上告趣意

第一、検察官控訴を理由ありとして採用し居るも其控訴理由は原審にて掲載し居る如く被告両名の地位経歴及本件が実質犯であるから一審判決は軽きに失するとの控訴理由を採用し居るも之は被告正雄が県会議員で被告秋夫が村会議員たるの地位経歴を前提としたものと思ふ。

然れども憲法第十四条に依れば凡て国民は法の下に平等であつて人権、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係に於て差別されないと規定し居り被告人が県会議員、村会議員たる社会的身分、地位ありとするも憲法上は他と何等差別さるべきものでない。然るに検察官が其身分、地位から見ても厳に処置すべきものなりとの論旨を採用したる原審判決は亦憲法違反の判決と云はねばならぬ。此点に於て先づ原審判決は破毀を免れない。

第二　尚原判決は本件が実質犯なりとの検察官論旨を是認し居るも本件違反は原審に提出したる弁護人の控訴趣意書に依り、判定し得る如く決して実質的違反事実でない之が実質違反なるや否や其内容を検討せざれば即断し得るものでない其検討を為さず之が即断を為すは全く審理不尽である。

第三　原審は両被告に対しても一審加刑は軽きに失すとなし一審罰金一万円の被告正雄に罰金五万円に一審罰金八千円の被告秋夫に罰金四万円に処し何れも公民権を剝奪し居るのである其加刑に何れも啞然とし居るのである。

被告人　鈴木正雄
同　鈴木秋夫

何故斯くの如き加刑の要あるや之をしも是認するに於ては刑訴第四百十一条第一項二号の所謂刑の量定甚たしく不当にして著しく正義に反するものとして当然破毀すべきものと思ふ。

又其実状としても原審に於ける弁護人の控訴趣意書にある如く被告正雄は居村民並婦人団より敬慕され居り、本件違反行為の内容も所謂自腹を切り運動員等に選挙情報の報告を求むる為又は交通費、居村民通弊の飲酒代の一部に流用したるに過ぎず選挙人買収等の悪質犯と其趣を異にして居るのである。之が選挙違反なりとするも断して悪質犯でない之を単に一万円の運動費処分ありとの形式事実に捉はれ悪質犯なりとし加刑したるは全く刑の量定甚だしく不当にして正義に反するものと云はねばならぬ。

以上諸点より観察し原審判決は不当なるを以て之を破毀し適正なる判決を得度上告に及んだものである。

以　上

昭和二九年(あ)第三八四五号

決　定

本　籍　熊本県八代郡鏡町大字芝口一三二番地
住　居　同県同郡鏡町大字鏡村一一八〇番地
土　工　志水章
昭和三年一一月四日生

右職業安定法違反被告事件について昭和二九年一〇月三〇日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人江村高行の上告趣意第一点は単なる法令違反の主張であり（所論の職業安定法五条にいわゆる「雇用関係」の意義について昭和二七年(あ)第三六二六号同二九年三月一一日第一小法廷判決、判例集八巻三号二四〇頁参照）同第二点は、事実誤認の主張であつていずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月二六日決定　　昭和二九年(あ)第三八四五号

昭和三〇年四月二六日決定　昭和二九年(あ)第三八四五号

昭和三〇年四月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第三八四五号

弁護人江村高行の上告趣意

右に係る職業安定法違反被告事件に付、左記上告趣意書を提出する。

第一点　原判決は職業安定法第五条第一項の「雇用関係」の解釈を誤つた法令違反がある。

職業安定法第五条第一項には、「この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間に於ける雇用関係の成立を斡旋することをいう」と記載しているが、右の雇用関係とは概ね民法第六二三条にいう「相手方に対し労務に服することを約し、相手方は之に報酬を与うることを約する」雇傭関係と同趣旨又は之に準ずるものと解される。雇傭関係であるから労務に服することが条件であり、人身を束縛することになるので、公衆衛生上又は公衆道徳上有害な目的であつてはならないのである。(同法第六十三条第二号参照)

被告人志水章

第一審証人山岸仁三郎(二二丁)、同志水千恵子(四〇丁)、同森初子(一〇七丁)、山岸テル代(一一五丁)等の各証言を綜合してみると、山岸仁三郎の経営する料亭丸嘉と従業婦との関係は、前段説明の如き雇傭関係ではない。経営者が従業婦に一室をあてがい、食事、寝具等を提供して住み込ませ、従業婦は同所で何等経営主に拘束されず自由意思で売淫し、これに因つて得た所得は経営者と従業婦との間で折半する約であり従業婦は労務の提供をして報酬を受けるのではない。経営者にとつては一種の貸座敷であり、従業婦は部屋代、食代として所得の半額を払う。従業婦を止めようとすれば即日止められ人身の拘束関係はない。従業婦と経営者との間には貸借関係はなく従業婦が貸借するときは従業婦を以て組織する八千代組合より借用する組織であり、これも亦雇傭関係には関係がない。経営者と従業婦との間は、部屋の賃貸借関係には立つても雇傭関係には立たない。雇傭関係は飯焚女にはあつても従業婦には存しないことが明かである。

然るに原審が是認した第一審判決（二一九丁以下）は、
『被告人は特殊飲食店「丸嘉」こと山岸仁三郎方の女給は公衆衛生上且公衆道徳上有害な業務である売淫行為に従事するものであることを認識しながら
第一、昭和二十六年十一月頃、右山岸仁三郎方に於て同人に対し右田サヨ子（当二十二年位）を同家女給として雇入れ方の斡旋をなして雇入れさせ、以つて公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介をなし
第二、㈠ 昭和二十七年十月二十三日頃前記山岸方において同人に対し森初子（二十一年位）を同家女給として雇入れ方の斡旋をなして雇入れさせ
㈡ 同日時同所に於て右山岸に対し中川道子（二十一年）を同家女給として雇入れ方の斡旋をなして雇入れさせ以て各公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で各職業紹介をなしたものである。』
と認定し「女給として雇入れ方の斡旋をなして雇入れさせ」云々と述べ、一に雇傭関係の認定をしている。かように雇用関係の成立を斡旋したとしたのは職業安定法第五条第一項の雇用関係の解釈を誤つた法令違反といわなければならない。依つて刑事訴訟法第四一一条第一号により原判決を破毀すべきものと思料する。

第二点　原審は職業の紹介でないものを、職業の紹介行為と認定した事実誤認がある。

被告人の公判供述に前顕山岸仁三郎、志水千恵子、森初子、山岸テル代、竹永数守（一三七丁）の各証言を綜合すれば、被告人は森初子から被告人の姉志水千恵子が働いている山岸仁三郎方に連れて行つてくれと頼まれ、偶々被告人も山岸方に用事の為め行く必要があつたので同行したのに過ぎず、しかも姉の志水千恵子に紹介しただけで、報酬もうけていないことが明瞭である。右田サヨ子、中川道子の場合も同様である。

職業安定法第五条第一項の職業の紹介とは、求職者から唯単に求職の場所までの同行の依頼を受けて同行しただけでは、職業紹介の幇助になるかもしれないが、職業の紹介行為それ自体とはいえず、従つてその違反にはならないと解すべきである。然るに被告人を同法第六十三条第二号により処罰したのは重大なる事実の誤認といわなければならない。

刑事訴訟法第四一一条第三号により原判決は破毀するのを相当と信ずる。（尚原審弁護人柴田健太郎控訴趣意書二三一丁、二点参照。）

以　上

昭和二九年(あ)第三八六九号

判　決

本籍並びに住居　岡山市神下三三三番地

農　業

西　岡　義　則

大正四年四月一日生

右窃盗被告事件について昭和二九年一〇月二一日広島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人東城守一の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども当裁判所大法廷判例（昭和二三年(れ)七七号同二四年五月一八日、刑集三巻六号七三四頁）に照して理由がない。而も本件において被告人の自白は窃盗共犯者の供述の外、被害者の供述によつても補強されており、何ら法令の違反はない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年四月二六日

昭和三〇年四月二六日判決　昭和二九年(あ)第三八六九号

一

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保
裁判官　河　村　又　介
裁判官　小　林　俊　三
裁判官　本　村　善太郎

被告人　西　岡　義　則

弁護人東城守一の上告趣意

右の者に係る窃盗被告事件につき左のとおり主張する。

第一点　原判決は、憲法第三八条第三項の解釈を誤つている。

一、右憲法の法条は、何人も自己の不利益な唯一の証拠が本人の自白であるときは罰せられない、とうたつている。

而して、右にいわゆる「本人の自白」というのは、当該事件が共同犯行として行われたときは、その他の共犯者の自白をも包むものと解すべきである。けだし、共犯者は、それが一体となつて犯罪の主体を形成するものであり、その主体の一部を形成する他の共犯者の供述は、その主体たる共犯者の集団の供述であり、こゝにいう「本人の自白(供述)」と解すべきだからである憲法がこのような宣言をした趣旨は、自白偏重によるさまざまの弊害を除去するためであるが、仮りに、本件のように他の共犯者の供述によつて、自分もその共犯者の一部にまき込まれるとするならば、何人も他の共犯者と称する者の証言により常に有罪とされる危険を除くことはできず、憲法が自白についての保障規定をおいた趣旨は、全く没却されることになるであろう。

本件において、共犯者と称する者の供述(自白)の補強証拠として、被告人の供述(運搬行為の自認)と被害届が存するが、それは、右危険を除去するにつき相当の補強をなすものではなく、あくまでも運搬行為をしたという範囲に限つて、証拠力(信憑性)を確保しうるにすぎない。

果して然りとすれば、本件は正しく、憲法第三八条第三項の解釈を誤つたものというべきである。

以　上

昭和二九年(あ)第三八七六号

判　決

本　籍　千葉県印旛郡千代田町下志津新田二四九七番地
佐　居　不定（現在東京拘置所在所）　無　職
前　原　留　吉　昭和五年六月一七日生

右詐欺、窃盗被告事件について昭和二九年一一月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人の上告趣意について。

論旨は事実誤認の主張に帰し適法な上告理由とならない。

弁護人岸達也の上告趣意第一点について。

所論被告人に対する供述調書は第一審において他の証拠がすべて取調べられた後の第一〇、一一番目に取調べられている。従つてこの点において所論のような違法も判例違反も存しない。論旨は誤つた事実を前提とする主張であつて採用し難

昭和三〇年四月二六日判決　昭和二九年(あ)第三八七六号

い。

同第二点について。

論旨は単なる訴訟法違反の主張であつて適法な上告理由とならない。のみならず被告人は第一審第二回公判における被告事件に対する陳述において「事実は読み聞けの通り相違なく有罪でありますので別に意見弁解はありません」と述べている。従つて刑訴二九一条にいう「有罪である旨の陳述」があつたものと認められる。所論刑訴規則一九七条の二の手続の履践については、公判調書の記載要件でないから、その記載がなかつたからとて履践なかつたものと断定することはできない。論旨は更らに本件においては普通の公判手続を経由しているというが、公判調書によれば、そうでなくて簡易手続により審判されていることがわかる。

同第三点について。

論旨は単なる法令違反の主張であつて刑訴四〇五条の定める上告理由にあたらない。（所論前発罪と後発罪とは併合罪の関係に立つものではないから刑法五〇条を適用すべき余地はない。）

また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条一八一条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年四月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善　太　郎

被告人　前原留吉

被告人の上告趣意

私は昭和二十九年七月に千葉地方裁判所佐倉支部にて詐欺窃盗被告事件に懲役一年六ヶ月を云ひ渡され又同年東京高等裁判所に居いて同様一年六ヶ月通算五十日を云ひ渡された者で有りますが私詐欺事件の向井勝子、古川氏両名をだまし詐欺した事は有りません私と向井勝子は昭和二十九年初旬より向井勝子が上野小松食堂に勤務致して居る時知り合ひと成りお互ひに助け合ひ将来を約束致した仲で有ります。

当事私は浅草六区松竹映画直映館日本館に勤務致して居りました向井勝子とお互に身体を許し合ひ二人が結婚を夢見る様に成りました、そうして四月初旬頃と思います私が向井勝子の食堂で向井勝子に『この店をやめてどこか良い働く所でもあるの?』の店をやめたいのだけれど』と云つた事が有ります私は其の時向井勝子と聞きました『良い所つて!!　無いけれど貴男どこか探してよ』と云はれたので私は『急いでわ無いが僕もさがすだけわさがすから少し待つてゐて呉れよ』と云つて帰へた事が有ります。それから私は種々と友人知人に職場をたのみましたが思ふ様な所が有りませんでした其の間に私等は再度会つて居りました会ふ再々に早く職をさがして呉れと云はれるのですがなかなか有りません勝子も私との交際を主人に知られて毎日が嫌でたまらないと云つて泣いて来た事が有ります、日は忘れましたが私が会社に居るとトランクを持つて突然勝子が尋ねて参りましたあまり突然なので私は驚いてしまひました困つたので会社の前の関根食堂へ一緒に行き種々と聞きました、そうしたら勝子は『一日も早く一緒に暮したいのあの店私に向かない!!』と云つて今さら店へは帰へれない云ひ初め私も困つてしまひました時勝子は目黒に親籍の薬局があるから其の家にしばらく泊つてゐるから一日も早く家を見附けて呉れと云はれましたので其の日はそれで別れました、それから私は浅草の友人

知人に間借を見附けてもらう様たのみました日は忘れましたが浅草の知人より私の所へ電話を掛けて呉れました『けん利金一万円で小さい室だがありどうか』と云話で有りましたので私は本当に嬉しく思ひました、がしか今度はけん利金の一万円の問題で有ります非常に困り果て、目黒の向井勝子に電話を掛け話しました所勝子は来て呉れましたので五時頃勝子と二人で松竹座の前へ行き私は歩きながら勝子に今日友人より電話が有り家の件を話しました、向井勝子は歩きながら『それじやあこうしてゐても仕方がないから私明日の朝早く埼玉県の家に行つて来るから貴男は心配しないで待つてゐて、私にまかして居いて今夜目黒へは帰へらないわ浅草へ一泊する』と云ふので私は勝子と共に浅草のホテルへ一泊しました、そのあした朝六時頃の発車の列車に上野から発つてゐきました、そして当日の夕方七時頃と思ひます時間は忘れましたが向井勝子が田舎から帰へつて来ました、そして浅草のホテルへ行きました勝子は『父母が大へん喜こんで呉れました、そしてこの金を二人にやるからしつかりやれ後で困つたなどと云つて来るな二人で一生懸命働けだから貴男も一生懸命やつてね』云ひ又云ひおくれましたが、其の時田舎から母のミヤゲと云つてスシやイナリズシを私に持つて来て呉れました、其の夜浅草の馬道の知人の家を尋ね一緒に間借主の家迄行つてもらひました。

家主は『一足ちがひでした』と私に云ひ他の人に借してしまつたとの事、無理に再度たのみましたが出来ずがつかりしてホテルに帰りました向井勝子にこの事を一切話しました勝子は私の苦るしい心の内を察して呉れました『いゝのよ二人で働いて居て又どこかさがしませうよ』と優しくなぐさめて呉れました、其の夜勝子は私に貴男も洋服が無くてだめねこのお金で買ひません事、又けん利金のお金は二人で働いて作りませうよそうすれば出来るし又私住込みで働くわ貴男も一生懸命働いてね…ねだから心配しないで貴男の洋服だけでも買ひませうよ決して心配ないわ再度強く云はれた、私もまさか大事に至ると思ぬ故又結婚の約束もある人だからと思ひ其の時勝子の事葉に感謝して『本当に勝子いゝのかい』と何度も尋ねました『心配ないわだから貴男も働く場所をさがして下さい』私は其の時買つてもらふ気持に成つたのです『じやあ悪いけれどたのむよ』と勝子に一切をたのんでしまひました其の明日の朝会社に出る前勝子が『貴男私に千円ちようだいお小使ひが無いの困るから後九千円で貴男の洋服を買ひなさい、そうして洋服買つた残金を私に下さいね』と云つて朝私に九千円を手渡しました其の日昼休の時勝子が会社に尋ねて来ましたそうして映画を見たいと云ひましたので浅草六区にある宝塚劇場へ入場させました夕方私勝子と共に浅草仲店のロンドンテーラーと云ふ洋服店で水色の上衣一着五千円か六千円で買つた事が有ります、お互に愛し合つてゐ居りましたからこれが当り前の気持結婚するんだからと云ふ気持で買つてもらひました変な気持ら私は買つてもらわなかつたと思ひます、そして其の場で勝子に残金を手渡し勝子が「早く私の働く所をさがしてたのむわ」と云つて其の日の内に目黒の親籍の家に帰りました、そして其の日目黒より荷物を持つて来てしまひました私も実に困り会社に泊るわけに行きません私が現在住込中なので!! そしてホテルに泊る様に成つてから勝子の両親から借りた残金の二、三千円の金も勝子のホテル代食代金で一銭も残らぬ有り様其数日の間は私が会社へ泊つて居りました、私も住込みの手前毎夜会社を出る事は許されませんん其の間に勝子にわ昼間は映画を見せやる勝子は毎日遊んで泊りつて来る様に成りましたそれからは自分の物品をカメラ及スプリングコート時計等売つて三、四千円ぐらひかと思ひますが勝子と私の食代勝子の宿泊代に当てました、其の他数点の私物を売りこれも勝子の泊り代金に当てしまひました其の間に勝子に働く場所をずいぶんとさがしました、又私の方の生活もだんだん苦るしく成つて今迄会社の給料から給料迄暮して行けたのが全々たらず友人知人より借金する次第で有ります。其の間数ヶ所の勝子の勤め場さがしましたが皆勝子の気に入らず、ある日浅草の友人より「與一と云ふ大衆食堂があるがどうか女の人さへ働く気かあれば御世話しよう」と云ふので私も其の店を見に行き勝子も気に入り「じやあー私働くわ!! 貴男に心配ばかり掛けて申し訳け無いから一緒に働きませうよ何んとかなる迄」と云ふので私も知人にたのんで其の與一と云食堂へ勝子は働く事に成りました、私もそれで一時は安心しまし

たが今度は私の方で有ります向井勝子の生活費で自分の方が苦るしく成り毎日知人友人の借金の取立て困り果て居りました、申しおくれましたが向井勝子が私の所へ飛込んで来た時生活費用の一部として私の時計（セイコウ十五石）私の時計を売却しましたので私は時計を持つて居りませんでしたので困つて居りました時勝子が「この時計修理して呉れない貴男持つてゝかまわないから」と云つて私に寄こした事があります南京虫時計を修理して持つて居りましたが、私も毎日友人よりの借金の取立で困つてしまひ悪いと思ひましたが勝子は夫婦でもあるし困つてゐるのだから良いでわ無いかと思ひ其時計を浅草で売却し其の金を友人に借金の一部として出費するつもりで持つて居ました、其の時すぐ私は向井勝子の勤務所興一へ行きました勝子に会つて事の次第を一切打開け友人の借金の事も向井勝子は泣いて聞いて呉れたはずです「私の為に申し訳無い、貴男に心配掛けてその金で（時計売却の金）友人の方の借金を返して居いてね、私今の所時計なんかいらない二人働いてゐれば又何時か買る私の事など心配しないで良いから貴男一生懸命働いてね」と私に云ひ私は泣いてしまつた事が有ります良く私の心中を察し理解して呉れて嬉しく思ひました、それからの私等は休日を選び浅草又上野の街で会ひ今度の件でも勝子はずいぶん私と会ふ日を多くしてくれと云ひ急ぎました、私も何んとか都合つけてと努力致しましたが勤めの身の上故思ふ様には行かず勝子も不腹が多かつたのです、私の勤務先へ電話が掛かり支配人室しくわ電話がない為支配人に知れ再度の電話の為支配人に叱られる様に成つてしまひました「会社へあまり電話を掛けるなよ」と云ふと今度は昼間から会社へ再度の面会勤務先の人にわ嫌がられるし勝子に其のわけを聞くと、「あの勤め場所が嫌になつた一日も早く退職したい」と云つて来る次第「今この苦るしい生活してゐる時に困るじやあないか」と叱ると「貴男は愛情が無い」とかいろ〳〵無理な事を云ひ出す有様今度は私が会社に居られなく成るのでわ無いかと心配しました、友人皆に云はれずいぶんと苦るしみました、いよ〳〵勝子も決心したのか田舎に帰へると云つて来ました其の時も勝子は私に「貴男働いてキット迎へに来てね本当に待つてゐるからね本当よ」と再度念を押し私も「勝子の両親に金を返さねば行かれぬから金を作つて迎へに行くからねそ

れ迄一生懸命働いている勝子も便りをどん〳〵呉れるのだよ」と云つたら「便り私もするからね貴男も本当に下さいね待つてゐるわよ」と再度念を押して、上野駅より列車に乗つて田舎へ帰へつて行つた、其の後私は続いて勝子及両親に便りを致しましたが何んの返事も有りませんでした、それでも私の方としてわ再参の便りをすると一度ハガキが来て四、五日中に行くから待合場所を知らせよと有りましたのですぐ便りし待つてゐましたが当日のきめた場所に来ずそれから三時間ぐらひ待つたが見へなかつたそれからも再度の便り致しましたが何んの便りも有りませんでした、右の様な次第決して私は勝子を詐欺しようなどと思つた事も有りません、もし勝子が昔を忘れず現在の私の様子を知つて呉れ昔の様に返つて呉れと云はれゝば私はキット向井勝子と結婚致します決して向井勝子を詐欺したのでわ有りません。

又現在も其の様なる気持は少しも有りませんお互に愛し合つて居る時は何んでも理解し許し合つて居て一旦ん別れてこんな身に成るとそんなに冷たく成るのかと泣けて来ます。私は向井勝子がそんな女で無い事を信じて居たい再度御迷惑お手数をお掛け致し申し訳け御座居せんが今一度御慈大なる御悪を持ちまして再調べの程御願ひ申し上げます。

第二の事実

又私はこの事件と一緒に仲御徒町東京堂アイスクリーム店外交員古川氏を、詐欺した事は有りません私は月日は忘れましたが東京堂アイスクリーム店へアイスクリーム製造員として夏中勤めた事が有ります、其の時より古川氏とは何にかと気も合ひ、私の過去も打開け助け合ひ一番の仲の良い友人と成りました私が夏一ぱいの仕事で東京堂アイスクリーム店を退職する時も古川氏は私に「何か困つた事が有れば俺の所へ来いよ俺の出来る事なら何んでもするから云つて来て呉れよな」と、再度云つて呉れた事が有ります私が御徒町のアイスクリーム店を退職して半年ぐらい過ぎた頃と思ひます古川氏が私の勤務して居る浅草日本館へ映画を見に来ました表でバッタリ合ひ話し合ひました古川氏もずいぶん懐かしがり私は其の時向井勝子との一件を一切打開け話しました、古川氏は其の時もずいぶん同情して呉れました「前原さ前困つた事が有つたら云つて

来いよ俺で出来る事ならやつてやるからなあー」と云つて呉れた私も感謝し「困たら頼つて行くから其の時は何分よろしくたのむぜ」と云つて日本館で古川氏はアメリカ映画を見て帰へり私の所に寄り「他の映画を見せて呉れよ」と云ふので同じ松竹係の人にたのんで浅草の松竹映画劇場を見せてやりました、それから数日して私は友人関係の借金に困つて居りましたので数日後の夜古川氏に電話を掛けました、其の時古川氏は「電話では良く解らないから明日会う」と云ふので其の明日古川氏の所へ自転車で行きました、古川氏は会ふと「どうしたい、元気がないね」と云つた私古川氏に先日の話借金で苦るしんで居る事など話しました、と古川氏は「借金で苦るしんで居るとは知らなかつた何んとかしてやる明日来いよ」と云ふので古川氏に一万円の事をたのんで帰つた私は決して会社をやるからとかなんか云つた事は有りません其の事だけは信実で有ります明日朝早く行くと途中で母に会ひました、母が買物の途中でしたので私が古川氏の所へ行くのだと云ふと同じ方へ行くので話しながら行つた、母は私が古川氏より借金するなぞと全々知りませんでした、私は古川氏に母である事を知らせ母も唯、御世話に成りますよろしくたのみます」と云つて別れましたそれから私と古川氏との二人の話しでした古川氏は「今日これから作るから心配するな借用書と云つて申し訳け無いが一通入れて呉れよ悪いけれどなあー」と云つて呉れました私は其の日筆が下手なので上野警察署の横の代書で借用書及家を入れる借用書を書きそして留吉と云ふ名前は非常に悪いと云ふので柳吉と云ふ名で過して為古川氏にもこの事を話して合つて良く知つて居るはずです私は留吉を柳吉と云ふ名で借用書に書入れましたそれで其の日の夕方上野会館と云ふパチンコ店で会ひました古川氏は私の行くのを待つて居て呉れました私は神田角座の入場券を友人よりもらひましたので古川氏にやりました古川氏は「前原日限迄出来なかつたら出来ぬと一言だけ云つて来て呉れそうすれば俺の方も気持が良いまあ利息だけ入れて呉れゝばいゝよ」と云つて千円札数枚百円数枚を一万円を私に手渡して呉れました。

六月初に借り六月の二十五日に佐倉警察署に入所して利息もはらへず云つて行く事も出来ませんこんの様な事に成りました私は決して古川氏を詐欺しようとかペテンに掛けるとか其の様な気持は少しも有りません私は古川氏の情で今回友人の借金を返済出来たのです其の人の情を仇で返す様な事は致しません。

私は千葉刑務所未決東京拘置所と八ヶ月間良く自分を反省しました今度から一生懸命働きます。

六十七才の母を見て一生懸命働き良い青年と成る心で居ります。

現在私の家庭は母いわ一人で有ります母は今年六十七才で有ります、左足不能の為歩く事も非常に苦るしんで居ります、又身体も非常に弱り果てゝ居ります私が母の生活を見なければ誰も見てやる者も有りません、又誰一人として便る人も有りません私には義理の兄腹ちがひの兄鉄之助と云ふ者が居ります全々母を見ては呉れません、再度頼みましたが母の所へは寄り附きもしません、何分にも父死亡後は誰も見る者も無く母は一人で働いて私の少数の送金と合せ生活を致して居りました が現在左足の不能と成り働く事も出来ず非常に困つて居ります。私が見てやらねば腰がまがり左足不能の母はどうなる事でせう、兄姉が居りますが一行に寄り附きもせず見る者とて有りませんはどうしてゐるかと居ても立つても居られぬ程で有ります。

今度こそ立派な青年に成りヰット世の為社会の為に尽せる男に成る事を約束又誓ひます。右の通りで有りますから御慮大なる処置を御願ひ申し上げます。

以上

被告人　前原留吉

弁護人岸達也の上告趣意

右詐欺窃盗被告事件につき左に上告の趣意を開陳致します。

第一点　判例に背いた違法がある。

第一審第一回公判調書（昭和廿九年七月廿一日開廷）に依れば本件詐欺事件につき検察官の証拠に関する証拠関係目録番号一乃至一〇は関係人の供述調書及証明書等であり(ロ)は被告人の司法警察員に対する昭和廿九年六月卅日附供述調書、(ハ)は同検察官に対する供述調書である。此等の証拠は検察官から同時に請求され裁判所は同時に証拠の取調を施行した旨の記載がある、従来の判例の趣旨に依れば刑事訴訟法第三〇一条は裁判官に予断を抱かせないための規定であるから証拠調の順序に重点を置くものでないから右を同時に請求しても裁判所としては右関係人の供述調書及証明書の取調をした後に被告人の右自白調書の取調を為せば必らずしも右法意に反するものでないようである。（昭和廿五年(あ)第八六五号同廿六年六月一日第二小法廷判決）

然るに本件は同日続いて開廷された窃盗事件の公訴事実に対する被告人の陳述を聞かぬ以前である、而かも一月廿四日弁護人が小菅の拘置所で被告人と接見したときの答では向井勝子とは夫婦約束をしたのであつたから向井勝子の任意承諾の下に時計を処分したのであつたと云ふ第一審公判では単に外形事実を自供したに過きぬと併せて弁解して居つた、其真偽は暫らく措き被告人は公判では何か争ふ意思であつたことを窺はれ得るのである、然るにも拘らす第一審裁判所は右同日続いて開かれた窃盗事件の公訴事実に対し被告人は事実は読み聞けの通り相違ありません」と述るや裁判所は窃盗の訴因を簡易手続により審判する旨決定してある叙上審理の過程より見るに裁判官は予断を抱いて居つたこと洵に明かであつ

て畢竟刑事訴訟法第三〇一条の法意を誤解して先に被告人の自白供述調書を取調らべからである。

最近の判決（昭和廿八年(あ)第四九五九号）では刑事訴訟法第四〇五条の上告でも控訴審で其主張を為して判断を受けた場合にあらされは上告適法の理由とならすとして棄却するようであるも同法第四〇六条法令違背のように特別の規定あるものは格別、右第四〇五条については法文上何等制約するものがない、或は上訴制度の性質からすれは控訴審の判断ないのに之れに対する不服申立は不当なるに似たりと雖、刑事訴訟法の採用せる控訴審は事後審である旧刑訴は覆審で新に判決を反覆するのであつたから旧法の上告は控訴審の判決を対象としたのであつた、若し新刑訴の下に於ても叙上判決の見解を採るとせは例え第一審無罪の判決に対し検事の控訴申立あり控訴審は有罪の判決を為し被告人から上告の申立をする場合でも上告適法の理由を主張し得さる結果となるのである何んとなれは検事控訴の場合には第一審の判決及手続に対し控訴趣意書を提出し得るは検事のみで被告人は其趣意書に対し意見を述べ得る丈で第一審判決を攻撃すること出来ぬ換言すれは右第四〇五条該当の趣旨を主張し得されはなり。若し夫は叙上判決の趣旨変更されぬとあらは本件は上来縷述したように特殊の事情存するのであるから刑事訴訟法第四一一条の職権発動を求むるのである。

第二点　刑事訴訟法第四一一条の職権発動を求めます。

第一審公判調書に依れは本件窃盗被告事件については裁判所は窃盗の訴因を簡易手続により審判すると決定してある。然れとも刑訴第二九一条の二には此手続をするには検察官、被告人及弁護人の意見を聴きたる上有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り決定し得るので起訴状記載の事実は其通り相違ない旨の陳述のみでは決定すべきものでないと信する刑事訴訟規則第一九七条の二でも此場合には被告人の其自由の意思に基くかどうか及法第二九一条の二に定める有罪の陳述にあたるかどうかを確めなければならないと規定してあるが先般被告人と接見したときの模様では何が何んだか判らすに居つたようである、被告人は曩に刑の言渡を受け仮出所中の身分であることは眩惑し前論旨のように予断から派生した処置

のように思料さる。

而して簡易手続については右二ヶ条の外、法の定めたるものないから迷はさるを得さるも、此手続は旧刑訴の区裁判所で被告人が自白したときの手続とも違ひ又英米法のアレンメント手続とも異るようであるが公判調書に依れば右の如く決定し乍ら普通の公判手続を経由して居る。惟ふに右簡易手続は被告人が有罪たることを認め之か確実である以上刑事訴訟法第三二一条以下の証拠は証拠能力を有するといふ丈て其他は差異ないようだが記録を精査するも法律の定める如何なる手続（憲法第三十一条）によりたるやを知るに由なく何処に法的安全性あるや不明な裁判である、因て冒頭記載のように職権発動で模範を示さるるを望む。

第三点　擬律錯誤の違法ある。

第一審判決は第一、第二詐欺罪と第三窃盗罪とを認定し法律の適用として刑法第二四六条第二三五条第四七条第一〇条を掲けてある。然れとも記録に依れは被告人は昭和廿六年九月十七日、横領、強盗、詐欺で懲役五年未決勾留六十日算入の前発罪あり同廿七年四月の減刑令で懲役三年九ヶ月となり右確定後刑の執行を受け同廿七年十二月廿五日仮出所となつたので此刑は同三十年四月十七日まて受刑の身である、故に本件後発罪と併合罪なりや否や且又量刑するに当り之を明かにする必要あり其他刑の執行に当り刑訴第四七四条の規定あるから本件の如き場合には刑法第五〇条を遺脱するは違法であり破棄自判すべきものと思料す。

以上

昭和二九年(あ)第三八七九号

判　決

国　籍　朝鮮済州道南済州郡表善面下川里
住　居　東京都中野区本郷通三丁目一三番地
無　職　康谷こと
康　龍　洙
明治四二年一二月二八日生

右被物故買被告事件について昭和二九年一一月一二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人安達十郎の上告趣意は、憲法違反を主張するけれども刑法一八条が違憲でないことは大法廷判例（昭和二四年(れ)一八九〇号同二五年六月七日大法廷判決、刑集四巻六号九五六頁）の示すとおりであり、その他所論は量刑の非難に帰するものとは認められない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和三〇年四月二六日判決　昭和二九年(あ)第三八七九号

昭和三〇年四月二六日判決　昭和二九年(あ)第三八七九号

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年四月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二九年(あ)第三八七九号

被告人　康谷こと　康　龍　洙

弁護人安達十郎の上告趣意

右の者に対する賍物故買被告事件について左の通り上告の趣意を陳述する。

第一点　原判決は憲法第三十六条第十四条に違反する。

原判決は「被告人を懲役一年及び罰金一万円に処する。但しこの裁判確定の日から三年間右懲役刑の執行を猶予する、右罰金を完納することができないときは金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する」との第一審判決を維持して控訴を棄却したものである。

ところで憲法第三十六条によると、残虐な刑罰は絶対に禁止されているのであるが、被告人を罰金一万円に処し、その罰金を完納することができないときは金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置するとの原判決は、極めて残虐な刑罰を被告人に課するといわなければならない。成程現行刑法上は懲役刑は勿論死刑すらも容認せられ、これらの刑罰はいずれも残虐な刑罰に該当しないとの解釈が有効的になされているのであるから、労役場に留置するとの刑罰はそれ自体決して残虐なものということはできないであろう。しかしながらこの労役場留置ということも、これが罰金刑に対する換刑処分として考察される場合に於て初めてその残虐性を露呈し、従つて又これがため罰金刑をも極めて残虐な刑罰と化してしまうのである。

けだし罰金刑は犯人の身体の自由ということには全く無関係な刑罰なのであるから、犯人が罰金を完納しない場合には、犯人の私有財産に対し強制執行を許すことをその刑罰の執行に対する唯一の担保とすれば充分なものである。犯人が

罰金を完納しないからといつてそれ自体身体の自由と関係のない罰金刑を換刑処分の名を借りて労役場留置という実質上の自由刑にすり換えることは、罰金を完納することのできない犯人にとつては真に残虐なことといわねばならない。尤も刑法第十八条第一項には「罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上二年以下ノ期間之ヲ労役場ニ留置ス」と規定されており、原判決は右法条を楯にして前記第一審判決を容認したものであるが、右刑法第十八条第一項自体が前叙の理由によつて憲法第三十六条に違反するものであるから、従つて原判決もこの点に於て右憲法の法条に触れることに相成るのである。

而も原判決はたま〳〵罰金を完納する能力のある犯人が労役場に留置される結果となるという意味に於て、すべて国民は法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないと規定した憲法第十四条にも違反するということができるけだし私有財産の多寡ということは広い意味に於て社会的身分を構成するものであり、それ故原判決は正に私有財産の多寡という社会的身分により国民を差別待遇する結果となり、結局右憲法の法条に違反することとなるのである。

第二点　原判決の刑の量定は著しく不当である。

被告人が故鉄等の仲買業を営み、その営業名義に於てそこに出入する買出人より故鉄等を買受けていた事実はあるが、現実にその引渡を受け代金の支払をする等所謂仕切りを為すのは被告本人ではなくして、その実子である康相憲がこれに当つていたのであるから、被告人が賍物たるの情を知り乍ら買受けたものとしても、知情の点については被告人にとつて判然明確な心証が形成されたものとは到底考えられず、せい〳〵未必的な知情の程度であつたものと認定されるべきである。而も右康相憲はその責任を負つて自殺を遂げ、被告人又本件以後謹慎自重して、堅実にして良識ある市民たらむと心掛けているのであるから、被告人に対する懲役一年並に罰金一万円に処するとの原判決は刑の量定が甚だしく不当であつ

て、本件は原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められるべき事例と申さねばならない。

以　上

昭和二四年(れ)第一一四三号

判　決

本　籍　大韓民国平安北道義州郡月華面檜下洞七七番地
住　居　和歌山市東杭ノ瀬四一番地
無　職　正　木　慎　一　明治三九年一二月二七日生

右被告人に対する酒税法違反幇助被告事件について、昭和二四年二月一六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人権逸の上告趣意について。

憲法三五条は同法三三条の場合を除外して住居、書類及び所持品につき侵入、捜索及び押収を受けることのない権利を保障している。この法意は同法三三条による不逮捕の保障の存しない場合においては捜索押収等を受けることのない権利も亦保障されないことを明らかにしたものなのである。然るに右三三条は現行犯の場合にあつては同条所定の令状なくして逮捕されてもいわゆる不逮捕の保障には係りなきことを規定しているのであるから、同三五条の保障も亦現行犯の場合には及ばないものといわざるを得ない。それ故少くとも現行犯の場合に関する限り、法律が司法官憲によらずまた司法官憲の発した

令状によらずその犯行の現場において捜索、押収等をなし得べきことを規定したからとて、立法政策上の当否の問題に過ぎないのであり、憲法三五条違反の問題を生ずる余地は存しないのである。さればこれと異る見地に立つて国税犯則取締法三条一項の規定を憲法三五条に違反すると主張し、且これを前提として原判決に訴訟法違反ありとする論旨には賛同することができない。

弁護人池辺甚一郎、権逸の上告趣意第一点について。

所論の物件は、本件密造にかかる酒類、醪、麹又は、これが製造に使用した機械器具容器であること、しかも、右物件は、本件犯罪の正犯者たる朴成煥の所有に属することは、原判決の確定するところであるから、原判決が酒税法六〇条三項、六四条二項（昭和二四年法律第四三号による改正前）の規定に依つて、右物件を没収したことをもつて、所論のように、違法とすることはできない。

同第二点、第三点について。

原判決は、幇助犯たる被告人の本件犯罪事実を認定するについて、その構成要件の一部として、――被告人に対する関係において――正犯者朴成煥の犯罪事実を認定したものであつて、朴成煥に対する裁判として同人の犯罪を認定したものではないのであるから、所論のように同人に対する訴追、審判を要するものではなく、又、これによつて同人の裁判を受ける権利を侵したものでもない。しかして、所論没収の違法でないことは前点において説明のとおりである。論旨は理由がない。

同第四点、第六点について。

原判決摘示の事実は、その挙示の証拠によつて認めることができる。所論は、原判決の証拠の取捨判断事実の認定を非難するに過ぎないから、上告適法の理由とならない。

同第五点について。

原審公判調書の記載によれば、所論書類は、単に犯罪の情状に関するものとして参考のため裁判所に一覧を求める趣旨で提出されたものに過ぎず、被告人側から証拠書類又は証拠物として提出されたものとは認められない。従つて原審が公判で右書類の証拠調をしなかつたからといつて、原判決に、所論のような違法があるということはできない。

同第七点について。

所論大蔵事務官作成の顛末書によれば、被告人の居宅で、本件密造酒類等在中の器具機械等が差押えられた事実を証明することができるのであつて、右書類は所論被告人の自白の補強証拠となり得ることは明らかであるから所論は理由がない。

同第八点について。

所論は、原判決の認定しない事実を前提として、原判決の違法を主張するものであるから、採用の限りでない。

同第九点について。

原審の量刑をもつて、所論のように憲法の保障する「公平な裁判所の裁判」に反するものとすべきでないことは、当裁判所数次の判例の趣旨に徴して明らかである。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は、弁護人権逸の上告趣意に対する裁判官栗山茂、同斎藤悠輔、同小林俊三、同入江俊郎の補足意見並びに裁判官藤田八郎の少数意見の外全裁判官一致の意見によるものである。

弁護人権逸の上告趣意に対する裁判官斎藤悠輔、同小林俊三の補足意見は、次のとおりである。

憲法三五条並びに同条一項に引用されている同三三条の規定は、刑事手続に関する規定であつて、行政処分手続に関する規定ではない。行政処分手続に関する規定は、同法一一条乃至一三条就中一三条後段に従い立法を以て合理的に（後記栗山説のごとく公共の福祉の名の下に勝手に規制するのでないことはいうまでもない。）規定するを以て足りるものである。そ

して、国税犯則取締法三条は、間接国税に関する行政処分手続に関する法律規定であつて（詳細は後記入江説参照）、その内容に照し憲法一三条後段の尊重を欠き同条に違反するものとは認められない。されば、右取締法の規定が刑事手続に関する憲法三五条に反するとの所論並びにこれを前提とする訴訟法違反の主張は、採用することができない。

弁護人権逸の上告趣意に対する裁判官入江俊郎の意見は次のとおりである。

わたくしは、本件上告を棄却すべきことについては、多数説と結論を同じくする者であるが、多数説が弁護人権逸の上告趣意の論旨を排斥する理由として説示した憲法三五条一項の「第三十三条の場合」の解釈については賛成することができない。わたくしは、憲法三五条及び同条一項に引用されている同三三条の規定が専ら刑事手続に関する規定であること、従つて右取締法の規定が刑事手続に関する憲法三五条に反するとの所論並びにこれを前提とする訴訟法違反の主張が採用すべからざるものであることについては、斎藤裁判官、小林裁判官の補足意見と略所見を同じくするが、わたくしは専らこの所見を理由としてのみ、右論旨を排斥すべきものと信ずるので、以下理由を明らかにして、この点に関するわたくしの意見を表示する。

(一)まず、憲法三五条が、三三条以下の諸規定と共に刑事手続に関する規定で、刑事手続以外の行政手続には直接適用のないことは、新憲法制定の沿革からも、同条の規定の憲法中の位置、前後の規定との関連からも推論することができる。尤も、刑事手続以外の行政手続も、公共の福祉の要請から屢々身体、居住、書類、所持品等に関する基本的人権の制限を伴わざるを得ないこともあり、そして或いは、刑事手続にのみ厳重な制限を置き、行政手続については、行政権の自由に委すがごとき解釈は妥当でないとの論があるかもしれない。しかし憲法は、行政作用の特質、即ち行政が多岐に亘る種々なる公共的目的達成のために営まれるものであつて、従つて、行政作用の個々具体の内容及び手続は、それぞれの行政目的達成上最も適切なものであることが望ましいものである点に着眼し、行政手続に伴い心要とせられる身体、住居、書類、所持品等に関

する基本的人権の制限については、直接憲法三三条、三五条等の規定を適用せず、それらに関する適当な規定は、これを憲法一二条、一三条、三一条の枠内における立法の作用に委したと解することが相当である。勿論そのような立法も、上記憲法一二条、一三条、三一条の規定には従うべきものであつて、その場合必要とせられる基本的人権の制限が、公共の福祉上必要已むを得ない限度のものたるべきは当然であるが、その枠内である限り、立法政策に委されたと解したいのである。

(二)次に、国税犯則取締法三条の手続は、同法二条の規定によつて行う間接国税犯則事件の調査に伴う特別の手続であるが、同法による収税官吏の間接国税犯則事件の調査は、間接国税の徴収を確保するために必要とせられる財務行政上の手続であつて、刑事手続でなく、右犯則処分の調査に伴う同法三条の手続も、亦財務行政上の手続であつて刑事手続ではない。同法による刑事手続は、間接国税の犯則事件については、同法一七条による告発がなされて、はじめて開始すると解すべきである。或いは、間接国税に関する通告処分を、実質上刑事手続であると解し、これを前提として、その先行手続である間接国税犯則事件の調査と、それに伴う同法三条の手続もまた刑事手続であると論ずる者があるかもしれないが、通告処分は、同法一四条に規定するとおり罰金又は科料に相当する金額、没収品に相当する物品、徴収金に相当する金額、及び書類送達並に差押物件の運搬、保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨を通告するものであつて、この処分も、徴税の徹底を期するが為、間接国税の犯則者に対し、財産上の負担を課する財務行政上の処分に外ならないのみならず、この財産上の負担は、相手方の意に反してこれを課するという性質のものでなく、また、これを課せられた場合にも所謂前科となるものでない点において、罰金とは本質的に異なるものであることを注意せねばならない。更に、通告処分は、これを処罰又は制裁として考えるよりは、寧ろ所謂「私和」即ち、間接国税は逋脱が行われやすく、国家としては犯則者に処罰をもつて臨むよりも、その課税権さえ確保出来れば、その犯則の情状と犯則者の反省とを勘案して、国家と犯則者とが一種の和解をし、これを赦免することとするほうが妥当であるとして考案された財務行政上の特殊な制度と考えるべきで、この制

度の母法である独乙法においてもこれを VERGLEICH として観念されたことも注意されてよいことである。このことは、国税犯則取締法の前身たる間接国税犯則者処分法立法の経過に徴するも、同法が明治二三年九月制定せられ同二四年一月一日から施行された当初は、通告処分は処罰としての色彩つよく、多分に刑事手続に準ずるものと考えられていたようであるが、同法が明治三三年法律六七号で全文改正された際には、議会の審議に当つても、通告処分は裁判的のものではなく私和を本質とするものであり、これに副うて規定が改められた旨が述べられていることからも窺えるであろう。また、同法一八条は右手続において差押えられ又は領置せられた物件は、犯則事件の告発がなされた場合にはこれを検察官に引継ぐこととせられ、引継があつたときは、当該物件は検察官が刑事訴訟法の規定により押収した物とせられる旨を規定するけれども、特にかような規定の設けられたことは、半面において、右告発前の手続が行政手続であつて刑事手続でないことの証左とも考えられるし、また同条の規定があつたからといつてこれによりそれらの物件が其の後の刑事手続において当然に証拠能力を有することになる趣旨ではなく、刑事手続における証拠能力の有無は、それらの物件が差押えられ又は領置せられた際の手続が、憲法三五条の要求するところと、実質において異らないものであつたか否かによつて判断せらるべきものと解するを相当とし、従つて、この規定があるからといつて、逆にその手続に常に必ず憲法三五条の適用があると解さねばならぬことにはならないと思う。

以上述べたところにより国税犯則取締法三条には、憲法三五条の適用なく、従つて、憲法三五条違反の問題は生ずる余地がないのである。

次に、国税犯則取締法三条の合憲性は、憲法一二条、一三条、三一条との関係において問題となり得るので考えてみるに、その規定の内容から見て、特にこれを違憲と認むべき点は存しない。蓋し、上述したように間接国税に関する通告処分は、その本質は、財務行政上の手続であつて、刑事手続ではないけれども、それが罰金又は科料に相当する金額、没収品に

相当する物品等の納付を通告する点において一般の他の行政手続と異り刑事手続に近似するものといえるし、又それに先行する犯則処分の調査においても、強制的に臨検、捜索、差押の許されている点において基本的人権に対する重大な制限を含むものであるから、この手続は立法政策上においては、可及的に刑事手続に準じた厳重な規定が設けられるべきであることは勿論である。しかし、右取締法三条一項は、間接国税に関し、現に犯則を行い又は現に犯則を行い終つた際に発覚した事件につき、その証憑を集取するため必要であり且つ急速を要する場合について、その犯則の現場における特例を規定したものであり、同条二項は、間接国税に関し現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し又は顕著な犯則の痕跡があつて、犯則ありと思料せらるる者のある場合において、その証憑を集取する為必要であり、且つ急速を要する場合についての特例を法律によつて規定しているのであつて、このような要急の場合に差押をなし得るとすることは、財務行政上の必要に応ずる已むを得ない手段と認められると共に、基本的人権の保障の面からいつても、刑事手続に準じた厳重な規定が設けられているのであるから、特に不当というべき点なく、憲法一二条、一三条、三一条の要請に違反するものとは認められないのである。

所論大蔵事務官中北信男外一名作成の顛末書は、適法に作成されたものであるから、これを証拠としたことは何ら違法ではない。それ故、所論は採用できない。

(三)なお、多数説は、憲法三五条一項の「第三十三条の場合を除いては」の規定を解釈して、三三条による不逮捕の保障の存しない場合においては、三五条の捜索、押収等を受けることのない権利もまた保障されないことを明らかにしたものであつて、現行犯についていえば、三五条の保障から除外される三三条の場合というのは、現行犯が存在する場合たることをもつて足り、これを逮捕する場合たることを必要としないと解し、これを前提として国税犯則取締法三条と憲法三五条との関係を説明するが、わたくしは、憲法三五条のかかる解釈には反対であり、憲法三五条で「第三十三条の場合」というのは、

現行犯についてはこれを逮捕する場合、非現行犯についてはこれにつき三三条所定の逮捕令状が発給されこれを執行して逮捕する場合をいうものと解するのである。思うに、憲法三五条は、刑事手続における住居、書類及び所持品の不可侵を規定し、若しこれらに対し、侵入、捜索、押収をする場合には、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状を必要とし、そして、捜索又は押収は、権限を有する司法官憲の発する各別の令状によりこれを行うこととして、その手続を極めて厳重且つ慎重ならしめ、また、捜索、押収の場所、物を特定することに意を用いているのであるが、唯その例外として、三三条の保障の下において合憲的に逮捕せられる場合だけは、三五条所定の令状なくして住居、書類及び所持品の侵入、捜索、押収を受けることあるを認めたと解するを相当とする。蓋し、三三条は人身逮捕に関する場合であつて、既に最も重大且つ基本的な人身の自由を拘束する逮捕が合憲的に行われる以上、その逮捕に伴い、これに関連して必要な範囲内において、住居、書類、所持品の侵入、捜索、押収については、特にそのための令状を必要としない旨を定めたものであり、また、三三条の保障の下において、合憲的に逮捕せられる場合であるならば、右逮捕に関連して必要な捜索、押収を、三五条所定の令状なくして行つても、捜索、押収の場所、物は特定されうるのであつて、かように解してこそ、はじめて、三三条、三五条とを対比してこれらの規定の内容である基本的人権保障の憲法の趣旨が徹底するのである。多数説のいうごとく、三三条の場合というのを逮捕する場合たることを必要としないと解することは、折角三五条で定めた基本的人権の保障を不徹底ならしめるものといわなければならない。

弁護人権逸の上告趣意に対する裁判官栗山茂の補足意見は次の通りである。

多数意見はその意味が把握しがたい嫌があるのと、国税犯則取締法三条には憲法三五条の適用がないとする少数意見があるので、本件に関するわたくしの所見を明にしておきたい。

(1)　わたくしは憲法三五条にいう「第三十三条の場合」には、現行犯として逮捕される場合と、令状によつて逮捕される

合とを含むばかりでなく、緊急逮捕の場合もまた内在していると解するのが相当だと考える。それ故憲法三五条にいう「第三十三条の場合」とは逮捕に随伴して、その現場における犯罪の証拠の集取が許される場合をいうのである。しかし実質上逮捕できる場合であれば、現実に逮捕を伴わなくても、犯人の現在するその場所に於て犯罪の証拠の集取ができるものと解してもよく犯人にとつては逮捕に伴つて証拠が集取される場合に比し不利益ではないから合理性を欠くことはないと思う。以上の理由で国税犯則取締法（以下単に取締法という）三条が間接国税に関し現に犯則を行い又は行い終りたる際に発覚した事件について、その犯則者の現在するその現場において、裁判官の許可がなくても、収税官吏が臨検捜索又は差押をすることができると規定したのは憲法三五条に違反しないものと考えるので、多数意見と結論を同うするものである。

(2)　入江裁判官の意見は、憲法は行政作用の特質に着眼し、行政手続に伴い必要とせられる身体、住居、書類、所持品等に関する基本的人権の制限については、直接憲法三三条、三五条の規定を適用せず、それに関する適当な規定は、これを憲法一二条、一三条、三一条の枠内における立法の作用に委せられたと解することが相当であると説明されている。しかし日本国憲法が基本的人権を侵すことのできない永久の権利と宣明しているといつて安易に立法その他の作用で取り上げられないことを意味するのである。（憲法一一条、九八条）わたくしは、身体、住居、書類、所持品に関する最も尊重さるべき国民の基本的な自由と権利とが、行政目的のためだとして、立法の作用によつて適当に規定されることができるというような考え方は、明治憲法の下ではとにかく、日本国憲法が保障している基本的人権の根本観念に反するものであることを指摘したい。論者の引用する憲法一三条は公共の福祉のため基本的自由と権利との制約を是認しているけれども、それはあくまでも基本的人権の保障即ちその適用を前提としているのであつて、公共の福祉の名の下にその保障を取り上げ又は排除し若しくはその適用がないとして勝手に行政目的のために立法その他の作用で自由と権利とを規制することを是認しているものではない。また論者は財務行政上の必要を以て、公共の福祉というけれ

ども、徴税上の必要というような単なる行政目的を以て公共の福祉とするような、絶対主義的見解は、日本国憲法一二条、一三条にいう公共の福祉の理念にそわないものである。更に論者は取締法三一条に反しないという。しかし憲法三一条にいう法律の定める手続というのは、同条以下の各本条が規定する保障の上に立つ手続をいうのであるから、憲法三五条の適用がないとしながら、同時に同三一条の枠内のものとすること自体が矛盾した見解たるを免れない。

租税犯の処罰は、近来いわゆる定額刑が廃止されて自由刑が採用されるに至つたように、その本質に変遷があつたことは周知のとおりである。すなわち、往時は租税犯は国庫に対する損失の塡補という見地から、追及され処理されていたのであつたが、昭和二二年税法罰則の改正を転機として、租税犯でも一般刑事犯と異る特色をもたなくなつたのである。次に取締法二条、三条が犯則といつて犯罪といわず、又刑訴法とはちがつた用語に従つていても、犯則者にとつては、訴追されれば犯則の事実は租税犯の事実に外ならないし、又その証拠は租税犯の証拠となるものである（取締法一八条参照）。ことに取締法二条にいう裁判官の許可は許可といつても実質は憲法三五条の令状である。されば特定の罪を犯したと疑うに足る合理的理由がないのに、右許可状によつて漫然徴税上の調査のために捜索又は差押を認めることができないことは憲法三五条の明定するところである。（そうでなければ取締法二条はいわゆる一般令状的性質の許可を認めたことになつて憲法三五条違反となるであろうし、又さような許可状は違憲というべきであろう。）それ故論者は行政手続と呼んでいるけれども、取締法二条と等しく同三条も実質上は刑事手続に外ならないのであつて、憲法三五条の適用あること明である。

以上述べたところは、斎藤、小林両裁判官の意見中入江裁判官の意見と共通する部分に対しても、あてはまるものと思う。

弁護人権逸の上告趣意に対する裁判官藤田八郎の少数意見は次のとおりである。

(一)憲法三五条が三三条以下の諸規定と共に、刑事手続に関する規定であつて、刑事手続以外の行政手続に直接適用のあるものでないことは、入江裁判官所説(一)のとおりである。

(二)しかしながら国税犯則取締法三条の手続は、入江裁判官所説(二)のごとく単なる財務行政上の手続であつて、全然刑事手続たる性質を持たないものであろうか。

国税犯則取締法は、間接国税犯則者処分法（明治三三年法律第六七号）の後身で、もと、旧憲法下の遺物であつて、当時、同処分法は、違警罪即決例と同じく、行政処分をもつて、ある限度において、実質上、司法処分に属する科刑処分をすることを認めたものとせられたのである。国税犯則取締法のみとめる通告処分も、それが国税徴収を確保するための財務行政上の目的をもつものであることは争いのないところであるけれども、これを純粋な財務行政上の手続とみるべきではなく、税務官庁が税法犯則行為に関して行うところの一種の科刑手続―それが強制力をもたない点において、本来の司法処分とは本質において、異るけれども―たる性格を有するものと解すべきである。同法一四条は、通告処分について、「国税局長又ハ税務署長ハ……犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相当スル金額、没収品ニ該当スル物品……ヲ納付スヘキ旨ヲ通告スベシ」と規定する。税法等所定の罰則の適用を外にして、罰金科料に相当する金額を徴収し、没収物を納付せしめる権利のないことは勿論であつて、これをもつて単なる課税権の行使とみることは無理である。同法において、通告処分に、公訴の時効中断の効力が付与せられ（一五条）、「犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ」（一六条）として、通告処分に、判決類似の既判効がみとめられているのは、右の手続が刑事手続たる性格を具有することの一証左である。従つて、また、同法二条三条所定の調査手続も、税務官吏がその権能にもとずき犯則事件の有無を決すべき証憑を集取することを旨とするものであつて、その本質において、通常刑事手続における検察官、司法警察官の犯罪捜査の処分と異るところはないのである。さればこそ、同法はこの手続によつて集取された証憑は、「犯則事

件ヲ告発シタル場合」において、刑事々件における証拠物件として移行することを認めているのである（一八条）。かりに同二条三条の調査手続をもつて、純然たる刑事手続とまではいえないとしても、多分に刑事手続たる性格を有する処分であることは疑のないところである。

自分は、憲法三五条は、刑事手続に関する規定であつて、直接、行政手続に適用のあるものでないとすることは、冒頭所説のとおりであるけれども、以上述べたごとく、多分に刑事手続たる性格を具有する本法二条三条所定の調査手続のごときに対してはその適用ありと解すべきこと憲法三五条規定の趣旨からみて当然であると信ずる。

㈢憲法三五条一項の「三十三条の場合を除いては」の解釈については入江裁判官の所説に賛同する。すなわち「三十三条の場合」とは三三条の規定する犯人逮捕の場合―令状による逮捕の場合および現行犯として令状なくして逮捕する場合の両方の場合―を指すのであつて、たとえ現行犯に関する場合であつても、犯人逮捕に関連なくして、令状によらず、住居、書類、所持品の侵入、捜索、押収をすることは許されない。犯人逮捕に接着する極めて例外の場合にのみ、令状なくしてこれらの強制処分が許されるという趣旨である。新刑訴が、二二〇条において検察官、検察事務官又は司法警察職員は現行犯の場合たると否とを問わず被疑者逮捕の場合において、その逮捕の現場においてのみ、裁判所の令状なくして、差押、捜索又は検証をすることができると規定している所以である。これは旧刑訴においては、検事又は司法警察官は「現行犯ある場合において、急速を要するときは」逮捕の現場であると否とを問わずその事件につき押収、捜索、検証の権ありとせられていたのを（一七一条、一八一条）新憲法三五条三三条の趣旨に従つて、右のごとく改正されたものであつて、多数説のごとく逮捕の場合たると否とを問わず、令状なくして、これらの処分ができるとするごときは、事を旧憲法下に復元せんとするものである。

㈣以上のごとく、国税犯則取締法三条の手続は、刑事処分たる性質を有するものであり、これについて憲法三五条の適用

ありと解するにおいては、たとえその犯則が現行犯の場合であつても、犯人の逮捕と関係なく、裁判所の令状なくして、収税官吏に、臨検、捜索、差押の処分をする権能を与えた同法三条の規定は、憲法三五条に違反する無効の規定であると断ぜざるを得ない。（この法律は前述のごとく、旧憲法下の遺物であつて、新憲法の実施に伴い、憲法三五条の趣意に則り速かに改正せらるべきものである。）

これを本件について言えば、かかる違法の手続によつて作成された大蔵事務官中北信男外一名作成の顛末書を証拠として、被告人に有罪を宣告した原判決は違法であつて、此点において、論旨は理由ありと思料する。

裁判官霜山精一は退官につき合議に関与しない。

検察官佐藤藤佐、浜田龍信、大場十郎関与

昭和三〇年四月二七日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　田中耕太郎

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　島保

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　藤田八郎

裁判官　岩松三郎

裁判官　河村又介

昭和三〇年四月二七日判決　昭和二四年(れ)第一一四三号

昭和三〇年四月二七日判決　昭和二四年(れ)第一一四三号

裁判官　谷村唯一郎
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎
裁判官　入江俊郎

裁判官井上登は退官につき署名捺印することができない。

裁判長裁判官　田中耕太郎

昭和二四年(れ)第一一四三号

弁護人権逸の上告趣意

被告人　正木慎一

一、憲法第三十五條、第三十四條と日本国憲法施行に伴ふ刑事訴訟法の應急的措置に関する法律第七條を綜合すれば

1、現行犯人と雖も逮捕権は司法官憲以外にはない。

2、右憲法の規定の所謂令状とは司法官憲の発するものに限ること自明である（憲法第三十五條未項）

3、従つて憲法第三十五條の「第三十三條の場合を除いて」とは明かに司法官憲（検事又は司法警察官）が現行犯人を逮捕する場合には事犯鮮明であり処置も急速を要し、而も犯人の基本的人権の擁護に欠くところがないから特に裁判官の令状を俟たず自ら押收捜索を爲すことを得しめた趣旨と解する。

然らずして捜査の主体としての権限と責任のない者が現行犯たりとの理由で濫りに人の住居に立入り、通常憲法に於て嚴格に令状を要するとされる押收捜索を爲し得るとしたら、憲法の要求する基本的人権の保障をじゆうりんされるであろう。

二、即ち税務官吏が酒税法違反の現行犯なりと認めて強制力絶大な押收捜索を爲すが如きは憲法第三十五條の予想しないことである。

三、若し実際取締上不都合ならば税務官吏の任意調査により違反事実を確かめて令状を乞うか、或は司法警察官を同行して現場に赴けば良いわけである。

四、斯の如く基本的人権の尊重を一支柱とする憲法が、その第三十五條で例外的に令状なくして人の住居に侵入し、捜索及

び押收爲す權限を認める場合を取締の都合に名を藉り、捜査の主体性、責任性、延いてはかゝる司法的取扱に習熟しない税務官吏の爲す場合にも拡大して適用するが如きことは到底首肯し得ないことである。

五、即ち税務官吏は酒税法違反の現行犯の場合にかゝる押收捜索を爲す權限を認めた間接国税犯則取締法第三條の規定は、正に憲法第三十五條に違反する違憲の條項である。

六、從て原判決挙示の証拠たる大藏事務官中北信男外一名作成の顚末書は、かゝる憲法違反を侵して爲された住居侵入捜索及び押收の事実を記載したもので違法証拠である。

七、故にかゝる憲法の重要な規定に違反した、從つてその内容の到底首肯し得ないことが法理上当然の証拠を採りて有罪と断じ、而も違憲に押收した物件を没收した原判決は違法であり到底破毀を免れない。

以　上

昭和二四年れ第一一四三号

弁護人池辺甚一郎同權逸の上告趣意

第一点　原審判決は被告以外の所有物件を没したるは違法である。

(一)　凡そ裁判の効力は当事者以外のものに及ぶ可きものでないことは其体質相対性であると言ふ点よりして明かである。然らば被告に対する裁判に依つて被告以外の何等処罰を受けざる者の所有物件を没收す可らざる一点疑を容れざる処である。

(二)　飜つて本件被告事件に付き之を見るに訴外朴成煥が燒酎の製造を爲したものであること、並に其之れが製造に要したる機械器具及び燒酎其他原料等は訴外朴成煥の所有物件であることは本件記錄に徵し、殊に原審判決は被告が朴成煥の該製造を幇助したるものであると判示したる点よりして明かである。

(三)　然らば被告に対する裁判に依つて被告以外の朴成煥所有の物件を没收することが出來ないことは敢て論を俟たざる処である。

然るに原審判決は被告以外の前述朴成煥の所有物件を没收すると判示したるは、之れ正しく被告に対する裁判に依つて第三者たる朴成煥の所有物件を没收したるものであつて、到底破毀を免れない違法があると言はなければならないのである。

第二点　原審判決は裁判に依らずして朴成煥を正犯者であると認定し、同人所有物件を没收したるは失当である。

(一)　原審判決は朴成煥は正犯者であると認定して前第一点記載の同人の所有物件を没收したのである。乍併同訴外人は果

して正犯者であるか如何かと言ふことは裁判をしたる上でなければ断定することが出來ないものである。

(二) 然して同人に対しては未だ起訴もなければ、從て審理裁判をした事実もない。然らば同人が犯罪者であるか否かも明かでない。言ひ換ふるならば同人に付きては犯罪が成立して居るか如何か、仮りに成立したとしても或は違法阻却の理由があるかも知れない。之れ等は総て裁判を爲したる後でなければ断定することが出來ないものである。

然るに原審判決は裁判に依らずして朴成煥の犯罪の成立を肯定し、同人所有の物を沒收したのである。

(三) 乍併日本国民は裁判所の裁判を受くるの権利を有することは我国憲法の精神に則り明かである。然るに起訴もなければ何等裁判を爲したることがないのに拘らず朴成煥が正犯者あると認定し同人所有の物件を沒收したるは失当である。

第三点　原審判決は正犯の刑は成立せないのに拘らず、從犯の成立を肯定したるは失当である。

(一) 從犯の成立を肯定せんとするには少くとも正犯の成立を前提とすることは其本質より生ずる当然の帰結である。然るに本件に付て正犯者と称する朴成煥なるものは何等処罰を受けた形跡もなければ、起訴を受けた事実もない。然らば犯罪者であるか否かも分らない。

(二) 然らば被告が仮りに原審判決所論の様に朴成煥燒酎を造ることを幇助したりと致しても、其幇助を爲した行爲が成立するや未だ正犯が成立せないのに先ち從犯のみ成立したりと見ることが出來ないのである。然るに原審判決は正犯者と目するものが何等審理処罰を受けたことがないのに拘らず、敢て其成立を肯定したることが失当である。

第四点　原審判決は証拠が充分でないのに有罪の認定を爲したるは違法である。

(一) 原審判決は訴外朴成煥が政府の免許を受けないで燒酎の製造を爲し、被告が之を幇助したものであると判示して居るのであるが政府の免許が有るか否かと言ふことが、朴成煥を取調べなければ判然せないものであるが同人を調へた形跡がない。又被告が幇助したと言ふのであるが被告が朴成煥に家を世話したのが同人から飴を製造したいから家を世話して貰ひたいとの懇請に依つて前に世話になつた恩義もあり、飴の製造するものであると信じて之れが世話したものであり、又被告が和歌山の朴成煥の処へ來たときは既に燒酎の製造は致して居つたものであつて被告が之れが製造に関與して居らないのである。殊に被告が來たのは昭和二十三年十月二日であつて、本件檢挙が同月五日である、從て時日の上に於ても斯る予猶がないのである。

(二) 成る程燒酎の製造はして居つたことが事実であるが、夫れは政府の許可がなかつたものであるか如何、又被告が之を幇助したものであるかと言ふ点に付きては本件記録に徴し之れを肯定する証拠としては充分でない。然らば無罪の判決を爲す可きは至当であるのに拘らず有罪の認定を爲したるは違法である。

第五点　原審判決は証拠書類の取調べに付き成規の手続を踏まざる違法がある。原審に於て弁護人は被告の性格來歴行狀等からして被告が本件の様な犯罪を惹起するものでないと言ふ事実を立証する爲めに数通の証明書を提出した、此の事実は記録に於て明かである。

然して証拠書類の取調べに付きては刑事訴訟法第三百四十條の規定に準拠して取調ぶ可きものであるのに拘らず、本件弁護人の提出したる証拠書類に付きては何等斯る手続を履行せなかつたものであつて、此の点に於て違法ありと言はなければならない。

第六点　原審判決は審理を盡さざる違法がある。

(一) 原審判決は被告が訴外朴成煥が燒酎の製造するの情を知り乍ら該場所を斡旋し、其間留守番をして之を幇助したるものであると認定して居るのであるが、被告が其事実を否認し弁解として同人は飴を製造する爲めに家を世話をして呉れと頼まれて之れが斡旋したものであつて、燒酎を造るものであると陳述して居るのであつて、殊更に留守居を担当したものでない陳述して居るので

ある。

㈡ 然らば被告は情を知つて家を世話したものであるか否か、又判示所論の如く留守居を担当したかと言ふことは朴成煥を取調べたる後にあらざれば、之れを明確にすることが出來ないのに拘らず其正犯者であると認定する朴成煥の取調べを爲さゞりしは審理を盡さゞる違法がある。

第七点　原審判決は被告の自白を唯一の証拠として犯罪の成立を肯定し、刑罰を科したるは違憲である。

㈠ 原審判決は被告は訴外朴成煥の燒酎の製造を爲すに際し、其場所斡旋したり或は留守番をして之を幇助したと認定し之を認定する証拠としては、大藏事務官中北信男外一人が朴成煥所有の物件を差押を爲したる顚末書と被告の自白とを採用したるものである。

㈡ 然して大藏事務官中北信男の差押顚末書は單に朴成煥が燒酎を製造したと言ふ事実を立証することが出來るか。被告が之を幇助したか否かと言ふ事実は明かにすることが出來ない。要するに本件は朴成煥の燒酎の製造を幇助したか否かが其焦点であつて、此の事実を証する証拠として被告の自白以外に之を求めなければならないのである。

㈢ 然るに被告が朴成煥が燒酎を製造するに当つて之を幇助した事実の立証として被告の第一審に於ける自白を唯一の証拠として之を認定して居るのである。之れ何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、又は刑罰を科せられないとある憲法の法條に違反するものである。

第八点　原審判決は從犯の法律解釈を誤りたる違法がある。

㈠ 被告が訴外朴成煥の爲めに家の世話をしたこと並に同人方に寄寓したことは被告の認むる処であるが、燒酎の製造に付き幇助したことは否認する処である。單に家を世話したり同一の家屋内に住んだと言ふことが直ちに以て燒酎の製造を幇助したと見ることが出來ない。

若し斯る解釈を推究するならば、犯罪の現場に居つたものが皆之を幇助したと見なければならない。

㈡ 乍併犯罪の現場に居つたからとて犯罪を幇助したと見ることが出來ない。少くとも犯罪を犯すに容易ならしむる積極的の行爲がなければならない、然るに本件の様な場合を指揮して直ちに犯罪を幇助したるものなりと認定し、從犯を以て問擬したるは失当である。

第九点　被告に対し懲役三月を以て処断したるは公平を失し違憲である。

㈠ すべて刑事事件に於ては被告人は公平な裁判所の裁判を受くるの権利を有することは我憲法の保障する処である。而して憲法に所謂公平の意義に付き從來の判例は組織構成の上に於て公平なるを指称し、個々具体の場合に於ける公平を意味するものでないと断定したのであるが、憲法には何等局限せざるのみならず、若し判例の示す様に組織構成の上に於て公平なれば足り、個々具体の場合に於て如何に不公平で有らうと関する処に非ずとして放任せんか、憲法に保障したる公平なる裁判を受くるの権利は全く空文化するに至るは必然である。

㈡ 抑も裁判のより威信を保ち社会秩序を維持する所以のものは公平であるからである。若し裁判にして公平を失せんか豈に被告人は悦服せざるのみならず怨嗟の的となり、遂に社会秩序を破潰するに至るは必然である。之れ憲法に於て公平な裁判を受くるの権利を保障したる所以亦茲にある。

然るに組織構成の上に於て公平であれば足り、個々具体の裁判に於て如何に公平であらうとも之れを是正することが出來ないとすれば司法の威信を傷け、裁判の精神を沒却するに至るは必然である。豈に斯くの如き理あらんやである。

㈢ 翻つて本件被告事件に付き之を観るに、被告は仮りに原審判決判示の様に訴外朴成煥の爲めに家屋の斡旋を爲し、或は留守居をした事実があつたとしても事件極めて軽微であり、且つ被告は何等の前科なく眞面目に正道を歩んで來た其來歴に徴し、直ちに体刑を選択するが如きは極めて苛酷であつて著敷く不公平であると言はなければならない。

之れ憲法に所謂公平の原則に反するものであること明かである。

六

以　上

昭和二七年(あ)第二〇一一号

判　決

本　籍　栃木県河内郡城山村大字荒針六五一番地
住　居　北海道札幌市北四条西二五丁目　杉之原舜一方
無　職　幸一こと
半　田　幸　市
昭和三年九月一二日生

右被告人に対する昭和二五年政令第三二五号違反被告事件について、昭和二七年二月二五日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決を破棄する。
被告人を免訴する。

理　由

弁護人杉之原舜一の上告趣意は、末尾添附のとおりである。
裁判官真野毅、同小谷勝重、同島保、同藤田八郎、同谷村唯一郎及び裁判官井上登、同栗山茂、同岩松三郎、同河村又介、同小林俊三の意見は、本件は、原判決後に刑が廃止されたときにあたるとするにあるから、刑訴四一一条五号、四一三条但書、三三七条二号により主文のとおり判決する。

昭和三〇年四月二七日判決　昭和二七年(あ)第二〇一一号

一

裁判官田中耕太郎、同斎藤悠輔、同本村善太郎は上告棄却の意見である。

弁護人杉之原舜一の上告趣意について。

裁判官真野毅、同小谷勝重、同島保、同藤田八郎、同谷村唯一郎の意見は次のとおりである。

職権をもつて調査すると昭和二五年政令三二五号「占領目的阻害行為処罰令」は、わが国の統治権が連合国の管理下にあつた当時は、日本国憲法にかゝわりなく、憲法外において法的効力を有したのであるが、平和条約発効と共に当然失効し、昭和二七年法律八一号により前記政令の効力を維持することは憲法に違反し、同年法律一三七号の規定は、事後立法であつて、違憲無効であり、また本件のごとき場合に限時法理論を用いることが憲法上許されないことは、昭和二七年(あ)第二八六八号同二八年七月二二日言渡大法廷判決記載の真野、小谷、島、藤田、谷村各裁判官の意見のとおりである。それ故に、本件については、原判決後の法令により刑が廃止された場合にあたるから原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。よつて論旨について判断するまでもなく原判決及び第一審判決を破棄し被告人を免訴すべきものである。

裁判官真野毅の補足意見は、前記昭和二七年(あ)第二八六八号（被告人坂上仲夫）同二八年七月二二日言渡大法廷判決及び昭和二七年(あ)第六六九号（被告人渡辺誠一郎）同二八年一二月一六日言渡大法廷判決中各記載の同裁判官の補足意見のとおりである。

裁判官井上登、同栗山茂、同岩松三郎、同河村又介、同小林俊三の意見は次のとおりである。

職権をもつて調査すると昭和二五年政令三二五号の内容を充足する指令であり、且つ本件に適用ある昭和二〇年九月一〇日附連合国最高司令官の「言論及び新聞の自由」と題する覚書第三項の「連合国に対する虚偽又は破壊的批評及び風説」を「論議すること」を禁止し処罰する部分及び第一審判決が本件に適用した同年九月一九日附同司令官の「新聞規則」と題する覚書第三項の「連合国に対する虚偽又は破壊的批評」を「行う」ことを禁止し処罰する部分は、憲法二一条に違反するから右指令を適用する限りにおいては、右政令は、昭和二七年法律八一号及び同年法律一三七号にかかわらず、平和条約発効と同時に国法たる効力を失うものと解するを相当とする。従つて本件は原判決後の法令により刑の廃止があつた場合にあたるから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。よつて原判決及び第一審判決を破棄し被告人を免訴すべきものである。

裁判官井上登、同岩松三郎の補足意見は次のとおりである。

連合国が初めて日本を占領した当時「占領の目的は日本における軍国主義を排除し、日本を平和国家にする為めである」という様なことがいわれ、従つてその目的の為めに種々の指令が発せられた。例えば本件の如き犯罪に適用せらるべき覚書昭和二〇年九月一〇日附「言論及新聞の自由に関する件」又は第一審が本件に適用ありとした同年九月一九日附「新聞規則」と題する覚書の各第一、二項の如きはそれであつて、「占領目的に反する行為」とは右の目的に反する行為という意味にも用いられて居たのである。しかるに又一方占領そのものの為めに不利益となり得べき行為を禁ずる指令も数多く発せられ、これに違反する行為も亦占領目的に反する行為として所罰せらるるに至つたのであつて、この場合は占領目的という語が占領そのものを目的とする意味に用いられたのである。前者の場合は昭和二七年法律第八一号によつて法律と同じ効力を与えられた以上、その内容が（例えば行き過ぎ等の為めに）憲法に違反せざる限り、日本の主権が恢復し占領ということが無くなつたというだけでこれを無効とすることは出来ない。しかし後者の場合は占領そのものの便宜、利益の為めにのみ発せられたものである（吾国の公の福祉の為めに発せられたのではない）から、その性質上占領という事実が消滅すると共に失効すべきものである。（そのいずれに属するか又前者であるとすればその内容が違憲であるか否かは一々各指令の内容について検討して見なければならないとする点において私達の意見は真野外四名の裁判官の意見と異なるのであつてこれは従来度々書いたとおりである）そして本件に適用された前記各覚書第三項は以下に記す理由により前記後

者に属するものであり、従つて占領終了と共に失効すべきものであるのみならず、その内容も憲法下においては許されないものと考えるのである。

本件各覚書は昭和二〇年九月一〇日附若くは同月一九日附で、即ち終戦直後に発せられたものであり「連合国に対する……」云々といつて居て「外国に対する」とはいつていない。そして「虚偽又は破壊的」云々といつて一応相当の制限をつけて居る様だけれども虚偽のことをいえばそれが如何につまらない小さなことでも罰せられるのであり、又連合国の噂をすればどんな噂でも罪となるのである。(「言論及び新聞の自由」の覚書の日本文では「虚偽又は破壊的批判及び風説」とあるから「虚偽又は破壊的」が「風説」にもかかる様にも読み得る様だけれども覚書の原文で見ると「虚偽又は破壊的」は「批判」にのみかかるので「風説」にはかからないものであること明である。)極端にいうと連合国の為めに有利なことであつても苟くも虚偽又は噂を論議すれば罪を構成するのである。かくの如きことが不当に(公の福祉の為め必要な限度を越えて)表現の自由を圧迫し憲法に違反することはいう迄もない。又破壊的批判であつてもそれが真実に基くものであるならば敵国(連合国は当時においては日本を占領して居る敵国である)に対しかかる批判をすることは必しも罰せられるべき行為とはいえない。例えば或る国の軍隊が強姦強盗ばかりやつて居て仕方がないといつた様な事実が万一あつたとすれば、それを摘発して国民に警告することは寧ろ新聞の使命に合うことかも知れない。これに刑罰を以てのぞむが如きは不当であるという迄もあるまい。しかのみならず当時は「破壊的」などとは到底いえない軽微な事実迄「破壊的批判」の名の下に起訴された実例が多く存するのであつて、何等の制限もなく単純に「破壊的」というが如きは頗る不明確で危険なものであることは小林裁判官のいうとおりであり此の点については同裁判官の、他の刑罰法規を例に引いての詳細な意見書を引用したい。要するに無制限に「虚偽又は破壊的批判」「風説」というが如きは犯罪構成要件を規定する字句としては余りに広汎且不明確でありかかる字句を以て表現の自由を制限することは不当に言論を圧迫するものであり憲法に違反するものというべきである(小林裁判官の意見書中に例に引いてある他の類似刑罰法規の様に種々必要な制限をつけなければならない)。のみならず上述の様な実例、広汎不明確な内容と本覚書が終戦直後に発せられたものであること及批判の対象を一般外国又は友交国とせず連合国即占領国に限つたこと等を併せ考えると本件各覚書第三項は苟くも占領国に対する反感を惹起して占領の為の不利益となり得べき言論を封じ、よつて少しでも占領の妨害となる虞ある行為を弾圧する目的に出たものと見るの外なく冒頭記載の「後者」の部類に属するものであつて吾国公の福祉の為めに発せられた指令とは到底考えられない。この点から見ても占領の終了と共に失効すべきものといわなければならない。

裁判官井上登、同岩松三郎の各補足意見は、前記昭和二七年(あ)第二八六八号(被告人坂上仲夫)の大法廷判決記載の井上裁判官の補足意見及び前記昭和二七年(あ)第六六九号(被告人渡辺誠一郎)の大法廷判決記載の井上裁判官の補足意見中本件政令三二五号の平和条約発効後の効力に関する部分のとおりである。

裁判官栗山茂、同河村又介の補足意見は次のとおりである。

連合国司令官は一九四五年九月一〇日言論及び新聞の自由と題する覚書を発して、日本国政府に対し言論の自由に関しては最少限度の制限を為すべき旨を命じ(第二項)、次いで同月二七日更に新聞及び言論の自由えの追加措置と題する覚書を発して、日本帝国政府は最高司令官の命令による場合の外、新聞あるいはその発行人またはその使用職員等に対し、その如何なる政策ないし意見の発表に関しても、如何なる処罰的行為をも為すことを得ずとし(第四項)、同時に同覚書で日本国政府に対し新聞紙法、国家総動員法、新聞紙等掲載制限令、新聞事業令、言論出版集会結社臨時取締法等の従来の新聞紙に対する諸制限を撤廃せしめたのである(第七項)。これら一連の連合国司令官の指令は、民主々義に則りポツダム宣言の政策の一つである言論および出版の自由(同宣言第一〇項)を確立せしめることを目的としているものであつて日本国憲法二一条の保障と同一精神に出ていること明である。それにもかかわらず、他方において、前記言論および新聞の自由と題する覚

書（一九四五年九月一〇日附）は、その第三項において「連合国に対する虚偽又は破壊的批評及び風説は之を論議すること
を得ず」と規定しており、更に同月一九日連合国の新聞に対する取締方針を一層具体化し、強化するために発せられたと認
められる日本新聞規則に関する覚書も、その第三項において「連合国に対する虚偽又は破壊的批評を行わざるべし」と規定
している。ところで、これらの規定はポツダム宣言の実現を目的とした連合国の一連の政策とは異なり、専ら占領軍または
連合国の利益を擁護することのみを目的としたものであつて、結局において連合国に対する不利益な批評を一切禁止するの
と同一に帰し、被占領国たるわが国における言論および出版の自由を不当に制限せんとするものであり、日本国憲法二一条
の精神と相容れないものである。それ故、これらの規定は占領下においてこそ日本国憲法にかかわりなくその効力を保持し
得たとしても、占領の終了と共に当然違憲の規定としてその効力を失うべき性質のものといわなければならない。
されば、昭和二五年政令三二五号は、平和条約発効後においては、前記一九四五年九月一〇日附覚書第三項及びこれと同
趣旨の同月一九日附覚書第三項を適用する限りにおいては、これが効力を認めることができないものであるから、本件は原
判決後の法令により刑の廃止があつた場合に準ずべきものである。

裁判官栗山茂の補足意見は、前記昭和二七年(あ)第六六九号（被告人渡辺誠一郎）の大法廷判決記載の同裁判官の意見中本
件政令三二五号の平和条約発効後の効力に関する部分のとおりである。

裁判官河村又介の補足意見は、前記昭和二七年(あ)第二八六八号（被告人坂上仲夫）の大法廷判決記載の同裁判官の補足意
見及び前記昭和二七年(あ)第六六九号（被告人渡辺誠一郎）の大法廷判決記載の同裁判官の補足意見中本件政令三二五号の平
和条約発効後の効力に関する部分のとおりである。

裁判官小林俊三の補足意見は次のとおりである。

本件被告人は免訴すべきものである。

政令第三二五号と平和条約及び昭和二七年法律第八一号との関係について、私のとる意見は、右政令違反に問うところの
連合国最高司令官の指令（以下単に指令といい、本件の指令は覚書として発せられているからこの場合は覚書という）の内
容が、平和条約成立後現にわが憲法に適合するかどうかによつて法律たる効力があるかないかが定まると解するにあること
は、すでに昭和二八年七月二二日言渡の大法廷判決において述べたとおりであるから、ここにこれを引用する（集七巻七号
一五六二頁以下）。ところで本件において原判決の支持する第一審判決の判示するところによれば、被告人は、判示のよう
な「連合国に対する破壊的批判をした」記事を掲載した幌内新聞一部を頒布論議したというのであるから、覚書の内容によ
つて法律たる効力を定める意見の立場から当然右判決の摘示事実に適用すべき昭和二〇年九月一〇日附同司令官の「言論及
び新聞の自由」と題する覚書第三項の「連合国に対する虚偽又は破壊的批評及び風説はこれを論議することを得ず」という
規定並びに本件第一審判決が本件に適用した、同年九月一九日附同司令官の「新聞規則」と題する覚書第三項の「連合国に
対する虚偽又は破壊的批評を行わざるべし」という規定が現にわが憲法に適合するかどうかを考えなければならないのであ
る。そして右各覚書第三項にいう「連合国」は、すでに平和条約成立とともになくなつたのであるから、この関係を現在に
置き換えると単なる外国となるのであるが、仮りにその外国がわが国と友交関係に在るとしても、それらの外国に対し「虚
偽又は破壊的批評」というような表現により刑罰制裁を附して一般に言論を制限する立法が現にわが憲法上可能であるかど
うかが結局本件の問題となるのである。（この判断によつて単なる「風説」の問題は自ら解決されると思うから特に触れな
い。またわが国と安全保障条約のような関係にある外国は別な考察をすべき面があるからこれを除外する。なお参考として
かかる外国との関係につき昭和二七年(あ)第六六九号同二八年一二月一六日大法廷判決において述べた私の意見をここに引用
する。）

(一)　そこで順序として覚書にいう「虚偽又は破壊的批評」の「批評」ということを考えてみるに、これは本来全く自由な

言論の一形式であつて、それ自体に可罰性ある何ものをも含まないことはもちろんまたいかなる限度方法においても、それ自体を制限することの許されないことは、わが憲法を引くまでもなく近代憲法に通ずる自明の理であろう。覚書の規定は、この本来全く自由な「批評」という言論を「虚偽又は破壊的」という限界のきわめて広い抽象的文字だけで抑えこれを罪とするのであるが、まずこの文言自体からは、適確に構成要件を観念することが困難であるから、その結果としてその解釈は独断専恣に陥り易く国民にとつてきわめて危険である。批評ということが、前示のような本質をもつているから、これを制限しかつ違反する者に刑罰制裁を科するためには、その制限のよつて立つ余程の理由があることを要しかつそれが明確でなければならない。すなわちかかる言論の自由を特に制限して特に守らなければならない公共の福祉はいかなる内容を有するものであるか、またこれに対する言論の限界は最少限度においていかなる線にあるか、さらに目的又は結果についていかなる認識を必要とするか等を能うかぎり明らかにすることを必要とする。これを刑罰法規の面からいえば、言論を制限してこれに反する行為を罪とする法規は、それ自体に、かかる行為に対し保護しようとする法益とこれに対する侵害の態様をできるかぎり明確にし、よつて行為者がこれらの点に関しいかなる主観的意思又は認識を必要とするかを明らかに表示しなければならないのである。このことは言論の自由が民主主義的国家構造の基本の一部を形成する本質的な人権であることから出て来る当然の要請である。なるほど他の見解によれば、「虚偽」とか「破壊的」とかいうだけでそれ自体不正ないし不当の意義を含むのであるから、具体的な特定の行為が社会的危険性又は反道義性ある社会悪として可罰性を認むべきかどうかは、それぞれの行為につき裁判により定められれば足り、刑罰規範としては右のような表現だけで十分であるとの説も考えられないことはない。しかし刑罰法規の一般的抽象的表現にも限度があり、特に言論の自由の一方法である「批評」というようなことは、殺人や強窃盗のごとき自然犯罪とは全く性質を異にするのであるから、これらと同一に論ずることはできない。かえつて現行法中から例をとつてみても、言論に関するかぎり、右覚書の規定のような一般的な不明確な規制をしてい

る法規は見当らない。すなわち「虚偽」という語についていえば、刑法の信用毀損罪（二三三条前段）における「虚偽ノ風説ヲ流布シ」は、よつて「人ノ信用ヲ毀損」するという結果又は危険を生ずることを必要とするのであり、選挙の公正を害する罪（公職選挙法一四八条一項但書及び二二五条の二第一項一号）における新聞紙又は雑誌に「虚偽の事項を記載」することは、これによつて「選挙の公正を害してはならない」のである。その他同法二三四条二三五条に定める言論の規制も、それぞれ定まつた目的を明らかにしている。さらに「破壊的」という語についていえば、成立について多くの論議のあつた破壊活動防止法（以下破防法）というにおいても、その第四条に定める「暴力主義的破壊活動」として言論を罪とする場合は、「せん動」が主たる例であるが（同条一項二号ヌ）、その第二項に「せん動」により、人に対し「特定の行為を実行させる目的」をもつて「その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与える」という結果を生ずることを必要とする旨の明確な表示をしている。（なおここでは破防法その他ここに引用する特別法の言論に関する諸規定の合憲性については一切触れない。）また主として言論その他の表現による方法と認められる「そそのかす」「あおる」を罪とする国家公務員法九八条五項末段（同一一〇条一七号）の規定も、行為の対象を具体的に明確にしている（地方公務員法三七条一項末段六一条四号参照）。「煽動」という文字を用いている国税犯則取締法も同様にその目的を明確に定めている（二二条）。これらの例から考えてみても、言論を罪とする場合の刑罰法規は、常に侵害の対象となる法益とこれに対する目的又は結果について明確な規制をしていることが解るのであり、また右のように明確な定めをしなければ、言論を罪とすることは許されないという前提に立つものと解されるのである。すなわち本件についていえば、「批評」という言論の対象がわが国と友交関係にある外国であるとしても、単に「虚偽」とか「破壊的」という限界のきわめて不明な抽象的表示のみによりこれに対し刑罰制裁をもつて臨むことは、言論の自由を不当に制限するものであり、憲法二一条に違反するものといわなければならない。

昭和三〇年四月二七日判決　昭和二七年(あ)第二〇一一号

(二)　以上に述べるところはまた「虚偽」又は「破壊的」というきわめて広い一般的な表示だけでは罪刑法定主義の原則にも適合しないことの理由としても十分である。

(三)　次に一般に指令の内容は当時の連合国又は占領軍の便宜利益のために発せられたものが多いであろうが、それのみでなくわが国の秩序を維持し公共の福祉を増進するために発せられたものも多く存在し、後者に属する指令は、その内容がわが憲法に適合しかつこれを存続せしめる必要を認めるかぎり、わが国が平和条約の成立により独立した後、独自の意思をもつてこれを国法とすることをなんら妨げるものでないことはすでに述べているところである（前示昭和二八年七月二二日大法廷判決参照）。しかるに前示の覚書の条項は、(一)に述べたように批評という言論を制限する規定としてきわめて独断専恣であり国民にとつて著しく危険である点にかんがみるときは、全く当時の連合国又は占領軍の便宜利益のためのみに発したものと解するのほかなく、当時わが国わが国民が課せられていた指令に対する服従義務によつてのみこのような言論に対する刑罰法規の効力を是認することができるのである。すなわち平和条約成立後においては、わが国としてかかる指令の内容をそのまま国法として存続せしめる必要がないのみならず、またかかる言論の制限について憲法上の根拠を欠き、かつ規定自体からいつて罪刑法定主義の要請にも副わざること前示のとおりであつて、この見地から考えても前示覚書の条項のごときは、法律第八一号によつてもわが国法たる効力を与えることはできないといわなければならない。

以上の理由により、政令第三二五号は、前記覚書の条項を充足するかぎり平和条約発効とともに失効したのであり、その以後は右条項違反を理由として被告人を処罰することはできないのであるから、本件は原判決後の法令により刑の廃止のあつた場合に準ずべきものと解するを相当とし、被告人を免訴すべきものである。

裁判官田中耕太郎、同斎藤悠輔、同本村善太郎の反対意見は、次のとおりである。

職権により調査すると原判決の是認した第一審判決の確定した犯罪事実は、被告人は、連合国最高司令官の昭和二〇年九

月一九日附日本新聞規則に関する覚書の趣旨に反し、昭和二六年一月七日頃空知郡三笠町幌内所在新栄寮において、同寮長白戸松義に対し、惨虐死のキャンプ朝鮮と題し「(前略)負け戦でヤケクソになつたアメリカ帝国主義者共は、朝鮮人という朝鮮人は皆ゲリラと思い、片つぱしから殺し、婦女子を集めてスッパダカにし、爪を抜き、エグリトリ、油をかけて焼殺すなど、至れりつくせりの残虐をつづけている」云々と連合国に対する破壊的批判をした記事を掲載した昭和二六年一月三日附日共幌内細胞機関紙幌内新聞一部を頒布論議し、以つて占領目的に有害な行為をなしたものであるというのである。さすれば、被告人の所為は、右犯行当時法的に有効に存在した昭和二五年政令三二五号一条、昭和二〇年九月一〇日附連合国最高司令官の「言論及び新聞の自由」と題する覚書三項又は同年九月一九日附同司令官の「新聞規則」と題する覚書三項に違反し、同令二条一項に該当すること明らかであるから、被告人は、同条項所定の処罰を免れないものといわなければならない。

そして、刑訴三三七条二号の「犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。」とは、その明文の示すとおり、犯罪後発布された法令により積極的に既成の刑罰権を放棄したとき、換言すれば、犯罪後特に刑を廃止する旨の国家意思の発現があつたときを指すものであつて、刑罰を規定した法規そのものが単に将来に向つて失効したとき（その失効と同時に既成の刑を廃止する暗黙の国家意思があつたと見られない限りは）をいうものでないこと、よつて単に将来に向つて失効するに過ぎない、いわゆる限時法的性格の法令は、その失効と同時に刑を廃止する旨の明文がない以上、刑を廃止する暗黙の国家意思の発現があるものといえないものであること、並びに、本件政令三二五号は、初めから占領中だけ有効に存在する、いわゆる、限時法的性格の法令であつて、しかも、本件犯罪後これが刑罰を廃止する旨の法令が発布されていないこと、ことに、本件覚書の趣旨に反する右政令違反の犯罪につき特に大赦から除外したこと（昭和二七年政令一一七号一条二三号(イ)、(ロ)参照）、昭和二七年法律八一号、同法律一三七号一連の法律は、逆に本件のごとき犯

罪の刑罰を特に廃止しない旨の明確な国家意思を表明していると見るべきこと等については、すべて、昭和二七年(あ)二八六八号昭和二八年七月二二日宣告当裁判所大法廷判決中の弁護人上田誠吉の上告趣意第三点についてのわれわれの意見において説明したとおりである。されば、本件については、犯罪後の法令により刑の廃止はないものといわなければならない。

裁判官斎藤悠輔の補足意見は、前記昭和二七年(あ)第二八六八号(被告人坂上仲夫)の大法廷判決及び昭和二七年(あ)第六六九号(被告人渡辺誠一郎)の大法廷判決各記載の同裁判官の補足意見のとおりである。

裁判官霜山精一は退官につき評議に関与しない。

検察官　佐藤藤佐、安平政吉、福原忠男出席

昭和三〇年四月二七日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	中田耕太郎
裁判官	栗山茂
裁判官	真野毅
裁判官	小谷勝重
裁判官	島保
裁判官	斎藤悠輔
裁判官	藤田八郎
裁判官	岩松三郎
裁判官	河村又介

裁判官井上登は退官につき署名押印することができない。

裁判長裁判官	谷村唯一郎
裁判官	小林俊三
裁判官	本村善太郎
裁判官	田中耕太郎

昭和二七年(あ)第二〇一一号

弁護人杉之原舜一の上告趣意

原判決は憲法に違反してゐる。すなわち

弁護人の控訴趣意である「原判決判示の幌内新聞の記載内容が連合国、とくにアメリカに対する破壊的批判となるにはその記事内容が虚偽である場合に限る。なぜならアメリカの政策が本件新聞の記事内容の如き残虐行為を目的とするものでない限り、もし右記事内容が真実だとすればアメリカ自らも公然とこれを批判すべきであり、かかる批判はアメリカにとつても何ら破壊的でなくかえつてかかる批判をなすことがアメリカの真の政策を世界に宣明するための建設的批判である。原判決は記事内容の真偽を問わずこれを破壊的批判なりと断じてゐるのはまさに法令の解釈を誤つてゐるのみならず、かかる解釈は真実を語る自由を蹂躙する違法がある」との主張を原判決は否認してゐるのであるが、かかる原判決は第一審判決と同様憲法第二一条に違反するものといわねばならぬ。

原判決は破棄をまぬがれないものと信ずる。

以上

被告人　半田幸市

昭和二九年(す)第五二八号

決　定

松江刑務所在監

申立人　大西高春

右被告人大西高春に対する住居侵入、窃盗未遂被告事件につき、当裁判所が昭和二九年一二月一六日言渡した上告棄却の決定に対し、申立人から裁判の解釈を求める申立があつたので、当裁判所は、左のとおり決定する。

主　文

本件申立を棄却する。

理　由

本件申立理由の要旨は、申立人にかかる被告事件の公訴事実は無根であり、最高裁判所が、虚構の証拠によつてなされた下級裁判所の有罪判決を維持して、上告棄却の裁判をなしたことについて、疑義があるというに帰する。しかし、刑訴五〇一条にいわゆる「裁判の解釈について疑があるとき」とは、判決主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈につき疑義がある場合のことであつて、右申立理由のごときは、これに当らないこと明らかである。（昭和二五年(す)二〇一号、同年一二月二二日第二小法廷決定、刑集四巻一三号二八八〇頁参照）。故に本件申立は不適法で棄却すべきものである。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

昭和三〇年四月二七日決定　昭和二九年(す)第五二八号

昭和三〇年四月二七日決定　昭和二九年(す)第五二八号

裁判官　真野毅
裁判官　斎藤悠輔
裁判官　江里入俊郎

昭和二九年(あ)第二六五二号
最高裁判所第一小法廷

申立書

昭和二十九年十二月二十三日附。
松江市内中原町五十二番地。
松江刑務所在監。

申立人　大西高春　当四十五歳

私は昭和二十九年十二月二十三日附にて、最高裁判所第一小法廷に対して、左に記載の件について申立致します。

記

曩昭和二十九年十二月十六日午前十時三十分において、最高裁判所第一小法廷において
昭和二十九年(あ)第二六五二号。
最高裁判所第一小法廷

被告人　大西高春

右住居侵入、窃盗未遂被告事件につき昭和二十九年十二月十六日午前十時三十分に左に記載の主文の要旨。

記

主文の要旨

上告棄却、訴訟費用被告人負担

右に記載の如く、裁判宣告をせられました処の「裁判の解釈について深大なる疑がある。」ので、私は日本国憲法第三十二条に所定の意義において、刑事訴訟法第五百一条に所定の「裁判の解釈」の請求申立について、左に箇条書に申述致します。尚右「裁判の解釈」の請求申立の事を申立致します。

申立理由箇条書

一、私は曩昭和二十九年四月一日、私に拘る「住居侵入、窃盗未遂被告事件」について松江地方裁判所（裁判官、高橋正男殿）において、刑（懲役八月）の言渡を受けた裁判について、深大なる疑義がありましたので、其の裁判の判決直後、即ち、曩昭和二十九年四月二日頃、前記同裁判所に対して、刑事訴訟法第五百一条に所定の「裁判の解釈」の事を申立致しました処、前記同裁判所からは、左に記載の如き「主文」及び「理由」

記

主文

本件申立を棄却する。

理由

本件申立の要旨は、被告人は、昭和二十九年四月一日当裁判所において住居侵入、窃盗未遂被告事件につき懲役八月に処する旨の有罪判決の宣告を受けたが、該判決につき㈠裁判所においては、本件被告事件の弁護人が国選であるに拘らず、その無罪の主張を採用してくれなかつたのは何故か。㈡裁判所が判決をなすに当つて、被害者側の証言のみを信用し、被告人の弁解を採用してくれなかつたのは何故か。㈢被告人においては建物の中に入つていないという弁解であるに拘らず、裁判所が住居侵入罪としての判断をしたのは何故か。㈣本事件は警察から検察庁へ送致されるに際し、窃盗被疑事件として取扱われ、検察庁においても亦窃盗被疑事件として取調べたに拘らず、被告人に対する起訴通知書には窃盗未遂、

住居侵入とあり、更に起訴状にはその逆に住居侵入、窃盗未遂罪と罪名が掲げられてあるが、かように取扱上の罪名がその時々によつて相違することは法律上差支えないことなのか。㈤裁判所においては住居侵入と窃盗未遂のいずれに重きをおいて処断したか。以上の諸点につき疑議があるので本件申立に及んだというにある。

しかし、刑事訴訟法第五百一条にいわゆる「裁判の解釈について疑があるとき」とは判決主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈につき疑がある場合のことであつて、本件の前掲各申立の理由の如きは、右の場合にあたらないことは洵に明白である。しかのみならず、同条所定の申立は、執行力ある確定裁判に対してのみこれをなし得べきであるところ、本件判決は昭和二十九年四月一日の宣告にかかり、未確定であることが明かであるから、この点からしても、本件申立は許されない。以上いずれの点からみても、本件申立は不適法で棄却すべきものである。

よつて主文の通り決定する。

昭和二十九年四月五日

松江地方裁判所刑事部

裁判官　高橋正男

右は謄本である。

同日同庁

裁判所書記官補　松尾自重

右に記載の如く決定せられました。

但し、右に記載の主文の理由中に「㈠裁判所においては、本件被告事件の弁護人が国選であるに拘らず、その無罪の主張を採用してくれなかつたのは何故か」とされている点の最初に私は、「本件証拠とせられているものは私が指一本も触

れたものではなく、全然不覚のものであるにも拘らず、相手方が虚構して捏造したものであり、それよりももつと根本的にして、本質的なことは前記のものがあつたという場所等へは全対に全然這入つていないにも拘らず、事実の証拠とせられたのは、何処に拠点をおいて事実の証拠と認定せられましたものですか。」という疑議の点の申立の事が記載せられていないのであります。

又、その他の件についても私の申立の概略の事のみであります。

二、私は前記の本件について、曩昭和二十九年四月五日附にて、広島高等裁判所松江支部（裁判長、裁判官、平井林殿、裁判官、藤間忠顕殿、裁判官組原政男殿）に対して、控訴申立致しました裁判について、前記同裁判所においては、曩昭和二十九年七月十二日宣告になる前記申立の控訴裁判について、特に深大なる疑議がありましたので、その裁判の判決直後、即ち、判決日の午后二時頃、前記の裁判所に対して、刑事訴訟法第五百一条に所定の「裁判の解釈」の申立を致しました処、前記同裁判所からは、左に記載の主文、及び理由。

記

主　文

本件申立を棄却する。

理　由

本件申立理由は「申立人に対する窃盗等の被告事件につき、昭和二十九年七月一二日当裁判所が言渡した控訴棄却の判決について、申立人は、全面的に疑議があるから、右裁判の解釈を求める」というに在るけれども、刑事訴訟法第五〇一条にいわゆる「裁判について疑があるとき」とは、判決主文の趣旨が明瞭を欠き、その解釈につき疑議がある場合を指すものと解すべきであるから、本件申立理由が、右の場合に該当しないことは明らかである。而かも、本件の如く、被告人

の控訴を棄却した当裁判所は、同法条にいわゆる「刑の言渡をした裁判所」に該当しないから、これに対し疑議の申立をすること自体許されない。よつて、本件申立は不適法であるから、これを棄却すべきものとする。よつて、主文のとおり決定する。

昭和二九年七月一四日

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官　平井林

裁判官　藤間忠顕

裁判官　組原政男

右は謄本である。

同日於同庁

裁判所書記官補　西尾正明

右に記載の如く決定せられました。

註、前記二決定書はいずれも原文の儘引用のものであります。

蓋し、刑事訴訟法第五百一条に規定の裁判の解釈の申立による決定をせられているのであります。

即ち、前者である、松江地方裁判所（裁判官、高橋正男殿）においては、決定の理由中「―前文を略します。―」しかのみならず同条所定の申立は、執行力ある確定裁判に対してのみこれをなし得べきであるところ、」と判断せられているのであります。

右の点について、私の場合は上訴したのでありますから、第一審裁判所には所謂「執行力」のない事は窺えたのであります。

然し、同条所定の「裁判の解釈を求める申立をすることができる。」のは、「刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることができる。」と規定せられているとであります。

又、次に「未確定であることが明らかであるから、」ともせられておりますが、私は同裁判所がなした「検証」についての「身体の拘束」の事について、別に解釈を求めた事についての回答には「事件がもはや当審のけいぞくをはなれている今日においては、刑事訴訟法上何等の回答をもする必要がないので、右請求書を返戻する。」とせられているのであります。

従つて、前記の如く第一審裁判所の論拠て窺いますと、所謂「当審のけいぞくをはなれた今日においては、刑事訴訟法上何等の回答をもする必要がないので、」とせられているのと、前記の如く、「未確定であることが明かであるから、」とさせられている点とは大きな矛盾に撞著していると思うのであります。

裁判所は「判決主文の趣旨が明瞭でなく、」とさせられておりますが、「判決主文の趣旨」、即ち、「主文の理由」について、私は、「事実無根」のものに「主文」が付いた判決をせられたから「裁判の解釈について疑があつた。」から「刑事訴訟法第五百一条に規定の申立」を致しましたのであります。結果は、前記全文引用の如き「本件申立棄却」の決定をせられたので、私は「事実無根」のものに有罪の判決をせられた処の、第一審裁判の解釈に苦しむ疑議を抱ている者であります。

第二に、第二審裁判所の所謂「而かも、本件の如く、被告人の控訴を棄却した当裁判所は、同法条にいわゆる「刑の言渡をした裁判所」に該当しないから、」と判断せられますならば、第二審裁判所の「判決謄本」の主文には、

主　文

本件控訴を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。とせられ、其の理由には、「前文は略します。—よつて、刑事訴訟法第三九六条、第一八一条第一項により、主文のとおり判決する。」とせられている、刑事訴訟法第三九六条の適用は、第一審裁判所が作成した「検証調書に不実記載」である事がわからなかつたのでありまして、此の点は「事実誤認」であります。「検証調書は不実記載」である事が発見せられたのは、第二審裁判が終結してから後日の事でありました。この事は上告理由の一部であつたのであります。

次に、「一八一条第一項により、」とされて、「当審における訴訟費用は被告人の負担とする。」と判決せられておりますが、同条所定の訴訟費用の負担の件は所謂「刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。」と規定せられていると窺えるのであります。

従つて、第二審裁判所が私に刑事訴訟法第一八一条一項の規定を適用して、訴訟費用の負担を命じた判決と、前記の如く第二審裁判所の裁判解釈に所謂『「刑の言渡をした裁判所」に該当しないから、』とせられている点とは大きな矛盾に撞著している疑議を抱いている者であります。

三、蓋し、私が、最高裁判所の裁判についての解釈を申立致しまのは、第一審裁判所に対して為したものは、起訴状に記載せられている「二、公訴事実」は全然無根のものであり、証拠品とせられたものは、相手方が事後捏造した虚構なものでありますので、其の反証を挙示しているに拘らず、有罪の判決をせられた裁判の疑議に対してその解釈を求めたものであります。

又第二審裁判所に対しては、第一審裁判所は「事実を誤認」し、剰、「検証調書」には「不実記載」をせられていた件について、控訴を申立致しましたものを同裁判は一方的判断によつて、剰、被告人の権利は全然認めず、而かして「拷

問」的処置をもつて「事実を誤認」せられたものに対して、その裁判について疑議がありましたので裁判の解釈を申立た訳であります。

然るに、前記両裁判所は、いずれも各々相違の見解の判断を採つて明確なる裁判の解釈をせられていないのでありま す。従つて、私は、最高裁判所の所謂「執行力ある確定裁判」について、第一、二審裁判所同様に、「公訴の事実は無根であり、証拠品とせられたものは、事後に相手方が捏造した虚構である反証に対して有罪の判決を支持して、上告棄却をせられた事について、深大なる疑議が生じましたので、「裁判の解釈」を申立致します者であります。

昭和二十九年十二月二十三日午后二時頃にこの「申立書」の提出手続を致します。

右申立人　大西高春

以上

最高裁判所第一小法廷　御中

昭和三〇年(み)第七八号

決定

本籍　埼玉県北足立郡戸田町下戸田九三〇番地
住居　同県川口市栄町三丁目一七六番地
自由労務者
申立人（被告人）吉田和雄
大正一四年一月二三日生

本籍　東京都豊島区西巣鴨二丁目一九八四番地
住居　同都同区長崎二丁目一三番地　保坂時太郎方
学生
申立人（被告人）保坂道彦
昭和四年五月五日生

本籍　茨城県那珂郡小瀬村大字小瀬五〇四七番地
住居　埼玉県大宮市仲町二丁目三八一四番地
無職
申立人（被告人）会沢正元
大正一四年一月二四日生

本籍　新潟県新発田市田所町一一七六番地

昭和三〇年四月二七日決定　昭和三〇年(み)第七八号

住　居　埼玉県川口市青木町二丁目二三〇〇番地　関東機械製作所内
工　員
申立人（被告人）　寺　崎　利　春
大正一一年三月二八日生

右吉田和雄に対する公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例第四三号違反、住居侵入、保坂道彦、会沢正元、寺崎利春に対する公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例第四三号違反、傷害各被告事件（当庁昭和二七年(あ)第二〇五五号）について、昭和三〇年三月三〇日当裁判所の言渡した上告棄却の判決に対し、申立人から別紙のとおり判決訂正の申立があつたが、右判決を訂正すべき事由は認められない。

よつて刑訴四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主　文

本件申立を棄却する。

昭和三〇年四月二七日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　田　中　耕　太　郎
裁判官　栗　山　茂
裁判官　真　野　毅
裁判官　小　谷　勝　重
裁判官　島　保

裁判官　斎　藤　悠　輔
裁判官　藤　田　八　郎
裁判官　岩　松　三　郎
裁判官　河　村　又　介
裁判官　谷　村　唯　一　郎
裁判官　小　林　俊　三
裁判官　本　村　善　太　郎
裁判官　入　江　俊　郎
裁判官　池　田　克

昭和三〇年(み)第七号

判決訂正申立書

埼玉県川口市栄町三丁目一七六番地

被告人　吉田和雄

埼玉県川口市青木町二丁目二三〇〇番地　関東機械製作所内

被告人　寺崎利春

埼玉県大宮市仲町二丁目三八一四番地

被告人　会沢正元

東京都豊島区長崎二丁目一三番地

被告人　保坂道彦

東京都足立区南鹿浜町四一番地

被告人　栗城勝雄

右被告人吉田和雄に対する公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例違反、住居侵入、被告人寺崎利春、同会沢正元、同保坂道彦、同栗城勝雄に対する公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例第四三号違反、傷害各被告事件について、昭和三〇年三月三〇日最高裁判所の言渡した判決は、承服出来ないのでこれを訂正する様申立てる。

右判決は――公共の秩序を保持し、又は公共の福祉が著しく侵されることを防止するため――と云う一言をもつて皮肉にもその公共の秩序の基礎であり、公共の福祉の根幹をなす、国民生活の安寧と秩序、人権の尊厳を蹂躙した。

幹をためて、枝を育てると云う荒唐無稽な詭弁をもつて、我々国民の誠実に生き、健康で文化的と云うに価する生活を確

保したいとする、真摯な努力に対して、牙をむいて挑戦した。

我々は、米・日帝国主義者のファッショ的圧迫の下に行われる、狂暴な搾取と収奪のために相継いで倒産する中小企業、生きる方途を奪われ、巷に溢れる失業者、病魔に生命を刻一刻むしばまれつゝも、臨終のその時まで働き続けなければ生きられぬ労働者、農村に喰えず都会にさまよい出でて失業者に加わる農村青年、一家の生活の破綻のため身体を売られる農村の娘達、等々、この悲惨な国民生活、この上に強行される再軍備、民族の滅亡を賭けた原子戦争へ、狩り立てられる危機の中に生きて、この挑戦に頭を垂れる事は出来ない。

我々は、この最後の機会をもつて、憲法が一片の反古でない為に、憲法に謳われた事柄を、現実に守る為に、最高の権威を有する最高裁に、その職責からも、亦自ら日本国民の一員として、日本国の前途と、国民生活の向上、発展のために、良心と責任あらねばならぬ筈の各裁判官に、最後の考慮を要請するものである。

一、昭和二四年埼玉県条例第四三号は違憲である。

この判断については、一審以来重ね重ね述べてあるので多言しないが、簡単にこれらの主張に補足したい。

それは、抽象的法理論上からだけに限らず現実にこの条例が今日迄に果して来た役割をもつて見る事である。これらの事実こそは、労働者が、農民が、或は市民が、生活防衛のために、或は権利の防衛のために、或は平和と独立の確保のためにする真に民主的諸要求と行動が、どれ程この条例によつて弾圧され、圧殺されて来たかを明らかにして居り、如何なる詭弁をもつてしても欺けない程、この条例が憲法に保障する権利を剝奪し、公共の秩序を保持し、或は公共の福祉が侵される事を防止する所か、公共の秩序をおびやかし、公共の福祉の破壊の進行を擁護しているかを証明している。

二、右条例に関する以外の上告の主張については、これを上告の適法とならぬと一蹴したのは正しくない。

公務執行妨害、住宅侵入、傷害、及事実誤認について、斯えて上告したゆえんは、これらの名目を掲げて、憲法に保障

された労働者の団結権、団体交渉権、集団行進、集団示威運動が弾圧され剝奪されているから、既ち、この刑法の不当な適用によつて、憲法違反が行われているからであつて、その名目上からのみ見て却下する事は誤りである。

三、未決拘留を通算しない、甚だしい人権の侵害は、最高裁にあるまじき憲法に反する判決である。

本件に関してなされた拘留は、各被告人について、一審以来一年二ケ月に亘つている。然るに一審三〇日、二審九〇日の通算が行われたのみで、最高裁判所は、さながら、破れ草履を捨てゝ置いたかの様に、拘留による人権の侵害に頬被りしている。

人権の尊厳を謳つている憲法の最高の守り役として最高裁は、この一年二ケ月に亘る未決拘留の期間を通算すべきである。

以上

右

吉田和雄
寺崎利春
会沢正元
保坂道彦

昭和三〇年四月七日

最高裁判所大法廷
裁判長　田中耕太郎　殿

昭和三〇年(み)第八号

判決訂正申し立て

埼玉県条例四三号違反、公務執行妨害傷害

被告人　寺崎利春

昭和卅年三月卅日最高裁判所大法廷が下した、埼玉県条例四三号違反等の棄却判決について、

一、埼玉県条例四三号（公安条例）は違憲である、悪法は法に非らず、権力をもつものの暴力は民衆われこれに抵抗する義務があると言うフランス大革命以来の民主主義擁護の原則に立つわれらは、自らの無罪を主張し、日本全国にある、一切の公安条例徹廃の、最高裁判決を要望する。

二、われらは二度投獄され一年二月不当に自由を拘束されその間上告后、八ヶ月以上も投獄されていたにもかかわらず、未決通算はなされず三度投獄され様として、不当も此処に致つては言外である。

本来尊厳であるべき基本的人権をじゆうりんし、自らが制定した憲法を破棄し此の様な不当な判決を下だした事は、米日反動支配の水爆戦争計画の中から生みだされた、国民の窮乏のどん底からのすべての切実な要求を圧殺するためになされたものであつて、最高裁判所の売国性を明白にしたものである。われらは民主主義と平和な生活をもとめる、愛国的国民と共に断呼として、再審の要求を申し立てるものである。

昭和卅年四月八日

最高裁判所長官

田中耕太郎殿

昭和二九年(あ)第二八七号

決定

本籍　鹿児島県姶良郡隼人町住吉九八番地
住居　京都市左京区田中門前町四六番地
京都大学々生
林　哲男
昭和五年四月二日生

本籍　福島市万世町三五番地
住居　京都市左京区北白川小倉町一二〇番地　西村なを方
京都大学々生
津田孝蔵
昭和四年三月二一日生

本籍並住居　京都市右京区西院今田町二八番地
日傭労務者
岡崎和吉
昭和四年五月五日生

本籍　山口県岩国市大字尾津
住居　大阪市東住吉区田辺東ノ町三丁目七一番地

昭和三〇年四月二八日決定　昭和二九年(あ)第二八七号

一

昭和三〇年四月二八日決定　昭和二九年(あ)第二八七号

京都大学々生

本　籍　京都市上京区今出川通り浄福寺西入東上善寺町一六五番地
住　居　同市左京区岡崎西福ノ川町二六番地

村　元　恒　生
昭和五年二月一二日生

京都大学々生

本　籍　鳥取県気高郡宝木村字下光元四六八番地
住　居　京都市左京区新高倉孫橋上る法皇寺町四三二番地

榎　並　公　雄
昭和三年四月一四日生

無職（当時鴨沂高等学校生徒）

本　籍　兵庫県豊岡市小田井一二番地
住　居　京都市上京区智恵光院通り椹木町上る元中務町四八六番地

居　川　道　明
昭和七年九月一日生

日傭労務者

本　籍　京都市上京区紫野上柏野町
住　居　同市同区紫野北花ノ坊町

中　村　淳　一
明治三〇年一月一五日生

日傭労務者

本　籍　京都市左京区聖護院蓮花蔵町六番地
住　居　大阪市阿倍野区天王寺町二五七二番地

岩　本　正　一
昭和五年五月一一日生

日傭労務者

本　籍　京都市上京区衣棚通り出水下る常宗院町一二九番地
住　居　同市中京区紙屋川丸太町上る　林方

八　田　喜代蔵
大正一五年六月二一日生

日傭労務者

本籍並住居　京都市右京区松尾万石町五六番地

永　田　重　蔵
昭和五年一〇月三一日生

自動車運転手（当時無職）

昭和三〇年四月二八日決定　昭和二九年(あ)第二八七号

荒　木　貞　夫

本籍　京都市下京区西ノ洞院七条上る福本町　四　大正一四年五月一三日生
住居　同市同区八条源町三二番地　日傭労務者

本籍並住居　京都市上京区紫野上柏野町一六番地　織物工　竹中道男　大正一五年三月二一日生

右被告人八田喜代蔵、荒木貞夫、竹中道男、種田正一に対する公務執行妨害、其の余の被告人に対する公務執行妨害、傷害各被告事件について、昭和二八年一一月一七日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人の原審弁護人能勢克男、同小林為太郎から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人津田孝蔵、同永田重蔵、同荒木貞夫については、弁護士能勢克男、同小林為太郎からその原審弁護人として上告申立書を提出したのであるが、同弁護士等は原審において右被告人等の弁護人に選任されたものでないから右上告申立は上告の権限なき者のなしたものであつて刑訴四一四条、三八五条により棄却すべきである。其の余の被告人については刑訴四一四条、三七六条、同規則二六六条、二三六条、二五二条により定めた期間内に上告趣意書の提出がなされていないから、その上告申立は刑訴四一四条、三八六条一項一号により棄却すべきである。よつて裁判官全員一致で主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野毅
裁判官　斎藤悠輔
裁判官　岩松三郎
裁判官　入江俊郎

昭和二九年(あ)第三二九一号

判　決

本籍並びに住居　岡山県都窪郡早島町大字早島二〇一七番の一地

無　職

国　富　謙　太　郎

大正一四年九月一〇日生

右に対する食糧管理法違反被告事件について、昭和二九年九月二一日広島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人裾分正重の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、所論引用の判例は、主要食糧の輸送違反に関するもので本件に適切でないから、上告適法の理由とは認められない。また、違憲をいうが、食糧管理法は、公共の福祉を維持するため設けられたもので憲法二九条に違反しないことは、当裁判所大法廷屢次の判例の趣旨とするところであるから、これまた採用できない。

同第二点は、量刑の非難で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三〇年四月二八日判決　昭和二九年(あ)第三二九一号

昭和三〇年四月二八日判決　昭和二九年(あ)第三二九一号

昭和三〇年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤　悠輔
裁判官　真野　毅
裁判官　岩松　三郎
裁判官　入江　俊郎

昭和二九年(あ)第三二九一号

被告人　国富謙太郎

弁護人裾分正重の上告趣意

右食糧管理法違反被告事件につき上告の趣意を左の通り開陳いたします。

第一点　原判決には憲法違反並びに判例違反の違法がある。

本件の内容は原判決も認めた如く、国立の早島療養所に於て結核療養の患者達が配給の米が黒すぎて消化に悪いので、それをもつと精白するよう希望したところ、療養所の方では予算がないので六十キログラムの精米に対し五十八キログラムの歩留り、即ち残りの二キログラムのうち、つき減りの一キログラムを除外して、結局一キログラムをつき賃の代価として採上げる旨、炊事主任が提案し、患者も納得の上で被告人がその精白を引受けたというのである。そして貰つたつき賃の米を売り対価を仲間と分配した。その米を売つたことが本件として採上げられたものである。そうしてみると被告人の売つた米は療養所から精白の代価として貰い、一度被告人の所有に帰したものである。たとえ被告人の入手が違法なものであるとしても、私法上これが被告人の所有物となつたことは認めねばなるまい。そうすれば被告人の本件行為はこの自己の所有する米を売つたということになるのであつて、これに相似た場合につき福岡高等裁判所は昭和二十五年二月二十三日無罪の言渡をしている（印刷局発行「時の法令」昭和二十五年十二月二十三日発行第六号三二頁）。それは病妻の好きな菓子を作つてもらう為に配給米を一斗ばかり持つて電車に乗つて持ち運んでいたところを巡査に捕えられたという事案で、一審は食糧管理法輸送違反で罰金二千円に処したところ、控訴審たる福岡高等裁判所はこの様な行為は食糧管理法が食糧の移動を制限している目的に違背しているとは言えないし、又違背する虞もないからという理由で、無罪の宣告をなしたのである。ところが誰が何と言つてもこの場合、米を輸送していたことは間違がなく、而もそれは農夫が田から自宅の

納屋まで収獲の米を運んだというが如き場合とは全々異るのである。にも拘らず無罪の判決が言渡されたのである。この判決が我々に教えるところのものは、食糧管理法施行規則の条文に形式的に該当するような行為でも、食糧管理法の意図する目的に違背せず、又違背する虞もない行為は処罰すべきでないということで、施行規則は法の目的の範囲内でのみ有効なりという原則が確認されているところである。ところで食糧管理法の目的は同法第一条に明示してある如く、国民食糧の確保を図る為に食糧の需給、価格の調整、配給の統制を行うことにある。換言すれば食糧の公平な分配を国家が強力に為しとげようということである。したがつて政府の認めた正規のルートを通つて既に公平に分配された食糧を、その当該受給者の自由な意志で処分することは最早食糧管理法が把握しようと企図している範囲の外と謂わねばならぬ。前記の福岡高等裁判所の判例が、形式的には同法施行規則に違反している行為を無罪にした英断の根拠もこゝに存すると考えるのである。そしてこのことは憲法第二十九条の財産権不可侵の考え方とぴつたり一致するものである。これを本件にみるに、一旦配給を受けた療養患者が自由な意思でその所有物たる米を被告人に譲渡したのであつて、それを又被告人が他に譲渡した訳である。配給前の米を譲渡した場合とは全く異るのである。法規を離れて我々の常識から見ても、生産者がいくら自己の所有の米だからとて、まだ公平な分配、配給に至る前に闇売りした場合と、本件の如き事情の場合とを同一に論ずることは出来ないと思うのである、されば原判決は前示判例及び前示憲法の趣旨に反する違法な点に於て破毀さるべきものである。

第二点　原判決は刑の量定が甚しく不当で、之を破毀しなければ著しく正義に反する。

既に第一点に述べた如く、療養所の患者の配給米を白くつく予算がない為、本来ならば患者が黒い米を我慢して食べなければならないのを同情して精白し、納得の上で配給米の中から僅少な量を精白代として被告人が貰つたのである。勿論被告人がそれを全部食べる訳にゆかないから近隣の人達に分けてやつたという、それだけの事件である。悪質ブローカー

として生産者に渡りをつけ、配給ルートに乗るべき米を横に流れるような役割を演じたのではない。ついて貰つた患者も喜び、米を売つて貰つた人達も喜んでいる。而もそれは食糧の公平な分配にいさゝかの害も及ぼしていないということになれば、一体この事件の何処が悪いというのであろうか。このような被告人に対して懲役刑と罰金刑の併科は余りに酷ではないか。本来食糧管理法第三十一条によれば、懲役刑か罰金刑かの選択をなすのが原則であつて、併科するのは情の重い例外の場合に限られている。而も被告人は司法警察員や検察官に対する各供述調書にある如く、米を売つた代価を決して一人で利得したのではない。搗精工場や企業組合の職員に対し、その都度分配したのである。司法警察員の林弘に対する供述調書にもある如く、療養所の米をつくことによつて得た利益の分配については林弘をはじめ清田一男、小野寿恵、宇野喜久枝等々の人に対して内容を報告さえしているのである。本件についてこれ等の人達が凡て共犯だとは謂わないが、このような報告が行われているところや、事情を知つて此等の人達が米や金品を収受しているところを見て、少くとも本件共犯の疑が濃厚であることは否定できない。しかるに如何なる理由かこれらの人達は全部不起訴となり、一人被告人のみ重刑に処せられているのである。不起訴の人々は前科もつかず、大手をふつて大道を歩いているが、被告人は前科に傷つけられ、而も四万円の罰金を納めなくてはならないのか。利得の分前を貰つた他の人々は一銭の罰金すら出さなくてもよいのに。これは余りに不均衡ではないか。被告人は未だ前科がなく、而も今度の事件で搗精工場を辞し、一応社会的責任をとつているのである。これに更に苛酷な追討をくわすことが一体妥当であろうか。被告人の納得のゆく御裁判をいただきたい。

以　上

昭和二九年(あ)第三三〇三号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚北道大邱府市場通　番地不詳
住　居　福岡県遠賀郡水巻町梅の木　卯月金城方
人　夫　木下正夫こと
李　培　根
大正一四年二月一〇日生

右に対する強要、不法監禁被告事件について、昭和二九年一〇月四日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人諫山博の上告趣意第一点、第二点は、判例違反並びに違憲、違法をいうが第一審判決の確定した事実によれば、被告人の所為は、勤労者の団結権又は団体行動権に属しないこと明らかであるばかりでなく、仮りにかかる権利に属するものとしてもその範囲を逸脱していること明白であるから、所論の判例違反並びに違憲、違法の主張は前提を欠き、論旨は採ることを得ない。同第三点は、原判決の判示に副わない事実関係を前提とする判例違反並びに法令違反の主張であつて、上告適法の理由に当らない。

昭和三〇年四月二八日判決　昭和二九年(あ)第三三〇三号

昭和三〇年四月二八日判決　昭和二九年(あ)第三三〇三号

よつて刑訴四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

裁判官　入江俊郎

昭和二九年(あ)第三三〇三号

弁護人諫山博の上告趣意

第一点　原判決は憲法第二八条で保障されている勤労者の団結権、団体行動権を無視し、労働組合法第一条第二項の解釈適用を誤り、さらに最高裁判所昭和二四年五月十五日板橋事件大法廷判決の趣旨に違反している。労働組合法第一条第二項但書は、労働運動の一環として刑法上の暴行脅迫等にあたる行為があつたら、必ず刑法第三五条の適用が排除されるという意味ではない。刑法の特例規定ともいうべき労働組合法第一条第二項が定められるまでには長い歴史的背景があつた。もともと労働法は市民法の否定の中から発達してきている。労働運動の発展と恒常化の結果、労働運動に対して無批判に市民法を適用することに、非常な不合理が感ぜられるようになつた。そこで市民法の理論をもつて律せられない分野として労働運動に適用される特殊な法域が承認されるようになつたのが労働法である。したがつて労働法は、もともと市民法を排除し否定する要素をもつている。これを刑法の分野にあてはめたのが労働組合法第一条第二項である。同条の但書も、右の歴史的背景を無視して解釈してはならない。労働組合法第一条第二項は、労働運動について刑法第三五条の適用さるべきことを規定している。労働運動はもともと市民法を否定することのなかゝら発展してきたのであるから、労働運動の過程において刑法上の暴行脅迫に当るような行為が起りがちなのは当り前である。しかしそれが甚しい行きすぎにならないかぎり、正しい労働運動として法の保護を与えようというのが労働組合法第一条第二項の趣旨である。

同条は労働運動のなかでいやしくも暴行脅迫に当るような行為があつたらすべて違法だといつているのではない。健全な労働良識に照らして、どうしても行きすぎだという場合に限つて、労働法の保護のない場合のあり得ることを規定しているのである。しかしながら最高裁判所は従来この問題について極めてあいまいな解釈を示している。例えば板橋事件

に対する昭和二四年五月十五日大法廷判決は、労働組合法第一条第二項が、勤労者の団体交渉において暴行脅迫罪に該当する行為がなされた場合に常に必ず刑法三五条の適用があるという趣旨ではないとし、その反面において事情のいかんによつては、必ずしも刑法第三五条の適用がないとはいえないということを前提において肯認していることが多くの学者、実務家によつて指摘されている。ところがその後各種の事件に対して板橋事件とは違い、暴行、脅迫のともなう労働運動は常に違法のものだという趣旨の判決をしている。何ら特段の理由も示さないまゝ、板橋事件の大法廷判決と矛盾するような判旨を出していることが、多くの人の不信と疑惑を招いているが労働法の歴史的、社会的背景からみて、さらに現在の労働良識に照らしてみるとき、板橋事件で示したような結論が正しいのはいうまでもない。そのような解釈をとらないかぎり、憲法で言論、結社などの自由権のほかにことさらに生存権的基本権として勤労者の団結権、団体行動権を保障した意味がなくなる。

さて被告人の行為として認定されている事実が、仮りにそのまゝ間違いないとしても、これはまじめな労働者の当然なすべき行為をなしたまでゞあり、労組法第一条第二項を適用すれば合法である。新田巡査部長が大衆に取りまかれて脱出困難な状態に陥つたとしても、いきなり市民法の理論をもつてきて不法監禁といつたり、強要と断定したりすることはできない。この意味で原判決は労組法第一条第二項の解釈適用を誤り、無罪の被告人を有罪に処したというべきである。

第二点　被告人が仮りに判示事実についての共謀があつたとしても、これらの行為は可罰性のない正当な行為であるから無罪である。

昭和二九年五月十一日東京地裁刑事第十五部において、東京大学手帳事件について無罪判決があり、話題をにぎわしている。事案は、劇団ポポロの演劇発表会に入場し、学内の内偵活動を行つた警察官を東大学生が摘発し、暴力により警察手帳を取りあげたというのであり、検察官は暴力行為等処罰法違反で起訴した。この事件の判決の中で次のようなことがいわれている。

「被告人の右の行動は、憲法第一三条を中心にして形成される重大な国家的、国民的法益の侵害に対し、徒らにこれを黙過することなく将来再び違法な警察活動が学内において繰返されざらんことを期し、これを実効的に防止する手段の一つとして、逃げ走ろうとする警官をその場において捕え、氏名、官職、所属警察署等を確かめ警官の違法な学内立入りの事実を明らかにしようとしたものと言えるのである。官憲の違法行為を目前に見て徒らに坐視し、これに対する適切な反抗と抗議の手段を尽さないことは、自ら自由を廃棄することにもなるであろう。自由は、これに対する侵害に対して絶えず一定の防衛の態勢をとつて護つて行かなくては侵され易いものである。被告人が、官憲の職務行為の違法性を明らかにして自由の権利を護ろうと考え、法定の手続による救済を求めに先立ちまづ自らの手で違法行為を摘発し、憲法上の原理をじゆうりんするが如き不法な行動を問責することは、その間に違法行為に対する感情の激発をともない、集団的群衆心理に陥ることを免れないため、その行動に粗暴の度が加わつたとしても、その行動自体は少くとも前段㈠認定の如き範囲内に止るものである限り、それを機として官憲の違法な自由侵害行為を排除し阻止するという意味を持つた行為であると認めなければならない。」

これは全く正当な人権思想を把握した論旨である。「法の目的は平和でありこれに達する手段は闘争である。法が不法の側からの侵害に対して覚悟しなければならぬ間は――そしてそれは世の存する限りつづくであろう――、法は闘争を避けるわけにはいかぬ。法の生命は闘争である」（イエーリング）といわれている。この言葉は、岩波六法全書の巻頭にかゝげられて、法の解釈適用における指針たるべきものとされている。自由は闘いとるものだという民主社会の標語もある。日本国憲法第九七条もまた、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であるとしている。憲法第十二条には、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて保持し

なければならないという規定もある。これらはいずれも同じ自由人権思想にもとずくものであり、ポポロ劇団事件に対する東京地裁判決は、この人権思想を正しく把握したものということができる。

本件における新田巡査部長の言動をみよう。新田部長にいわせれば、警備警察の必要から組合事務所の近くを見廻つていたということになろう。新田部長が発見されたのは、当時最も戦闘的だつた日炭高松労組一坑クラブの前であり、そこではカッペ採炭反対のストを続けるか否かの激論が闘わされており、会社側からは石井博敏その他のスパイが派遣されており（同人の司法警察員、検察官、裁判官に対する供述調書）、建物の前ではストを激励に来た友誼団体から、組合がメッセージを受けているそのときであつた。しかも新田部長が摘発されるやスパイ石井博敏はこれを救出しようとして努力をしている（石井の証言）。新田部長がいかに抗弁しようとも、これでは組合の動向をさぐりにきたスパイとしか考えられない。かりに百歩を譲つて、明白にスパイの任務をもつてきたのでなかつたとしても、五・三〇大会及び五・三〇紀念日当日における日炭高松労組の動きを、それとなくさぐりにきていたものであることは疑う余地がない。当日は休日ではなく、時間も勤務時間中であり、新田部長が公務として現場にきたことは彼自身も認めているが、公務というのが、労組の動静をさぐることであつたのは明白である。このような警察官の態度が、いかに労組の活動をにぶらし、組合活動に対して目にみえない圧迫を加えるものであるかは想像以上である。警察官が来ているというだけで組合員の発言は遠慮がちになり、組合大会は沈滞してしまう。このようなときに、このような場所で新田部長が来たこと自体、労働運動の健全な発展の上から好ましくない行為であり、それに対する糾弾としてなされた行為は、甚しい行きすぎがないかぎり合法とさるべきである。被告人の行為は、労働組合の動向に干渉しようとした警察官の越権行為に対する責任追求としてなされた正当な行為であり何ら違法のものではない。被告人の行為を違法とした原判決は憲法第二八条の解釈適用を誤り、しかも可罰性のない行為を処罰しているので、破棄さるべきである。

第三点　被告人の行為には犯意がないから無罪である。仮りに右の主張が通らなかつたとしても、被告人は新田部長を労働運動をスパイしにきたものと確信していた。しかもそう信ずるに足る状況があつた。新田部長がスパイであればこれは職権濫用罪の現行犯人であり、これを逮捕し警察に連行するのは国民の義務である。このような気持で新田の行為に釈明を求め、警察に連行した行為には、仮りに新田部長がスパイでなかつたとしても犯意がないから無罪である。このような主張に対しては、これは単に法の不知にすぎないから、刑事責任を免れる理由にならないという反論が予想される。しかしこのような反論は、刑法の基本概念である故意の法意を誤解しており、大審院判例（例えば大審大正十四年(れ)第三〇六号大正十四年六月九日一刑事部判決）にも違反している。新田巡査部長がスパイであつたかいなかは、こゝでは一応問題外にしよう。しかし被告人が新田巡査部長をスパイと信じたことは疑いない。この場合、新田がスパイでなかつたとしたら被告人の爾後行為は、錯誤にもとずく行為である。錯誤とは主観的観念と客観的実在の不一致をいうと説明されている（小野清一郎著・刑法講義一五二頁）。こゝに実在とはすべての対象的存在をいう。感覚的又は経験的事実のみならず、法律的その他の規範的存在を含むとされている。刑法上故意というためには、犯罪構成事実の認識が必要である。詳言すれば自己の行為及び結果において、犯罪構成要件を充足する事実を認識したことを必要とする。何らかの点で錯誤があつてもこの認識を欠くに至らないかぎりは、故意を阻却しない（右同書）。被告人は新田巡査部長をスパイと確信していた。炭鉱の社宅街で、しかも組合事務所の前で組合代表が友誼団体からメッセージを受けているとき、しかもそのとき事務所内ではカッペ採炭闘争をめぐる組合の討議がなされているときに私服警官が大会の現場に来合して傍聴していたというのであるからその私服警察官がスパイと間違われるのは当り前である。このような時期に、このような場所で大会の模様をみているような警察官がスパイであると直感するのは現在の労働者の常識である。組合の大会の模様をスパイすることは憲法上の団結権、団体行動権、思想、言論の自由を侵

害する違法行為であり、そのような行為は警察官として職権濫用に当るものである。職権濫用罪の現行犯は何人でもその場で逮捕できる。新田部長がスパイと疑われても仕方のない行動をしている以上、新田部長を捕えようとした被告人の心情には、遵法精神のひらめきはあつても犯罪構成事実の認識は少しもない。即ち被告人の行為には故意がない。このような場合に犯意が認められないことについては、既に大審院が狢を狸と誤解して捕え狩猟法違反に問われた事件について、犯意を阻却するものと判示している有名な先例がある。右判決理由の中には、「学問上の見地よりするときには狢と狸を同一物なりとするも斯くの如きは動物学上の知識を有するものにして始めてこれを知ることを得べく、却て狸狢の名称は古来併存し我国の習俗又此二者を区別し毫も怪しまざる所なるを以つて狩猟法中において単に狸なる名称を掲げてその内に当然狢を包含せしめ我国古来の習俗上の観念に従い狢をもつて狸と別物なりと思惟し之を捕獲したる者に対し刑罰の制裁を以つて臨むが如きは決してその当を得たるものというを得ざるが故に、法律に捕獲を禁ずる狸なるの認識が欠缺したる者に対しては、犯意を阻却するものとしてその行為を不問に付するのは固より当然なり」と判示している（大審院大正十四年(れ)第三〇六号大正十四年六月九日一刑事部判決）。右の判決理由は、本件の場合におかしいくらいあてはまる。狢をスパイ新田巡査部長とおきかえ、狸をスパイでない新田巡査部長と続みかえると右判決がそのまゝ本件の判決理由として通用する。右のとおりであるから新田巡査部長が仮りにスパイを働いていた現行犯でなかつたとしてもスパイと信じて逮捕した被告人の行為には犯意が認められない。この点で原判決は法の解釈適用を誤り、しかも前記大審院判例に違反しているので、破棄さるべきである。

以上

昭和二九年(あ)第三八三二号

決定

本籍並びに住居　山口県柳井市字柳井八七番地

船員　梶本助治郎　明治二七年一月一四日生

右に対する賍物寄蔵被告事件について、昭和二九年一一月五日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人小林右太郎の上告趣意第一点は原審の認定に副わない事実を前提とする法令違反の主張であり、（原審の認定した事実は所論と異なり、被告人は本件賍物たる石炭をその情を知りながら自己の運転する運搬船に積込んだというにあるから、賍物寄蔵罪の成立することは勿論である。）同第二点は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

昭和三〇年四月二八日決定　昭和二九年(あ)第三八三二号

裁判長裁判官　岩　松　三　郎
裁判官　真　野　毅
裁判官　齋　藤　悠　輔
裁判官　入　江　俊　郎

被告人　梶本助治郎

弁護人小林右太郎の上告趣意

原審は昭和二九年一一月五日本件公訴事実を認定し被告人に対し「本件控訴を棄却する」との判決を言渡し第一審が被告人に対し「懲役四月罰金千円に処する」旨の判決をそのまま認容した。然れども原判決は弁護人とは大にその所見を異にし左の理由に依て到底破毀を免れざるものと信ずる。

第一

(一)　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。即ち、原判決は法律の解釈を誤り犯罪を構成しない事実をとつて有罪と認定し擬律錯誤の不法があり、これは判決に影響を及ぼすこと論がない。

今左に本件公訴記録に現はれた証拠を援用しその然る所以を説明せんとするものである。

本件公訴事実は「被告人は昭和二十八年十月六日頃山口県、熊毛郡上関村福浦港内において石炭三・三二屯をその賍物たるの情を知りながら自己の運転する運搬船三和丸に積込み以て賍物を寄蔵した」と謂うのである。

(1)　被告人に対する第一回公判調書中被告人の供述として。

「私は石炭商河村三郎に使用せられ同人所有の三和丸で同人が買受けた石炭を積みに行く仕事をしているが、昭和二十八年十月六日河内が「石炭が買つてあるから取に行つてくれ」と言はれたので同人において正当に買入れたものと思い不正の品物とは知らずに行つた」旨。

(2)　同上第二回公判調書中被告人の供述として。

「私は昭和二十八年十月六日柳井町石炭商河村三郎方に赴いたところ、河村から「室津に石炭を買つてあるから積

みに行つてくれ」と申され、同日午前十時同人の船で出かけると室津の手前で船の機械の故障ができたので、その修理をして居たら沖商組合の小舟がやつ来て「引張つてやる」と言い同日午後六時頃室津に行き船の修理を続けていると船の者が「シャベル」で私の乗つている船に石炭を移した。その時保安庁の船がやつて来て捕つた、私は少しは怪しい品物ではないかと思つたが主人が「買つた品物だ」と言うていたので積んだものである」旨。

(3) 広島海上保安部の被告人に対する第一回供述調書（昭和二十八年十月七日付）中被告人の供述として。

「私は本月六日河村三郎が私方に来ると私が店をやめさして貰うため河村方に行くため出かけると道路上で出会うた河村は「室津の沖商に石炭があるから取りに行つてくれ」と言はれたので私はこれが最後になると思い午前十一時息子と一緒に船を準備し柳井を出港し室津港の少し手前で機械の故障を生したので風に流され岩壁につけ船を修理すると午後五時頃二、三人の男が舟に乗つて私の船に来て上関の福浦に連れて行き船の前側に積んである石炭を「シャベル」で私の舟に移した約二トン位積んだので柳井に帰ろうとすると二隻の船が来て調べられ結局広島海上保安部の巡視船で連れて行かれた」旨。

(4) 同上第二回供述調書（同月八日付）中被告人の供述として。

「私は今迄一度も機帆船から石炭を買つた例がなくおかしいと思つたが河村の石炭かと聞くと沖商の人が「そうだ」と言い積荷しくれると保安庁の船が来た」旨。

(5) 検事の被告人に対する第一回供述調書（同月十五日付）中被告人の供述として。

「私は一昨年六月頃から柳井町山陽燃料商会を経営せる河村三郎に使用せられ石炭の運搬をしている、本年十月六日午前九時頃河村から「室津の沖商に石炭四屯程買うてあるから取りに行つてくれ」と依頼せられ午前十一時三和丸（三屯）を運転して柳井港を出発し、午後一時頃室津港に到着し沖商へ行き「河村から石炭を取りに来た」と言うと「晩まで待つてくれ」と言はれたので途中故障していた船の機械を修理しつつ沖商の舟に曳かれて福浦港に行き沖に

碇泊せる機帆船に連れて行かれた、今迄一度も機帆船から石炭を買つた例がなくおかしいと思つたが河村の石炭かと聞くと沖商の人が「そうだ」と言い積荷しくれると保安庁の船が来た」旨。

の各記載があり之を綜合すれば、被告人は昭和二十六年六月以来柳井町山陽燃料商会を経営せる河村三郎に使用せられ同人所有の三和丸（三屯）にて石炭運搬に従事せるものなるが、本件発生当日である昭和二十八年十月六日、被告人は所用の為に河村方に赴く途次路上で同人に出会し主人たる同人から「室津の沖商から石炭を買つてあるから取りに行つてくれ」と頼まれたので被告人は固より右石炭は同人が業務上正当に買受けたものと確信し、且室津の石炭を運搬するは此の時が始めてであつて石炭が不正品であるが如きは思いもよらぬことであり、之に関して何等疑を抱いて居なかつたことは極めて明白である。そこで被告人は主人から命を受くると直ちに右三和丸の出発の準備を整へ息子と共に柳井港を出発したが室津港附近まで進行すると機械の故障を生じ風に流されつつ一旦附近岸壁に船を着け、それより沖商に赴いて「河村商店から石炭を取りに来た」旨を告げたるに夕方迄待ちくれとのことで、その間船の修理を為しながら時刻を待ちやがて同日午後五時頃沖商の乗れる船に曳かれて上関村福浦港に連行の上沖合碇泊の機帆船に到り直ちに被告人の三和丸船中に沖商の者が「シャベル」を以て石炭を積込んだので被告人は柳井港に帰らんとする際、広島海上保安部の巡視船に発見せられたものである。

而して被告人は右石炭が、その運搬船に積込を終つた際始めて該物件が或は怪しい物ではないかと気付いたものであることは本件に現はれた証拠に依て認められる、即ち右物件が賍物としての所謂未必的故意の認識が窺知せられるのである。

此の点に関し原判決は「被告人の賍物性感知の時期についての弁護人の主張は控訴趣意書に引用してあるように単に被告本人の自供のみに基く一方的な独断に過ぎない」旨説示するが右弁護人の主張は決して被告人の自供のみを採つた

独断ではない、本件公訴記録中に現はれた被告人の各供述調書並に同記録中に存する各証拠（一々援用の労を避く）に徴するも弁護人の前記主張事実を容認することができるのである。

尚又本件物件は運搬の目的を以て唯船中に積込まれたるに過ぎないのであつて毫も領得者のために賍物の所在の移転がないから賍物運搬罪が成立しないことは論がないと共に賍物運搬罪については未遂罪の処罰規定がないから、同未遂罪として処罰することのできないことも亦論がない。

然れば則ち或は本件公訴事実記載の如く賍物寄蔵罪として問擬することができるかを検討するに。

刑法第二百五十六条第二項の寄蔵罪は判例の示すが如く「賍物たるの情を知りながら委託を受け之を蔵匿するに依り成立するものである（大審院大正三年(れ)第一九三号、同年三月二十三日第二刑事部宣告参照）

被告人は本件物件たる石炭については前説示の如く運搬自体の委託を受けたものであつて賍物の寄託を受けて蔵匿したこともなければその意思もない。又前説示に依て明かであるが如く被告人は右石炭を自己の運搬船に積込を了したその途端に巡視船に発見検挙せられたものであつて、ために未然に犯行が防止せられたものであるから之を時間的に観るも寄託若くは蔵匿と言うが如き間隔もなく到底賍物寄蔵罪成立の余地なきことは多く説明を要せざる所である。

凡そ賍物に関する罪は犯罪に因る不法の収得を安固ならしめ被害の回復を困難若くは不法ならしめることに依て成立するものであるが本件の如き場合にあつては未だ以て被害者に対し賍物の返還を妨くべき事跡なく賍物寄蔵罪を以て処断することのできないこと一点の疑はないものと信ずる。

之を要するに原判決が単に被告人が其の運搬船に本件物件を積込みたる事実のみを捉へ該事実を以て寄蔵罪に問擬したのは明かに判決に影響を及ぼすべき法令の違反である。即ち原判決は法律の解釈を誤り犯罪を構成しない事実を有罪と認定し無罪の判決を言渡さなかつたことは擬律錯誤の不法かあると謂はねばならない。次に

(二) 本件は一般普通人が被告人と同一の地位状況の下におかれても之を避け得べきことは期待することはできない。即ち学者の所謂期待可能性かない従て犯罪の成立を阻却するものである。

所謂期待可能性のないことが果して犯罪の成立を阻却するや否やは現行刑法に明文がないので疑問とせられている。然しながら判例の示すが如く法は不能を強ゆるものではない、命令若くは禁令の履行の可能なることを前提とする。即ち一般普通人が同一の地位に置くもかくあるべしとの客観的事情の存在し他に適法行為を為すことを期待し得ないとき適法行為を為すことを期得するが如きは難きを強ゆるもので刑法の規定の精神ではない。（大審院昭和五年二月二十八日判決例集第九巻八二〇頁、昭和十二年六月三十日同院判決同集第十六巻一〇七四頁、昭和二十三年(わ)第一四一号同年一〇月一六日東京高裁第一二刑事部判決各参照）。

而して本件は前説示するが如く被告人は主従関係ある主人河村三郎から本件石炭の運搬の委託を受け其の積込現場において始めて怪しい品物ではないかと疑つたか自己が操縦せる船中に積込終了の際広島海上保安部の巡視船に発見検挙せられた事案であつて殆んと時間的にも間隔なく何人が被告人の地位にあつたとするも到底違法行為を排除し適法行為を為すことを期待し得られない状況にあつたものと断定せざるを得ない。又この事実が賍物寄蔵罪に該るなと言うが如き当時被告人の如き社会上の地位、教育の程度にあるものにおいて到底夢想だにせざるところである。

従てかかる事態に際会したる被告人に対し違法行為ありと非難するは真に難きを強い不能を強ゆるものであつて法の精神ではない。即ち被告人に対しては所謂期待可能性がないとして犯罪の成立を阻却するものであるから、此の点から観るも原審が被告人に対して有罪判決を為したるは法令の違反があるものと思料する。

然るに原審は「期待可能性の弁護人の主張についても被告人は石炭の積込を了した際に初めて賍物たることを感付いたのではなく賍物と知りながら高野忠勝に協力して之を船に積込んだことが証拠上明かであるから何人を被告人の地位

に置くも違法行為を避くることを期待し得られぬ状態であつたとは謂はれない云々」と弁護人の主張を無雑作に一蹴し去つたが、かくの如く事実を認定せる原判決こそ原判決の所謂一方的判断に依る事実の認定に外ならぬものと謂はざるを得ない。被告人が仮に原判決説示の如く本件物件の積込に協力した事実ありとするも所謂賍物性感知前のことであつて、このことに依て弁護人の前記主張に何等消長を来たすものではない。

第二、原判決はその刑の量定においても亦不当であつて刑事訴訟法第四百十一条第二号に該当するものと論断せざるを得ない。

前記第一(一)、(二)において縷述せるが如く本件賍物寄蔵罪の成立は到底之を認めることはできない。

然しながら不幸にして本件が弁護人の所見と法解の解釈を異にすることあれば特に左記事由に付格段の御参酌を賜はり職権を以て同法第四百十三条但書を適用せられ、公判期日若くは判決言渡を暫時猶予せられ特に被告人に対しては刑の執行猶予の恩典に浴するよう御庁の御仁慈の御措置を只管被告人に代り懇願する次第である。

(1) 本件公訴事実は前記第一において詳述せるが如く本件石炭は被告人の運搬船に積込を了し引揚げんとした途端に巡視船に依て発見検挙せられたものであつて、その間殆んど時間的間隔がない。此の出来事が仮に刑法所定の寄蔵罪に該り且被告人に賍物たるの認識に付法律上所謂未必的故意が存したりとするもこの犯行は謂はば壁一重的のものでその犯情は特に憫諒すべきものがあり法の許す限りの減刑を与うることが社会正義に合するものと調はざるを得ない。

(2) 従来検察当局において多数の事案が刑事訴訟法第二百四十八条の適用に依て処理せられ不起訴若くは起訴猶予処分が行はれ居ることは裁判所において極めて顕著である。然るに本件の如き事案(本件は他の共有者は悉く起訴猶予若くは執行猶予が行はれて居り、且共犯者中においても被告人が最も犯情が軽いと認められる案件である)が何故に右法条に依る恩典に浴せざりしか弁護人において之を知るに由ないも恐らくは被告人は過去において前科二犯あり殊に昭和二十

四年四月十五日柳井簡易裁判所において窃盗罪に依り懲役一年に処せられ居ることが少なくもその一因を為しておることは推側に難くない。かかる事案(若し起訴せられなば前刑の執行終了後未だ五年を経過せず必ず実刑を科せらる)こそ、且又本件は何等被害かない而も前述の如くその犯罪の成立についても極めて疑はしものと思料せらる本件こそ右法条を適用せられ起訴猶予の恩典を施すことが被告人をして温情に感泣せしめ被告人をして反省せしめ右法条をして光輝あらしめる所以ではなかろうかと思料せらる。

(3) 尚被告人の家庭の事情等を査するに被告人の家庭は家族五人を抱へ昭和二十六年六月以来主人河村三郎の経営せる山陽燃料商会に傭はれ同人所有の三和丸を運転し石炭の運搬の業務に従事せるものなるが、その給与は屯当り百五十円(月収五千円位)であり之を以て一家五名の家族の生計を維持することが困難で他に転業の上今後人夫として働く所存であつた矢先き本件を惹起し現在非常に之を後悔している(前示海上保安部における第一回供述調書並原審第二回公判調書参照)。

惟うに本件が若し不幸にして有罪とせば原審の刑の量定は或は已むを得さるが如きも本件に付ては被告人よりも犯情重き原審相被告人が懲役十月乃至一年を以て処断せられ何れもその刑の執行猶予の寛大な処分を受けて居るに拘らず情状最も軽い被告人が過去における犯罪経歴あるとは言へ実刑を以て処断(尤も前刑の執行終了後未だ五年を経過せざるため已むを得ないのであるが)せらるが如きは刑の権衡上甚だ不釣合であるの感想を深うするものである。従て仮に有罪なりとするも、縷々述べた如く被告人は単に主命に従て行動したに止まり悪性の観るべきものなく極めて同情すべき事案と思料する等各般の情状に鑑み御庁においかれましては特に御仁慈の措置に依て公判期日少なくも判決の言渡期日を本年五月以後即ち前刑の執行終了後五年を経過せる以後に延期せられ特に職権を以て刑事訴訟法第四百十三条但書を適用せられ原判決を破毀の上被告人に対し刑の執行猶予の寛大な裁判を賜はる様渇望する次第であります。

以　上

昭和二九年(あ)第四〇六二号

判　決

本　籍　福岡県山門郡山川村大字海津一六八九番地
住　居　同県筑紫郡那珂町大字麦野五二番地
組合理事　大城半吾　明治三二年四月一五日生

本　籍　門司市大字大里四八六五番地
住　居　諫早市泉町三八八番地
自動車整備振興会理事　朝来野武雄　明治三二年六月二七日生

右に対する収賄各被告事件について、昭和二九年一一月一九日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人大城半吾の弁護人柴田健太郎の上告趣意一中、憲法違反を主張する点は、憲法三七条が第三者の供述を証拠とする

昭和三〇年四月二八日判決　昭和二九年(あ)第四〇六二号　一

昭和三〇年四月二八日判決　昭和二九年(あ)第四〇六二号

には必らず其の者を公判において尋問することを命ずる趣旨でないことは、当裁判所の判例とするところであつて（昭和二三年(れ)第一六七号、同年七月一九日大法廷判決）、所論は理由がなく、その余は単なる訴訟法違反の主張であり、同二中、憲法違反を主張する点は、記録上所論の供述が強制、拷問乃至脅迫によつたと認むべき何らの証跡も存在しないから、所論は前提を欠き、その余は単なる訴訟法違反の主張であり、また被告人朝来野武雄の弁護人荒木新一、同高良一男の上告趣意は単なる訴訟法違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　真野毅

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

昭和二九年(あ)第四〇六二号

弁護人柴田健太郎の上告趣意

右の者に対する収賄被告事件につき左の通り上告の申立の理由を明示する。

一、原判決は第一審判決が事実認定の証拠として挙げている第一審共同被告人窪山直吉の検察官に対する昭和二十七年二月二十二日附供述調書につき「その供述者たる右窪山直吉が原審第一回及び第十回右公判期日において右供述調書記載の供述と実質的に異つた供述をしているものと認められるところ右公判期日における供述については曾つて業務上密接な関係を有し且将来もその同僚等から何等かの影響を蒙る惧なしとしない被告人大城半吾の面前を憚る気持か多少とも動いていたであらうと認めるのが相当であり従つてかゝる事情を伴わない検察官の面前における前記供述調書に記載されている供述の方が右公判期日における供述に比しより信用すべき特別の情況が存するものと言うべく之亦同法第三百二十一条第一項第二号により証拠能力を有するものと言わねばならない」と説示している。

然し当時窪山直吉は既に砂利採取業をやめトラック等石油の使用とは関係なく屋台店飲食店を営んでいたものであり、一方被告人もその官職を辞し同僚など存しないもので窪山直吉が被告人に対し右説示のようにその面前を憚るような事情は全然なかつたのである。

もし原判決のような考へ方をすれば相被告人乃至傍聴人等の在廷する公判に於ける供述よりも密室における検事の面前における供述の方が信用すべきものであるとするのである然し刑事訴訟の大原則は公開の法廷に於て審理をなすに在り、之を無視し取調官たる検事以外何人の傍聴もなく又相手方の反対訊問にも曝されない供述を重しとするのは明に憲法第三七条第二項の規定の精神に反するものであり違憲の判決と謂はねならない（傍聴人には多くの場合その事件の利害関係人

がおり供述者は「原判決の辞を借りれば」之を憚る気持があることは免れない）もし原判決の如き考へ方によつて証拠能力を判断するときは常に公判廷に於ける供述よりも警察官又は検事の面前における供述が優先し容易に証明し難い強制、誘導、又は脅迫による取調の結果が断罪の資料として採用されることになり所謂闇黒裁判の傾向を生じ人権の尊重を大眼目とする憲法の精神に反し無辜の民を牢獄に泣かしめる虞なしとしない恐れても尚余りある考へ方であり当然之を破毀してかかる考へ方を是正せらるべきものと信ずる。

二、原判決は第一審判決が事実認定の資料としている被告人大城半吾の司法巡査に対する昭和二十七年二月十五日附供述調書につき「右は同被告人に対する近親者の面会或は寝具食品の差入が許可されたと言う昭和二十七年二月十二日（原審第九回公判調書中証人江崎美代次の供述参照）より三日後即ち所論の様な事情は既に解消したものと認められる時期に作成されたものであることが明らかであり尚右司法巡査の取調に際り所論の様な脅迫的言辞を用いたものとは認め難いから右書面に記載されている供述を以て必ずしも所論の様に刑事訴訟法第三百二十二条第一項但書にいはゆる任意に為されたものでない疑があるものとは為し難い」と言つている。

然し右にいうように昭和二十七年二月十二日迄は刑事訴訟法第八一条但書の規定に反し被告人には寝具食糧の差入を禁じ最寒の時期に火気もなき監房に慄えさせ空腹を瞞ぜさせていたのであり（官給食の如きは被告人のような相当の地位にある官吏には容易に咽喉を通し得べきものではない）之をしも憲法第三十八条第二項に謂う強制拷問若しくは脅迫というはずして何であらうか而もこの状況において既に被告人に対する取調の殆んど全部は終つていたのであり右判決にいう二月十五日の取調は単にその浄書をしたのに過ぎない従つて原判決のいうように形式的には寝具食品の差入の許るされた日より三日後の供述になつていたとしても実質的には強制拷問又は脅迫による自白と目すべきものであつて之が証拠能力を認容した原判決は正に憲法第三十八条第二項に違反した判決であり当然取消さるべきものである。

尚窪山直吉の司法巡査に対する昭和二十七年二月十三日の供述、同人の検察官に対する昭和二十七年二月二十二日の供述も亦勾留中寝具食品の差入なき時に行はれたもの（第一審公判に於ける同人の供述御参照）で是亦強制拷問乃至脅迫による自白に外ならず之を断罪の資とすることを認容した原判決はこの点に於ても憲法第三十八条第二項に反するものである。

第一審判決は被告人の金五千円の収賄についての公訴については無罪の言渡をなしこの点に関する窪山直吉の司法巡査並に検察官に対する供述、被告人の司法巡査、検察官に対する供述はすべて虚偽の自白として之を排斥しているこれも亦前述のように窪山直吉及び被告人の自白はすべて強制等により無理に虚偽の事実を供述せしめられた証左となるべきものであるこの点に関し原判決は「右供述記載部分は本件とは一応別個の他の事実に関するものでありそれが措信されないからと言つて直ちに所論の様に本件に関する供述記載部分も措信できないものと断ずるわけにはゆかない」といつているけれども右五千円の収賄に関する供述も本件三万円の収賄と同一供述として同一調書に記載されているのでありその部分が虚偽として排斥される以上一応三万円の部分についても疑を持たれるのが当然であり原判決の右説示は単に形式的な説明に止まり著しく我々の良識に反するものである。

以上

昭和二九年(あ)第四〇六二号

被告人　朝来野武雄

弁護人高良一男、同荒木新一の上告趣意

右者に対する収賄被告事件につき左記の通り上告趣意を提出する。

第一点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があり右誤認は著しく正義に反するものと思料する。

一、原判決は第一審判決に対する弁護人の控訴趣意第一点に対し第一審判決第四の事実は原判決挙示の関係各証拠中被告人朝来野武雄の検察官に対する昭和二十七年三月十九日附供述調書（記録第七三〇丁以下）、原審共同被告人窪山直吉の検察官に対する同年三月十四日附第二回供述調書（記録第七七二丁以下）の各供述記載により被告人朝来野武雄が昭和二十四年六月一日の官制改正により従前の福岡道路運送管理事務所燃料課長から福岡陸運局燃料課員に転じた後においても事実上同局燃料課次席として同課長を輔佐し原判示の通り上司の命を受けて自動車用石油製品並びに油脂の割当及び監査等に関する職務権限を有しその事務を司つて居たことを認定するのに十分であるとし、更らに控訴趣意の所論は右各証拠及び

(一)　第一審第三回公判調書中証人福山嘉吉の証言（同一七七丁裏）

(二)　同第四回公判調書中証人谷善三の証言（同第一九五丁）

(三)　同第七回公判調書中証人高原武雄の証言（同第二五〇丁―二五三丁裏以下）

(四)　同第九回公判調書中証人荒木喬の証言（同第二八六丁）

(五)　被告人朝来野武雄の司法巡査に対する昭和二十七年二月二十八日附供述調書中の記載（同第六九六丁乃至六九八丁）

(六) 原裁判所の押収にかゝる証第六号の「自動車用石油製品割当証」五十二枚中昭和二十四年十一月一日迄の分に比照したやすく信を措き難しとして之れを排斥し、第一審判決の事実認定を維持して居るのである。

二、以上原判決が指摘した各証拠によれば被告人朝来野は昭和二十四年六月一日から同年十二月二十七日迄福岡陸運局燃料課員として自動車用石油製品並に油脂の割当及び監査等に関する職務権限を有して居たものとの形式的認定は可能であるかも知れない。然し乍ら収賄罪の成否を決する被告人の職務権限は実質的なるものを要する。此の意味に於て本件を検討すれば前掲原判決に於て指摘した第一審公判廷に於ける各証人の証言はその片言隻語を捉へ来つたもの極言すれば強いて被告人の有罪を認定せんが為めに記録中より枝葉末節な被告人に不利な部分のみを拾い集めたものゝ如き観があるのであつて記録全体を流るゝ真実から故意に眼を覆うたものである。

而して記録全体を流るゝ真実は原判決も引用する、第一審第七回公判廷に於ける証人藤丸善之の証言全体により明であつて煩を避くる為めその要旨のみを摘録すれば要するに

被告人朝来野武雄は昭和二十四年五月に惹起した福岡道路運送管理事務所に於ける瀆職事件に連座した為め同年六月一日よりの同事務所の機構改革による福岡陸運局の発足に際つては同被告人より謂はば後輩にあたる藤丸善之の下に燃料課に席を置いて居た。そして仕事の本流からは完全に除外せられ石油製品の配分の枠と出て行つた枠とを合はせる程度の仕事をして居たにすぎぬ。

燃料の割当は、先づ月々に配分計画をたて、課長が原案を決定し事務所長の決裁をとり、その案を公聴会にかけて係員にこんな割でやれと通知し係員は業者よりの割当申請を受付けて正当なものに配分するのである。

而して朝来野被告人は、配分計画原案作成の権限がなく又業者に対する配分についての発言権も決裁権もなく係員は配分につき同被告人より指示を受けたこともない。

朝来野被告人は毎日出勤はして居たが書類の決裁は課長がして居り課長不在のときは同被告人に決裁権がないので直接事務所長の決裁を受けて居た。

係員は朝来野被告人に対し一応書類を見せて居たがそれは見せなければ見せないでよかつたのを儀礼的（前課長としての朝来野に対する係員の一応の尊敬の意か？）に見せて居たゞけである。

石油製品配給券の発行担任官は朝来野になつて居たがそれは二級官であれば誰でもいゝのであつて従来朝来野が発行担任官になつて居たので所謂ズルズルベッタリに係員が保管して居た朝来野の刻印を配給券に押捺して居たまでであつて之れを押捺するにつき朝来野の承認を受けて居た訳ではない。

と謂うのであつて昭和二十四年五月に惹起した福岡道路運送管理事務所の瀆職事件直後に於ける朝来野被告人の立場は第一審第十一回公判廷に於て同被告人が陳述する如く本来総務課勤務として謹慎すべきところを人員配置の都合からか席だけを燃料課において居たものであつて仕事としては何も与えて居なかつたと見るのが役人気質、役所堅気を解するものゝ常識であると謂はねばならぬ。斯かる常識を無視し、証人の片言隻語を捉へ来つて朝来野被告人に石油製品並に油脂割当の職務権限ありと認定した原判決は著しく正義に反する事実誤認を犯せるものと謂はねばならぬ。

又原判決指摘の朝来野被告人の検察官に対する昭和二十七年三月十九日附供述調書、及び窪山直吉の検察官に対する同年三月十四日附第二回供述調書の各供述記載は前記常識に反するものであつて証拠価値なきものである。

三、尚第一審判決は本件金員授受の趣旨につき「従来自動車用石油製品の割当につき便宜な取扱を受けたことに対する謝礼の趣旨」を認定し原判決も亦その趣旨認定を是認して居るところであるが然らば具体的に如何なる便宜な取扱をしたかについては記録上何等の証拠がないのであつて原判決は此の点に於ても著しく正義に反した事実誤認あるものと謂はねばならない。

四、原判決は控訴趣意第二点の㈠につき専ら窪山直吉と福山嘉吉の各供述を引用して控訴趣意を排斥して居るところである。そして特に福山嘉吉の各供述はそれ自体矛盾を包含して居らず朝来野被告人の弁疏より措信し得るものとして居るのであるが第一審第七回、同第十四回の公判廷に於ける長崎繁夫の各証言、同第九回公判廷に於ける中大路俊安の証言を綜合すれば控訴趣意書に記載して居る如く昭和二十四年七月初頃江頭弁護士に支払つた金参万円は長崎繁夫が金策したものであり而して此の金は事件関係者が同年七・八月分の給料より若干宛を拠出して弁済して居るのであり、従つて福山嘉吉が同第三回公判廷に於て供述して居る如く同人が直接窪山直吉から借り受けた金五万円は別口の借金支払に充当して居なければならない。特に同人は同公判廷に於て「最後には私が直接参万円払いましたがその金はいろいろやりくりして貰つた金が五万円相当残つて居たので之れで支払つたと思います」と供述した直後「後の参万円は証人が直接持つて行つて居りどうしたのか知らないか」との問に対し「共済組合から借る様にして居たがすぐ出来ぬので参万円或る人から借つたとの事でした」と述べて居る。即ち残つて居た五万円の中から参万円を支払つたと云う言の終らぬ中に他から借りて支払つたと言つて居り弁護人が福山嘉吉の証言は矛盾を包含して居ると主張するのは此の点を指すのであつて斯る矛盾を包含する証言は措信し難いものである。

そこで前顕長崎繁夫、中大路俊安の各証言及び朝来野被告人の弁疏と福山嘉吉の証言を彼此対照すると福山嘉吉が「いろいろやりくりして貰つた金が五万円相当残つて居た」と云う金五万円が即ち朝来野被告人を通じ窪山直吉から来た金五万円に相当するものであり、右金五万円が朝来野被告人が弁疏する如く福山の依頼に応じ同人の為め同人名で窪山から借り受けた金であるのである。福山嘉吉は、朝来野を通じ窪山から金銭を借り受ける必要がなく又借り受けた事もない旨繰り返し供述して居るが右供述は朝来野被告人が当時燃料課員であつたことに徴し収賄罪の共謀性を認定される危険を感知してのものであつて信を措き難い。又窪山直吉の供述

は同供述の経過により明な如く時と場所により次々に変化して行く供述であつて猶更措信出来ないところである。果して然らば本件被告人の金員の授受は収賄罪成立の要件たる職務権限なき福山嘉吉の為めその仲介をしたものであつて福山嘉吉につき収賄罪の成立なき以上被告人についてもその成立を否定されねばならぬ。然るに原審が弁護人の控訴趣意を排斥し収賄罪の成立を認めたのは重大なる事実の誤認あるものと云はねばならない。

以上の諸点御調査の上原判決を破棄せられんことを切望いたす次第であります。

以上

昭和三〇年(あ)第一二号

決　定

本籍並びに住居　福島県喜多方市熊倉町都字高柳乙二六番地

農業

長谷川定江

明治三一年六月八日生

右に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和二九年一一月二九日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人及び原審弁護人富岡秀夫から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人富岡秀夫の上告趣意第一点及び第二点は違憲をいうが、原判決は控訴棄却の判決であり、これによつて維持された第一審判決は公職選挙法二五二条一項を適用してはいないのであつて、所論の選挙権被選挙権停止の効果は同条項所定の裁判の確定により法律上当然発生するものであり裁判そのものによつて形成されるものではないから、所論は原判決の法令違反を主張するものではなく上告理由として不適法であり、同第三点は違憲をいうが、公職選挙法において選挙運動者がその運動をすることに対し報酬を受けることを禁止したからとて、その事自体何等財産権を侵害するものでないこと明白である(昭和二八年(あ)四一二三号同二九年三月二五日当小法廷決定、判例集八巻三号三二六頁参照)所謂はその前提を欠く。また弁護人山田広治の上告趣意は違憲をいう点もあるが、原審で主張も判断もない第一審の手続違背を当審において新たに

昭和三〇年四月二八日決定　昭和三〇年(あ)第一二号

主張するものであり、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判官　岩　松　三　郎
裁判長裁判官　真　野　毅
裁判官　斎　藤　悠　輔
裁判官　藤　入　俊　郎
裁判官　江

弁護人富岡秀夫の上告趣意

右の者に対する公職選挙法違反被告事件につき弁護人は左の通り上告の趣意を弁明致します。

第一点　原判決が公職選挙法第二五二条第一項を適用したことは憲法第十四条第一項の違反がある。

憲法第十四条第一項に依れば「すべて国民は法の下に平等であつて人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係に於て差別されない」旨規定している。

その趣旨とするところはあらゆる場合あらゆる点で国民が絶対に平等であることを要求するものではなく、平等の要請そのものゝ中に合理的な制限を当然含むものなることは言を俟たないところであつて、不合理なる差別が違憲たるべきである。

右憲法の規定による政治的差別とは固より広く国政に参与する権利の不平等を指称するものであるが選挙権被選挙権をその最たるものとしているのは疑のないところである。

右選挙権被選挙権は憲法の保障する国民の固有の権利として最大の尊重を要する権利であつて国民主権を顕現し民主々義政治の根幹をなすものであり国民が長年辛酸を経て獲得し来つたところである。

従つて公民権停止処分に当つては裁判官に信念ある決断を以て慎重審議を要し合理的なる判断を特に要するものでなければならない。

禁治産者、準禁治産者が政治上の権利を制限せられる事は合理的ではあるが、原判決が被告人に対して公職選挙法第二五二条第一項を適用して選挙権被選挙権の停止を以て被告人を処分したことは合理的な判断によらずして不合理なる判断

によるものであるから違憲とせられねばならない。

第一に所謂公民権は国民固有の権利として憲法上最大の尊重を要する権利であるから公職選挙法第二五二条第一項の公民権は不停止が原則でなければならない。

公職選挙法第二五二条第一項の適用については公民権は如何なる標準によるべきか規定上明確になされてはいない。如何なる標準によつて停止するか不停止とするかの明確なる規準がない以上前記憲法の趣旨に照して、公民権停止の積極的なる事実のない以上は不停止が原則とすべきところである。

被告人は記録上も明らかであるが単なる一選挙運動員であつたにすぎず候補者乃至出納責任者ではないところ、原判決が被告人に対して公民権の不停止を以て臨んだことは合理的なる判断を欠き政治的差別を生じ違憲たるべきである。

第二点　原判決が公職選挙法第二五二条第一項を適用したことは憲法第十五条第一項第三項に違反するものである。

憲法の基本である国民主権主義の一表現が憲法第十五条第一項第三項であることは疑のないところである。

有憲法第十五条第一項によれば「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定している。本項にいう公務員は、国家公務員法にいう公務員のみならず国会議員、地方公共団体その他の公の行政を選挙任命するすべての人を指称することは謂ふまでもないところであつて、本件喜多方市長選挙における市長も固より公務員である。原判決は被告人に対してあらゆる公務員の選定罷免するの権利を剝奪したのであるが、憲法の宣明する国民主権の原則を公職選挙法第二五二条第一項は本件に於て自ら破棄しているのみならず民主政治の根幹を絶滅しているものである。

次に第十五条第二項によれば「公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する」と規定している。総ての選挙に関して人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない趣旨であることは前記第十四条第一項と同様であるが、特に本項の趣旨により選挙権被選挙権の範囲は拡大されその欠格者は禁治産者及び準

禁治産者並に懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受くることなきに至るまでの者に限定されている。（昭和二二・法四三衆議院議員選挙法改正参議院議員選挙法五条、地方自治法二〇条）

然るに被告人に対して原判決は何等の標準も示さずに公民権の停止処分にしたのであるが、憲法施行以来民主政治の確立をみんとする今日、被告人の如き一運動員に至るまで斯の如き厳罰を以て臨むことは徒に民主政治の基盤を覆すことゝなる。候補者或は出納責任者の如き総轄主宰者に於ては固よりその立場上違反事実に就いては厳罰を以て公民権の剝奪によつて之を懲罰することは固より裁判官の判断において不合理なるものとは謂い難いが、これを一律に全部の運動者に波及せしむることは厳戒を要するところでなければならない。選挙に於てかく厳罰を以てするときは選挙人或は運動者にとつて選挙事務所に出入することさえ遠慮することゝなる。

かくては選挙は一部の者の支配するところとなり明朗なる選挙は期し得られず、ひいては、民主思想の根絶となる事は事明の理である。選挙権被選挙権の制限が前記の通り拡大せられている趣旨に鑑みて独り公職選挙法のみがこれを制限していることは憲法の趣旨に抵触するものと謂はねばならない。

第三点　原判決が被告人に対して公職選挙法第二二一条第一項第四号を適用したことは憲法第二十九条の違反がある。

憲法第二十九条によれば「財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と規定せられある。

本条は財産権の不可侵を保障する原則をとり、しかもそれが公共の福祉のために制限を受けることを認めている。しかし公共の利益の名を以てしても個人の財産権を悉く否認するに至ることは許されぬところであることは憲法の全体の趣旨が認めている所である。

一方公職選挙法第二二一条第一項第四号に於ては選挙の運動者がその運動の報酬を受けることを禁じているが右の規定

は憲法の右財産権の不可侵と全く相容れない。財産権とは私法上並びに公法上のあらゆる財産権を含むもので、報酬請求権乃至は報酬を受ける権利も固より保障されいる権利である。

被告人は一運動者であつて、原判決判示認定によれば候補者並若狭新助より報酬の趣旨の下に金員を受領したるところである。選挙事犯に於て最も悪質であり且つ憎むべきは買収事犯である。本件に於ける原判決に於ては買収たることは判示していない。買収の意義が広く利益の享受に解釈せられるとするも原判決判示は被告人の行為を目して単に報酬並に運動資金であつて、買収を意味していない。

被告人の行為は公職選挙法第一九七条の二に規定する実費弁償に該当しないと判示しているが、記録中被告人の公廷に於ける供述並に検察官に対する供述調書中にも明確にせられているが、被告人は候補者の為にその運動の方法として選挙人への宣伝の手段として選挙区の内に連絡員を設けその連絡員の日当旅費に使用する為に金員を受領している趣旨である。

実際選挙の運動に於て選挙運動者に無報酬にて奉仕せしむることの不合理は今日の経済生活の観念上許容し得ない。選挙運動に関係のない労力の提供に対しては通常の経済生活上必ずやその対価即ち報酬は当然支払はれるものであり請求し得べきところであつて委任雇傭請負等すべて対価関係に立つものであつて独り選挙運動という労力の提供のみ例外として公職選挙法違反に該当し国家自らが之を侵害していることは国民の納得し得ぬところなのである。

本条財産権の不可侵は個人は固より国家自身即ち司法、行政、立法の各分野に於ても亦絶対に侵し得ない所なのである。にも不拘原判決が公職選挙法第二二一条第一項第四号を適用したることは違憲であることを免れないと信ずる。

以　上

昭和三〇年(あ)第一二号

弁護人山田広治の上告趣意

第一点　公判調書は刑事訴訟法第四十八条によれば「公判期日における訴訟手続については公判調書を作成しなければならない。公判調書には裁判所の定める処の規則により公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない」同第五十二条には「公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは公判調書のみによつて証明することができる」と規定されており更に公判調書は立会事務官の独自の立場において作成さるべきものであること、裁判官において右調書に異なつた見解のあるときは書記官の作成した調書にその旨を附記すべきものであることは法律上疑のない処である。刑事訴訟法第五十二条は公判調書に記載せられたものゝみについての規定であるが同調書に記載せられなかつた訴訟手続については何等示すところが無い。従つて調書に記載せられなかつた事実については上如何なる効果があるのかないのかは判然しない。従つて当事者はこの点については何等関知する機会がないので全く裁判官のみの独裁的内面的効果があるに過ぎない。更に調書の記載に明かな誤りがあつたり全々異つる事実が記載せられたり進んでは故意に異なる事実を記載せられたような場合でも前記法文によつて有効となる如斯法律による擬制は許さる可きでない。刑事訴訟法第五十一条によつて公判調書の正確性について異議の申立をすることは出来るがこの規定あるが為めに前記の公判調書が正当なるものであるとの理由は立たない。

憲法第三十二条の「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」同第三十七条の「すべて刑事々件において被告人は公平な裁判所の迅速なる公開裁判を受ける権利を有する」旨の国民の基本的人権を侵害するもので、同条は憲法違反である。

本件第一審の昭和二十九年八月四日の公判における証人五十嵐正彦の証人調書の末尾において裁判官は「五十嵐正彦は被告の性格等を証する為めの証人であり山田弁護人の訊問はそれより逸脱して関係ない訊問の虞れあり、且つ証人の証言も伝聞にわたる虞れがあるから山田弁護人は証人を訊問するについて注意されたいと同人に告げた」と記載されているが右の内裁判官が調書記載のような訊問について注意したのではなく訊問禁止を命ぜられたものである。従つてその後に調書に記載せられた部分は全々無い偽無の事実が記載されているのである。

更に山田弁護人は証人訊問の権利の行使を禁止せらるるならばその旨調書に記載せられたい旨を立会書記官に陳述したのに対し該裁判官は何故か自分から山田弁護人の前記申立を調書に記載せしめる旨を同公判廷において公然に宣明したのである。

以上の事実は当日公判廷に立会した裁判官事務官検察官弁護人本件の被告本人証人五十嵐正彦其他拾数名の傍聴人の面前においてなされたる公知の事実である。然るにも不拘同調書には以上の如き誤記がある。

右裁判官の弁護人に対する証人訊問権の禁止の事実は刑事訴訟法第五十二条と共に憲法違反である。

第二点　刑事訴訟法第二百九十四条によれば「公判期日における訴訟の指揮は裁判長がこれを行ふ」同第二百九十五条には「訴訟関係人のする訊問又は陳述が既にした訊問若しくは陳述と重復するとき又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは訴訟関係人の本質的な権利を害しない限りこれを制限することができる」旨規定してあるが、本条において問題となるのは訴訟に関係のない事項にわたるときとは如何なる事項を指すか、其他相当でないときとは如何なる場合を指すものであるか、制限とは如何なることであるか、訴訟関係人の本質的権利を害しないときとは如何なる事実を指すかの四点である。事件に関係ない事項とはその事件とは別個の他の事実の如きを指すものと解すべきは当然で証人の経験したる事件の前提の如きは一見事件と関係ないようでも逐次訊問を続行する上において関聯性があるものとすべ

きことは当然でなければならない。其他相当でないときとは規定上は明確をかくこの点は裁判官の自由なる判断に委かせられその良識にまつものである。更に同条において裁判官は当事者の証人訊問権を制限することができる旨を規定しているが制限とは訊問権の一部を制限するのみならず全く禁止をも含むものと解することが出来るもののようである。

次に訴訟関係人の本質的な権利とは如何なる点を指すか憲法第三十二条の「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」同三十七条「刑事事件においては被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」右規定は国民の基本的人権の根本を指す規定で最も重要なる性質を有するので其の規定に反する総ても法律も訴訟手続も無効たるべきものである。

本件第一審の昭和二十九年八月四日の公判における証人五十嵐正彦の証人調書の末尾において裁判官は「五十嵐証人は被告の性格等を証する証人であるから山田弁護人は証人を訊問するについて注意せられたいと同人に告げ」と記載してあるが右山田弁護人の訊問は調書に記載されてあるように明かに事件の前提に関する訊問であつて、全々別個の問題でないことは記録自体より明かである。

然るに第一審判決は前述の基本的人権に関する憲法の第三十七条に違反して之れを無視したる違法がある。

上告趣意書第一点が理由なしと仮定するも本項によつて違憲である。

第三点　更に数段の譲歩をなし公判調書記載の事実を真実なりと仮定するも第一審における証人五十嵐正彦の証人として適格性について裁判官は弁護人の弁論を制限するに際して「五十嵐証人は被告人の性格等を証する為めの証人であつて山田弁護人の訊問はそれに逸脱して関係ない訊問の虞れあり」と記載せられているが証人の適格性信憑性について裁判官は被告人の性格のみについて証拠力があつて其の他に五十嵐証人は証人たる資格の無い証人であつて制限的証人であるとしている事は証人の証拠力に関し独断的に制限を加へたもので証人の原則的性格からすれば被告人の利益不利益を問はず犯罪

の動機態様性情社会的影響地位等実験した事実より推測したる事実等万々にわたつて立証せらるべきであることは明白な事実であるにも不拘強て証人の適格を制限したるは憲法第三十七条第一項に違反したるものである。

第四点　現在我国の刑事事件の裁判官の審理の態度は公平無視誠に国民信頼の感謝のまととなつていることは慶賀に堪えない次第であるが殊に本件第一審籠倉裁判官に到つては全々反対でその法廷に臨むや指揮権の行使は独断横暴を極めている例へば公判開廷中弁護士が弁護人席について同一被告人の弁護届を提出せんとした際不意の闖入者あると称して休廷を宣したり全々法廷に出なかつた弁護人に対し法廷において無責任であると述べたり（本人不在）している。その本人訊問証人訊問にあつては自から予断をなし自分の意に反する陳述をした証人又は本人に対して反対訊問をなし誘導訊問をなし更に本人自身意識していないかも知れないが一種の威迫を感ぜられるような訊問をなし結局は籠倉氏の思ふままなる供述書が出来上がるのである。右の如き裁判官は憲法に云ふ公平なる裁判官ではない従つて本件第一審判決は憲法第三十七条に違反する。

第五点　以上何れも第一審判決に対する上告の理由であるけれども以上のような違憲あるにも不拘これを審理することなくして第一審判決を保持したる原審判決は各々同一理由によつて各論点ごとに同様の憲法違反があり破棄を免れない。

以　上

決　定

本　籍　福井県小浜市竹原第一四号　番地不詳
住　居　東京都世田谷区下馬二丁目五七番地
大学教授　井手成三
明治三九年四月六日生

右に対する公職選挙法違反被告事件について、昭和二九年一二月二日名古屋高等裁判所金沢支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人大竹七郎の上告趣意(一)は、単なる訴訟法違反の主張であり（そして、この点に対する原判決の判示は正当で所論の違法は認められない。）、同(二)は、判例違反をいうが、原判決は、本件各犯罪を所論のように単一の犯意に基いてなされたものとは認定していないのであるから、論旨は原判決の判示に副わない事実関係を前提とするものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年四月二八日

昭和三〇年四月二八日決定　昭和三〇年(あ)第四八号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　齋藤悠輔
裁判官　真野毅
裁判官　岩松三郎
裁判官　入江俊郎

被告人　井手成

弁護人大竹武七郎の上告趣意

右公職選挙法違反被告事件の上告趣意は左の通りであります。

(一)　第一審判決は第一、選挙の告示前の行為として(一)から(四)までの事前運動、金銭供与の行為を、第二、選挙の告示後の行為として(一)から(七)までの金銭供与行為を、即ち合計十一の行為を判示し、而してその証拠として、

(イ)　亀井長兵衛外九名の、いづれも検察官に対する供述調書合計四十八通

(ロ)　当座口振込副報告書

(ハ)　若越新報六通の新聞記事

(ニ)　被告人の公判廷における供述、同人の司法警察員に対する供述調書五通

以上合計供述調書五十六通、その他新聞記事等総計六十三の証拠を羅列し、これによつて右十一の判示事実を認定すると言つているのである。

判示事実が一つか二つというように極めて少く又挙示の証拠も僅かに数個に過ぎないような場合には、証拠を羅列しておいても、判示事実と証拠との関連性が自ら明かである場合もあるであらう。しかしながら本件のように判示事実が十一もある場合に、総計六十三にも及ぶ証拠を、しかも判示事実の順序と証拠の挙示の順序とが相応しているかどうかもわからないように唯単に並べておいて、これによつて明瞭だということは刑事訴訟法第三三五条第一項の要求を満たしているものとは言えない。なる程現行刑事訴訟法は旧刑事訴訟法第三六〇条と異り、証拠の標目を挙示するを以て足るということになつていることは勿論ではあるが、しかしそれは証拠の内容をいちいち具体的に引用する必要はないということにし

たまでのことであつて、どの証拠でどの犯罪事実を認めたかを明らかにする必要がある。数個の犯罪事実の証拠として数多の証拠の標目を一括して掲げてある場合に、どの証拠でどの犯罪を認めたかが判文上明らかでないときは違法である。（東京高裁昭和二四年㈱新第一〇三一号同年八月二三日判決、判例集第二巻第一号第五九頁）右判例は犯罪事実とこれを認定する資料とした証拠との形式的関連性が「判文上」明白でなければ違法であるというのである。ところがその後の最高裁判所の判例は、「有罪の言渡をするには、どの証拠でどの事実を認めたかを明らかにする必要があるけれども必ずしも各犯罪事実ごとに個別的にこれを認めた証拠の標目を示さなければならないわけではない。数個の犯罪事実について数多の証拠の標目を一括して掲げて説明しても、判文と記録とを照らし合せて見て、どの証拠でどの事実を認めたかが明白であるかぎり違法ではない」と言つている。（昭和二五年㈱第一〇六八号同年九月一九日判例、判例集第四巻第九号第一六九五頁）この判例は犯罪事実とその認定の資料となつた証拠とが「判文上」明らかでなくても、判文と記録とを照し合せて見て明白であるかぎり違法ではないというのである。しかしながら判決は裁判所自身がわかれば良いというものではない。判決は審理の結果法廷にあらわれたところの証拠のうちどの証拠によつて被告人の有罪であるということを認定したかという判断の結果を被告人に明示し、被告人をして了知せしめるために、被告人に対して宣告するものである、被告人にわからないことをしてそれを以て足るとすることは裁判の本旨に反する。六十有余の証拠を羅列しておいてこれらの証拠が訴訟記録の中のどこかにあるからそれを見れば十一の犯罪事実が認定できると言われても、被告人には何のことかわからない。本件について言えば、原判決も明かに認めている通り、第一審判決の挙示している証拠の中には証拠とすることのできない違法なものもある（若越新聞の記事）又証拠の中には判示事実に矛盾するものもある。そういう場合に六十有余の証拠を羅列しておいてこれによつてわかると言われても被告人としては理解し、納得することができない。本件において被告人は公判廷において明かに起訴事実を争つているのだから、お前

はそういうけれども、ここにこういう証拠がある、これは信用すべき証拠だから十一の事実の中これは有罪を免れないと説示していただいて初めて理解できるのである、これが刑事訴訟法第三三五条第一項の法意であると信ずる。原判決のように、第一審判決挙示の証拠の中には違法なものはあるが、それは余分なものを引用したにすぎないから差支ない、又判示事実と異る趣旨の証拠もあるが、それは見ないことにして判示事実に合致する部分だけを採用したものと思えば良いのだと言われては、それでは何のために六十有余の証拠を挙示したのか、違法なものや判示事実に合致しない趣旨の証拠はなぜ予め省いておかないのか、全く理解に苦しむ。近時原判決のような行き方の判決が本件以外にもあることは当弁護人も承知していると同時に甚だ遺憾なことだと思つている。上級裁判所がこういう行き方を承認し又は下級審のやつたことを救つてやるような行き方をすると、益々証拠説明は正確を欠く傾向になるのではないかと、ひそかに憂うるものである。本件の第一審判決は亀井長兵衛外九名の検察官に対する四十八通の供述調書と被告人の司法警察員に対する供述調書三通、同じく被告人の検察官に対する供述調書五通をあげているが、これは検察官が公判廷において証拠調を請求した供述調書の全部である、そこに取捨選択したあとは見られない。要するに第一審判決は本件捜査記録に徴し明瞭と言つているのと少しもかわらない。そういうことが許されることは絶対にあり得ない。一般的に言えば結局は犯罪事実の数と証拠の数とによるのであつて、程度問題だということになるかもしれないが、少くとも本件においては犯罪事実の数、証拠の数及びその証拠の中に違法なものが含まれ又判示事実の趣旨に反する証拠がある等の点から見て、第一審判決及びこれを肯認した原判決は不当であり、本件については前示東京高裁の判例が適切であり、前示最高裁の判例は、判文と記録とを照し合せて見てということが不当であるのみならず、仮に百歩をゆずり照し合せてみるとしてもこの判例は「判文と記録とを照し合せて見て明白であるかぎり」と言つているのであるから、本件のように判示事実と証拠との関連性の明白でない事案には、この判例は適切でない。

(二)　第一審判決認定の事実に対し原審において弁護人が、金銭授受に被告人が関与しなかつたこと並に授受の趣旨がちがう旨主張したのに対し原判決は詳細に証拠をあげて説明し、弁護人の論旨を排斥し、最後に（判決書第十六枚目の裏第七行目以下）「これ等の資料に依れば、被告人は(一)亀井長兵衛、西島貞三等の手より選挙運動者に対し、選挙運動の報酬たる趣旨をもつて、該金員が分配供与されるに至るものであることの情を知りながら、当初より、法定選挙費用に数倍する金員の支出を計画して、これを実行に移し、亀井、西島等に対し其の処分を委ねて原判示の如く金員を供与したものであり(二)金員の供与に当つては(1)所携の現金を直接相手方に手交し、(2)為替等を以て自己宛送金されたものについては、その額を確認した上、相手方に対しその処分を委ね、(3)又は予め第三者に対し送金を依頼して置き第三者を介して相手方に金員を送付する等の方法を採つたものであることを認め得べくこれ等の諸事実を綜合すれば原判決の見解と同様、前記の如き認定に到達せざるを得ないからである」と説示している、果して原判決認定の通りとすれば、被告人の所為は、自己の当選を目的として、予め一定の計画の下に行つたというのであるから、犯意は明かに単一であると言わねばならぬ。従来この種の事件につき併合罪とすべきか包括一罪とすべきかが論点となつた場合に、犯意が単一ではなく、その都度犯意が生じ、それに基いて行為が行われたのだからということを主たる理由として併合罪だと認定された例がある、例えば昭和二十五年一月三十日付仙台高裁判例（特報第一三号第一七七頁）昭和二十八年四月二十一日付東京高裁判例（時報第三巻第四号第一六〇頁）昭和二十八年五月十八日付東京高裁判例（時報第三巻第五号第一九四頁）昭和二十八年七月一日東京高裁判例（時報第三巻第六号第二四六頁）等がその例である。これらの判例においても、犯意の単一か否かと云う点が特に重要視されていることが注目すべき点である、次に

(イ)　昭和二十五年六月十四日付名古屋高裁金沢支部の判例（特報第九号第八八頁）は「凡そ犯人が一つの犯罪を行おうと決意し、其の決意実現のため、必要な数個の所為をなした場合に、それぞれの所為が互に結び付いていて、しかも当初

目指した一定目的の範囲内で為されたものであるときは、これ等各個の所為は、個々独立に犯罪を構成せずしてすべての所為が結合して一個の犯罪を構成すると解すべきであり、個々の行為について其の行われた日時場所等の異同を問題にする必要がないと考えられる」（中略）結局「犯意が単一でそれが遂行された場合には一個の犯罪しか成立しない」と判示している。これは明かに本件と同じく名古屋高裁金沢支部の判例である、本件は同一裁判所がその自ら示した判例と明かに異る趣旨の判決をしたことになる。

(ロ)　なお昭和二十七年一月二十九日付東京高裁の判例は「同一罪名に該当する数個の行為は犯意及び結果の各単一により包括して一罪と認めることができる」と言い（判例集第五巻第二号第一三〇頁）

(ハ)　昭和二十七年二月二十九日付高松高裁の判例は「政府の免許を受けないで焼酎を密造しようと企て、一定の場所で連続した日時につぎつぎに原料の仕込をする一方、醪となつたものから順次蒸溜して焼酎を製造したような場合にはその過程において数個の密造行為が併存してもこれら一群の行為を一括して酒税法第六〇条第一項に該当する一罪と解するのを相当とする」と言つている。（判例集第五巻第二号第二九六頁）

本件について言えば、その犯意が単一であることは前述のとおりである、次に行為の態様も、いづれも供与行為であつて、全く同一である。なお被害法益も罪質も同一であつて、同一罰条に該当する、更に犯罪の日時場所も同一もしくは接近している。以上の理由により本件は仮に犯罪が成立するとしても、包括一罪と解するのを相当とする。

しかるに原判決が判示事実全部を刑法第四十五条前段の併合罪とし、併合加重をした刑期範囲内で刑の量定をしたのは理論上不当であるのみならず、前記(イ)(ロ)(ハ)の判例に違反するものである。

以上の理由により原判決を破棄し、更に相当の御審判を賜りたい。

以　上

昭和三〇年(し)第一一号

決　定

鳥取刑務所在監中

特別抗告申立人　大　西　高　春

明治四二年七月二五日生

右の者から昭和三〇年一月一八日松江地方裁判所のした審判請求棄却決定に対し特別抗告の申立があつたが、この決定に対しては通常抗告のできること当裁判所の判例であり（昭和二六年(し)七一号同二八年一二月二二日大法廷決定、刑集七巻一三号二五九五頁）、従つて当裁判所に特別抗告の申立をすることはできないものといわなければならない。そして申立人は広島高等裁判所松江支部に抗告の申立をなし、昭和三〇年二月九日抗告棄却の決定を受けているのであるが、本件申立は、同年一月二五日附でなされておりその書面自体によつて明らかなように右決定に対してなされたものであるから不適法として棄却すべきものである。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

昭和三〇年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入　江　俊　郎

裁判官　真　野　毅

最高裁判所裁判集（刑事第一〇四号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	頁
昭和二四年(れ)一一四三	酒税法違反幇助	正木慎一	昭和三〇年四・二七	大	棄却	大阪高	八二三
昭和二六年(れ)二五一八	強盗殺人、同未遂、殺人予備、私文書偽造、偽造私文書行使、詐欺、詐欺未遂	平沢貞通	四・六	大	棄却	東京高	九三
昭和二七年(あ)二〇一一	昭和二五年政令第三二五号違反	半田幸市	四・二七	大	破棄免訴	札幌高	八四五
昭和二七年(あ)三八〇六	詐欺	寺山源作	四・八	二	破棄差戻	仙台高秋田支	三八一
昭和二七年(あ)四〇〇〇	昭和二四年政令第三八九号違反	石田一良	四・一二	三	棄却	名古屋高	四〇三
昭和二七年(あ)四一二一	昭和二四年政令第三八九号違反	前田一郎	四・一二	三	棄却	名古屋高	四一九
昭和二七年(あ)四七六八	医師法違反教唆、詐欺	片山典雄	四・五	三	破棄差戻	広島高岡山支	一
昭和二七年(あ)五七七四	覚せい剤取締法違反	玄鳳利	四・一二	三	棄却	仙台高	四二三
昭和二七年(あ)六二三八	公印不正使用	木下光治	四・五	三	棄却	東京高	二一

昭和三〇年四月二八日決定　昭和三〇年(し)第一一号

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

昭和二七年(あ)六五七一	関税法違反	三好清	四・二六	三	棄却	高松高	七五七	
昭和二八年(あ)二六九	横領	田中彌一郎	四・五	三	棄却	大阪高	二七	
昭和二八年(あ)五三九	公務執行妨害、傷害	佐藤昭二	四・二二	二	棄却	東京高	七一九	
昭和二八年(あ)六〇一	貸金業等の取締に関する法律違反	金田徳次	四・二二	二	棄却	東京高	七二三	
昭和二八年(あ)一二九〇	住居侵入	木本一外三名	四・八	二	棄却	福岡高	三八九	
昭和二八年(あ)一三四	麻薬取締規則違反	盧相瑾外一名	四・五	三	棄却	東京高	三三	
昭和二八年(あ)二一三四	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	真鍋一三	四・五	三	棄却	名古屋高	五一	
昭和二八年(あ)二二七八	詐欺、営利誘拐	河野梅二郎	四・一二	三	棄却	福岡高	四二七	
昭和二八年(あ)二四二二	関税法違反	橋本五士正外一名	四・一二	三	棄却	福岡高宮崎支	四四三	
昭和二八年(あ)二五四二	賍物故買、道路交通取締法違反	宗川長次郎	四・五	三	棄却	東京高	五七	
昭和二八年(あ)二六五三	物品税法違反	村上製紙株式会社外一名	四・一二	三	棄却	高松高	四四九	

昭和二八年(あ)二六九五	公務執行妨害、職務強要、脅迫	徐丙宰外四名	四・五	三	棄却	名古屋高	六一	
昭和二八年(あ)二七一〇	建造物侵入、公務執行妨害、傷害	吉田嘉清外一〇名	四・一二	三	棄却	東京高	四五七	
昭和二八年(あ)二七一三	関税法違反	伊藤信一	四・一二	三	棄却	東京高	四八一	
昭和二八年(あ)二八〇三	麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反	松岡邦彦外七名	四・一九	三	棄却	名古屋高	六〇五	
昭和二八年(あ)二八四七	食糧管理法違反	小川秀信外二名	四・一二	三	棄却	高松高	四八九	
昭和二八年(あ)二八七三	臨時物資需給調整法違反	正木朝次郎	四・五	三	棄却	福岡高	七三	
昭和二八年(あ)三一三〇	傷害	山口仁次郎	四・二六	三	棄却	大阪高	七六五	
昭和二八年(あ)三一四七	公職選挙法違反	安斎卯平	四・六	大	棄却	札幌高	三三一	
昭和二八年(あ)三一〇七	道路交通取締法違反	春日稔	四・一二	三	棄却	東京高	五〇三	
昭和二八年(あ)三二八二	覚せい剤取締法違反	文南伊	四・一二	三	棄却	仙台高	五〇九	
昭和二八年(あ)三三一五	外国通貨偽造、同行使	和田富夫	四・一九	三	棄却	広島高	六三二	

昭和二八年(あ)三三四五	殺人	未遂	杉内福述	四・一九	三	棄却	札幌高	六三七
昭和二八年(あ)三四八五	詐欺		鄭泰益	四・一九	三	棄却	東京高	六四九
昭和二八年(あ)三六五二	業務上横領、有印私文書偽造行使、有価証券偽造行使		武本隆司	四・一九	三	棄却	広島高岡山支	六六五
昭和二八年(あ)四二二五	賍物故買		門馬義雄	四・一五	二	棄却	東京高	五七九
昭和二八年(あ)四六一四	公職選挙法違反		菊地四郎	四・二二	二	棄却	仙台高	七二九
昭和二八年(あ)四六一八	公職選挙法違反		門田善作	四・一二	三	棄却	広島高	五一七
昭和二八年(あ)四六六七	公職選挙法違反		高橋太吉	四・二六	三	棄却	仙台高秋田支	七七三
昭和二八年(あ)五二〇七	公職選挙法違反		鉄永定義 外一名	四・一九	三	棄却	広島高松江支	六七五
昭和二八年(あ)五三一二	公職選挙法違反		前田鉄一	四・一九	三	棄却	福岡高	六九一
昭和二八年(あ)五四六五	公職選挙法違反		鈴木正雄 外一名	四・二六	三	棄却	東京高	七七九
昭和二九年(あ) 二八七	公務執行妨害、傷害		林哲男 外一二名	四・二八	一	棄却	大阪高	八八一

昭和二九年(す) 三〇〇	関税法違反被告事件に対する差押物件の売却許可申請		崔万石	四・一二	三	許可	最高裁	五二九
昭和二九年(す) 五二八	住居侵入、窃盗未遂被告事件につきなした上告棄却決定に対する裁判の解釈を求める申立	申立人	大西高春	四・二七	一	棄却	最高裁	八六一
昭和二九年(あ) 六二一	横領、傷害、恐喝、詐欺		岩田秀男 外一名	四・一九	三	棄却	大阪高	六九五
昭和二九年(あ)二二〇七	公職選挙法違反		和知光保	四・五	三	棄却	仙台高	七九
昭和二九年(あ)二五四九	外国通貨偽造		朴根石 外一名	四・一九	三	棄却	東京高	七〇七
昭和二九年(あ)二六四九	公職選挙法違反		水野鎗直	四・五	三	棄却	名古屋高	八五
昭和二九年(あ)二七四一	私文書偽造、同行使、詐欺、収賄、贈賄、酒税法違反		岡部昭三 外二名	四・一四	一	棄却	東京高	五四七
昭和二九年(あ)三〇二六	窃盗、詐欺、詐欺未遂		加藤ケサ子	四・七	一	棄却	仙台高	三四五
昭和二九年(あ)三二八五	傷害		田中常蔵	四・七	一	棄却	福岡高	三五一
昭和二九年(あ)三二九一	食糧管理法違反		国富謙太郎	四・二八	一	棄却	広島高岡山支	八八七
昭和二九年(あ)三三〇三	強要、不法監禁		李培根	四・二八	一	棄却	福岡高	八九三

昭和二九年(あ)三三五三	窃盗、賍物故買、同収受、同牙保	李	鉉玟	四・七	一	棄却	東京高
昭和二九年(あ)三四五六	公職選挙法違反	佐藤	栄三郎	四・八	二	棄却	福岡高宮崎支
昭和二九年(あ)三六三二	酒税法違反	金	時烈	四・七	一	棄却	仙台高
昭和二九年(あ)三七五七	森林法違反	山口	憲一	四・七	一	棄却	広島高岡山支
昭和二九年(あ)三八二一	公職選挙法違反	北川	米蔵	四・六	二	棄却	東京高
昭和二九年(あ)三八三二	賍物寄蔵	梶本	助治郎	四・二八	一	棄却	広島高
昭和二九年(あ)三八四五	職業安定法違反	志水	章	四・二六	三	棄却	福岡高
昭和二九年(あ)三八六九	窃盗	西岡	義則	四・二六	三	棄却	広島高岡山支
昭和二九年(あ)三八七六	詐欺、窃盗	前原	留吉	四・二六	三	棄却	東京高
昭和二九年(あ)三八七九	賍物故買	康	洙竜	四・二六	三	棄却	東京高
昭和二九年(あ)三九五二	強盗殺人、死体遺棄	斎藤	武男	四・一三	二	棄却	仙台高

昭和二九年(あ)三九五四	公職選挙法違反	相楽	源一	四・一四	一	棄却	仙台高
昭和二九年(あ)四〇六二	収賄	大城	半吾外一名	四・二八	一	棄却	福岡高
昭和二九年(あ)四一一一	公職選挙法違反	黒田	梅次	四・一二	三	棄却	大阪高
昭和二九年(あ)四一六六	酒税法違反、食糧管理法違反	崔	大永	四・一五	二	棄却	仙台高
昭和二九年(あ)四一八七	窃盗	大西	彰	四・一五	二	棄却	大阪高
昭和三〇年(さ)一	詐欺被告事件につきなした確定判決に対する非常上告	久保	与外一名	四・一二	二	破棄自判	松山地大洲支
昭和三〇年(み)七八	公務執行妨害、昭和二四年埼玉県条例第四三号違反、住居侵入、傷害被告事件につきなした判決に対する訂正申立	吉田	和雄外三名	四・一七	大	棄却	最高裁
昭和三〇年(し)一一	審判請求棄却決定に対する特別抗告	申立人大西	高春	四・一八	一	棄却	松江地
昭和三〇年(あ)一二	公職選挙法違反	長谷川	定江	四・一八	一	棄却	仙台高
昭和三〇年(し)一六	道路交通取締法違反被告事件につきなした訴訟費用執行免除申立却下決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	抗告人乾	徳蔵	四・一二	三	棄却	大阪高
昭和三〇年(し)一七	窃盗、賍物牙保被告事件につきなした控訴棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人朴	完鎮	四・一二	一	棄却	大阪高

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十年四月分

最高裁判所事務総局

凡例

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判決（全）……（五日―二八日）……（五六件）……頁 一
決定（1）……（一日―一二日）……（八五件）……七
決定（2）……（一三日―一九日）……（九三件）……一五
決定（3）……（二〇日―三〇日）……（六八件）……二五
雑（全）……（一日―二八日）……（五九件）……三三
不成立（全）……（一日―二八日）……（三四件）……四一

昭和三〇年(あ)	二〇	公職選挙法違反	佐藤	市之助	四・七	一	棄却	仙台高	三七五
昭和三〇年(す)	二九	業務上横領、背任被告事件につきなした押収物仮還付請求	中山	辰郎	四・一三	二	仮還付	最高裁	五四五
昭和三〇年(あ)	四八	公職選挙法違反	井手	成三	四・二八	一	棄却	名古屋高金沢支	九三三
昭和三〇年(あ)	二三三	公職選挙法違反	宮沢	虎次	四・二二	二	棄却	東京高	七四三
昭和三〇年(あ)	七三二	窃盗	山田	正男	四・一一	一	棄却	東京高	四〇一

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二七年(あ)四七六八	医師法違反教唆、詐欺	片山典雄	四・五	三	破棄差戻	広島高岡山支	一
昭和二七年(あ)六二三八	公印不正使用	木下光治	四・五	三	棄却	東京高	一二
昭和二八年(あ)二六九	横領	領億田彌市郎	四・五	三	棄却	大阪高	一六
昭和二八年(あ)一八七八	臨時物資需給調整法違反	株式会社片山石油店外二名	四・五	三	棄却	広島高岡山支	一九
昭和二八年(あ)二一三四	麻薬取締規則違反	盧瑾外一名	四・五	三	棄却	東京高	二三
昭和二八年(あ)二二三四	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	真鍋一三	四・五	三	棄却	名古屋高	三二
昭和二九年(あ)二二〇七	公職選挙法違反	和知光保	四・五	三	棄却	仙台高	三六
昭和二九年(あ)二六四九	公職選挙法違反	水野鉑直	四・五	三	棄却	名古屋高	四〇
昭和二九年(あ)二九九六	業務上横領、詐欺、背任、横領、私文書偽造、同行使	真田清一	四・五	三	棄却	仙台高	四四

昭和二九年(あ)三八〇五	窃盗	金幸善	四・五	三乗	却	大阪高	四九				
昭和二六年(れ)二五一八	強盗殺人、同未遂、殺人予備、強盗予備、私文書偽造、偽造私文書行使、詐欺、詐欺未遂	平沢貞通	四・六	大乗	却	東京高	五三				
昭和二八年(あ)三一四七	公職選挙法違反	安斎卯平	四・六	大乗	却	札幌高	一九二				
昭和二九年(あ)三二八五	傷害	田中常蔵	四・七	一乗	却	福岡高	一九七				
昭和二九年(あ)三三五三	窃盗、賍物故買、同収受、同牙保	李鉉玟	四・七	一乗	却	東京高	二〇〇				
昭和二七年(あ)三八〇六	詐欺	寺山源作	四・八	二破棄差戻		仙台高秋田支	二〇四				
昭和二九年(あ)三四五六	公職選挙法違反	佐藤栄三郎	四・八	二乗	却	福岡高宮崎支	二〇九				
昭和二七年(あ)四〇〇〇	昭和二四年政令第三八九号違反	石田一良	四・一二	三乗	却	名古屋高	二一三				
昭和二七年(あ)四一二一	昭和二四年政令第三八九号違反	前田一郎	四・一二	三乗	却	名古屋高	二一二				
昭和二七年(あ)五七七四	覚せい剤取締法違反	玄鳳利	四・一二	三乗	却	仙台高	二一五				
昭和二八年(あ)二二七八	詐欺、営利誘拐	河野梅二郎	四・一二	三乗	却	福岡高	二一八				

昭和二九年(あ)四一六六	酒税法違反、食糧管理法違反	崔大永	四・一五	二乗	却	仙台高	二九二				
昭和二九年(あ)三九五四	公職選挙法違反	相楽源一	四・一四	一乗	却	仙台高	二八五				
昭和二九年(あ)四一一一	公職選挙法違反	黒田梅次	四・一二	三乗	却	大阪高	二八一				
昭和二九年(あ)四〇七四	詐欺	村上亀吉	四・一二	三乗	却	東京高	二七八				
昭和二九年(あ)三七〇九	酒税法違反	高甲生	四・一二	三乗	却	東京高	二七五				
昭和二八年(あ)四六一八	公職選挙法違反	門田善作	四・一二	三乗	却	広島高	二七一				
昭和二八年(あ)三二〇七	道路交通取締法違反	春日稔	四・一二	三乗	却	東京高	二六七				
昭和二八年(あ)二八四七	食糧管理法違反	小川秀信外二二名	四・一二	三乗	却	高松高	二五九				
昭和二八年(あ)二七一三	関税法違反	伊藤信一	四・一二	三乗	却	東京高	二五四				
昭和二八年(あ)二七一〇	建造物侵入、公務執行妨害、傷害	吉田嘉清外一〇名	四・一二	三乗	却	東京高	二四一				
昭和二八年(あ)一六五三	物品税法違反	村上製紙株式会社外一名	四・一二	三乗	却	高松高	二三七				

昭和三〇年(れ)	一	詐欺、横領	新妻政光	四・一五	二	棄却	名古屋高	一二九八	
昭和三〇年(れ)	四	恐喝	柳沢富四郎	四・一五	二	棄却	仙台高	二〇二	
昭和二八年(あ)	二八〇三	麻薬取締法違反、麻薬取締規則違反	松岡邦彦外七名	四・一九	三	棄却	名古屋高	三〇五	
昭和二八年(あ)	三三一五	外国通貨偽造、同行使	和田富夫	四・一九	三	棄却	広島高	三一九	
昭和二八年(あ)	三三四五	殺人未遂	杉内福述	四・一九	三	棄却	札幌高	三一三	
昭和二八年(あ)	三四八五	詐欺	鄭泰益	四・一九	三	棄却	東京高	三一九	
昭和二八年(あ)	五二〇七	公職選挙法違反	鉄永定義外一名	四・一九	三	棄却	広島高松江支	三三八	
昭和二八年(あ)	五三一二	公職選挙法違反	前田鉄一	四・一九	三	棄却	福岡高	三四六	
昭和二九年(あ)	二五四九	外国通貨偽造	朴根石外一名	四・一九	三	棄却	東京高	三四九	
昭和二九年(あ)	四一九四	傷害致死	沢虎一	四・二一	一	棄却	大阪高	三五三	
昭和二八年(あ)	五三九	公務執行妨害、傷害	佐藤昭二	四・二二	二	棄却	東京高	三五六	

昭和二八年(あ)	六〇一	貸金業等の取締に関する法律違反	金田徳次	四・二二	二	棄却	東京高	三五九	
昭和三〇年(あ)	二三三	公職選挙法違反	宮沢虎次	四・二二	二	棄却	東京高	三六四	
昭和三〇年(さ)	一	詐欺	久保与外一名	四・二二	二	破棄自判	松山地方大洲支	三六八	
昭和二八年(あ)	三一三〇	傷害	山口仁次郎	四・二六	三	棄却	大阪高	三七五	
昭和二八年(あ)	四六六七	公職選挙法違反	高橋太吉	四・二六	三	棄却	秋田支	三八〇	
昭和二八年(あ)	五四六五	公職選挙法違反	鈴木正雄外一名	四・二六	三	棄却	東京高	三八四	
昭和二九年(あ)	三八六九	窃盗	西岡義則	四・二六	三	棄却	広島高岡山支	三九一	
昭和二九年(あ)	三八七六	詐欺、窃盗	前原留吉	四・二六	三	棄却	東京高	三九四	
昭和二九年(あ)	三八七九	賍物故買	康龍洙	四・二六	三	棄却	東京高	四〇二	
昭和二四年(れ)	一一四三	酒税法違反幇助	正木慎一	四・二七	大	棄却	大阪高	四〇六	
昭和二七年(あ)	二〇一一	昭和二五年政令第三二五号違反	半田幸市	四・二七	大	破棄免訴	札幌高	四二二	

昭和二九年(あ)三二九一	食糧管理法違反	国富謙太郎	四・二八	一	棄却	広島高岡山支	四三七
昭和二九年(あ)三三〇三	強要不法監禁	李培根	四・二八	一	棄却	福岡高	四四一
昭和二九年(あ)四〇六二	収賄	大城半吉外一名	四・二八	一	棄却	福岡高	四四六

刑事決定 (1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)一八一	森林法違反	南崎秀雄	四・一	二	棄却	福岡高宮崎支	一
昭和二八年(あ)二五二四	賍物故買、道路交通取締法違反	宗川長次郎	四・五	三	棄却	東京高	七
昭和二八年(あ)二五八九	窃盗、食糧管理法違反	橋本弘	四・五	三	棄却	大阪高	一〇
昭和二八年(あ)二六九五	公務執行妨害、職務強要、脅迫	徐丙宰外四名	四・五	三	棄却	名古屋高	一五
昭和二八年(あ)二八〇六	収賄	松本利久	四・五	三	棄却	東京高	二三
昭和二八年(あ)二八七三	臨時物資需給調整法違反	正木朝次郎	四・五	三	棄却	福岡高	二七
昭和二九年(あ)三七九四	賭博開張図利	早川千代吉	四・五	三	棄却	東京高	三一
昭和二九年(あ)四〇八八	詐欺	浅野京二	四・五	三	棄却	大阪高	三四
昭和二九年(あ)三八二一	公職選挙法違反	北川米蔵	四・六	二	棄却	東京高	三七

昭和二九年(あ)二九〇七	公職選挙法違反	小山正敏外一五名	四・七	一	棄却	東京高	四一	
昭和二九年(あ)三〇二六	窃盗、詐欺、詐欺未遂	加藤ケサ子	四・七	一	棄却	仙台高	四八	
昭和二九年(あ)三一四三	窃盗	手島信男	四・七	一	棄却	仙台高	五二	
昭和二九年(あ)三一六九	商標法違反	大橋喜八	四・七	一	棄却	大阪高	六〇	
昭和二九年(あ)三二五九	横領、詐欺、森林窃盗	鴨沢常覚	四・七	一	棄却	仙台高	六六	
昭和二九年(あ)三三〇一	背任	河野宗平	四・七	一	棄却	福岡高宮崎支	六九	
昭和二九年(あ)三三六七	横領	田添英夫	四・七	一	棄却	東京高	七二	
昭和二九年(あ)三四五九	森林窃盗	鈴木猛	四・七	一	棄却	仙台高	七六	
昭和二九年(あ)三六三二	酒税法違反	金時烈	四・七	一	棄却	仙台高	八一	
昭和二九年(あ)三六五八	窃盗、犯人隠避、銃砲刀剣類等所持取締令違反	井上太子郎外一名	四・七	一	棄却	広島高岡山支	八五	
昭和二九年(あ)三六八五	外国人登録法違反	金乾一	四・七	一	棄却	大阪高	九一	

昭和二九年(あ)三六九九	詐欺	鎌田泰治	四・七	一	棄却	仙台高	九五	
昭和二九年(あ)三七五七	森林法違反	山口憲一	四・七	一	棄却	広島高岡山支	九七	
昭和二九年(あ)三七九二	窃盗	霜越政一郎	四・七	一	棄却	東京高	一〇二	
昭和二九年(あ)三七九八	賍物故買	李仁錫	四・七	一	棄却	名古屋高金沢支	一〇五	
昭和二九年(あ)三八五八	公職選挙法違反	藤井忠一外一三名	四・七	一	棄却	広島高	一〇九	
昭和二九年(あ)三九四五	酒税法違反	田中靖二	四・七	一	棄却	大阪高	一一六	
昭和二九年(あ)三九八八	殺	人田中初枝	四・七	一	棄却	東京高	一一九	
昭和二九年(あ)四一〇四	公務執行妨害	康才文	四・七	一	棄却	大阪高	一二五	
昭和二九年(あ)四〇一三	賍物故買	趙永燮	四・七	一	棄却	東京高	一二七	
昭和二九年(あ)四〇九八	覚せい剤取締法違反	張南伊	四・七	一	棄却	名古屋高	一三〇	
昭和二九年(あ)四一一二	覚せい剤取締法違反	近藤美津雄	四・七	一	棄却	大阪高	一三三	

昭和三〇年(あ)	二〇	公職選挙法違反	佐藤市之助	四・七	一	棄却	仙台高	一三七
昭和二八年(あ)一二九〇	住居侵入	木本一一外三名	四・八	二	棄却	福岡高	一四一
昭和二九年(あ)三八八一	強姦未遂	高橋太助	四・一一	二	棄却	東京高	一四四
昭和二九年(あ)三八八六	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反	韓栄祚	四・一一	二	棄却	東京高	一四七
昭和二九年(あ)三八八九	詐欺、有価証券偽造、同行使	荒木義弘	四・一一	二	棄却	東京高	一五〇
昭和二九年(あ)三九五一	食糧管理法違反	小林勇一	四・一一	二	棄却	広島高岡山支	一五六
昭和二九年(あ)三九八三	詐欺	吉沢末治	四・一一	二	棄却	東京高	一五九
昭和二九年(あ)三九九八	賍物故買	朴仁鎬	四・一一	二	棄却	東京高	一六二
昭和二九年(あ)四〇二九	窃盗	田中洪一郎	四・一一	二	棄却	東京高	一六七
昭和二九年(あ)四〇三四	食糧管理法違反	井草伊勢松	四・一一	二	棄却	東京高	一七〇
昭和二九年(あ)四〇五四	賍物故買、同牙保、窃盗	堤昭晤	四・一二	二	棄却	福岡高	一七三

昭和二九年(あ)四〇六三	横領	田村一之	四・一一	二	棄却	仙台高秋田支	一七六
昭和二九年(あ)四〇八七	傷害	横山外一名章	四・一一	二	棄却	福岡高宮崎支	一七九
昭和二九年(あ)四一二九	窃盗	棧勇治	四・一一	二	棄却	高松高	一八二
昭和二九年(あ)四一六一	詐欺、窃盗	板垣泰司	四・一一	二	棄却	名古屋高	一八五
昭和二九年(あ)四一六四	食糧管理法違反	中矢弘行	四・一一	二	棄却	高松高	一八八
昭和二九年(あ)四一九二	賍物故買	鄭求俊	四・一一	二	棄却	大阪高	一九一
昭和二九年(あ)四一九七	物品税法違反	李鐘太	四・一一	二	棄却	大阪高	一九四
昭和二九年(あ)四二〇三	恐喝、傷害	牛窪基晴	四・一一	二	棄却	大阪高	一九七
昭和三〇年(あ) 一	覚せい剤取締法違反	山根照国	四・一二	二	棄却	福岡高	二〇〇
昭和三〇年(あ) 二三	窃盗	秋風富雄	四・一二	二	棄却	広島高松江支	二〇三
昭和三〇年(あ) 三五	現住建造物等放火未遂	待木芳正	四・一二	二	棄却	福岡高宮崎支	二〇六

昭和三〇年(あ)	四三	窃盗	篠田	学	四・一一	二	乗却	名古屋高	二〇九
昭和三〇年(あ)	六〇	覚せい剤取締法違反	周雙	仙	四・一一	二	乗却	名古屋高	二一二
昭和三〇年(あ)	七九	窃盗、詐欺、横領	後藤	富慈男	四・一一	二	乗却	福岡高	二一五
昭和三〇年(あ)	八四	窃盗	花本	春夫	四・一一	二	乗却	広島高岡山支	二三八
昭和三〇年(あ)	九〇	覚せい剤取締法違反	辛	弘黙	四・一一	二	乗却	高松高	二四一
昭和三〇年(あ)	九二	常習累犯窃盗	森田	松男	四・一一	二	乗却	高松高	二四四
昭和三〇年(あ)	一二六	賍物故買、同寄蔵、同収受	飯沼	勝太郎	四・一一	二	乗却	札幌高	二四八
昭和三〇年(あ)	一五八	昭和二二年勅令第九号違反 児童福祉法違反	天野	ヱキ	四・一一	二	乗却	大阪高	二五一
昭和二八年(あ)	二四二二	関税法違反	橋本	五士正外一名	四・一二	三	乗却	福岡高宮崎支	二五九
昭和二八年(あ)	二六〇四	私文書偽造行使、詐欺	佐藤	忠外一郎	四・一二	三	乗却	仙台高秋田支	二六三
昭和二八年(あ)	三二八二	覚せい剤取締法違反	文南	伊	四・一二	三	乗却	仙台高	二六七

昭和二九年(あ)	三六八四	窃盗	木村	ミユキ	四・一二	三	乗却	福岡高宮崎支	二七二
昭和二九年(あ)	三六八八	窃盗	湯場	定	四・一二	三	乗却	広島高岡山支	二七六
昭和二九年(あ)	三八七一	暴行、恐喝未遂	田川	松男	四・一二	三	乗却	広島高岡山支	二七九
昭和二九年(あ)	三八八二	窃盗、詐欺	赤堀	徳松	四・一二	三	乗却	東京高	二八三
昭和二九年(あ)	三九〇〇	賍物運搬、同牙保	鄭	栄漠	四・一二	三	乗却	福岡高	二八六
昭和二九年(あ)	三九二二	公職選挙法違反	永田	毅	四・一二	三	乗却	福岡高	二八九
昭和二九年(あ)	三九六七	賭博開帳図利	日暮	長之助	四・一二	三	乗却	東京高	二九二
昭和二九年(あ)	三九七〇	窃盗	宮崎	茂	四・一二	三	乗却	東京高	二九五
昭和二九年(あ)	三九九六	公職選挙法違反	今井	盛男	四・一二	三	乗却	広島高	二九八
昭和二九年(あ)	三九九九	食糧管理法違反	谷田貝	正二	四・一二	三	乗却	東京高	三〇一
昭和二九年(あ)	四〇〇九	窃盗	高山	倉吉	四・一二	三	乗却	東京高	三〇四

昭和二九年(あ)四〇二七	封印破毀差押標示無効	田島竹子	四・一二	三棄却	東京高	三〇七	
昭和二九年(あ)四〇三二	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反	三ッ石嘉治	四・一二	三棄却	東京高	三一〇	
昭和二九年(あ)四〇四三	麻薬取締法違反	田中富美子外一名	四・一二	三棄却	札幌高	三一三	
昭和二九年(あ)四〇四七	賍物故買	黄石基	四・一二	三棄却	東京高	三一九	
昭和二九年(あ)四一〇九	傷害、窃盗、恐喝、賍物収受、威力業務妨害、賍物牙保、詐欺	花田英満	四・一二	三棄却	広島高松江支	三二二	
昭和二九年(あ)四一一四	業務上横領	森本梅太郎外一名	四・一二	三棄却	大阪高	三二五	
昭和二九年(あ)四一四二	覚せい剤取締法違反	李且甲	四・一二	三棄却	福岡高	三二九	
昭和二九年(あ)四一四五	職業安定法違反	松永昭一	四・一二	三棄却	福岡高	三三二	
昭和二九年(あ)四二〇一	覚せい剤取締法違反	高内室	四・一二	三棄却	大阪高	三三五	
昭和三〇年(あ)二七	殺人未遂教唆	山本嘉太郎	四・一二	三棄却	広島高岡山支	三三八	

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二九年(あ)三八七三	賍物故買	金相順	四・一三	二	棄却	広島高岡山支	一
昭和二九年(あ)三九一二	封印破棄、横領	池政雄	四・一三	二	棄却	福岡高	六
昭和二九年(あ)三九五二	強盗殺人、死体遺棄	斉藤武勇	四・一三	二	棄却	仙台高	一〇
昭和二九年(あ)四〇七一	有印公文書偽造、詐欺	種田巌雄	四・一三	二	棄却	東京高	一六
昭和二九年(あ)四一〇八	窃盗	奥村勇	四・一三	二	棄却	大阪高	一九
昭和二九年(あ)四一三四	恐喝、傷害	森久治	四・一三	二	棄却	名古屋高金沢支	二二
昭和二九年(あ)四一五三	詐欺	小田原瓊一	四・一三	二	棄却	福岡高	二五
昭和二九年(あ)四一九五	食糧管理法違反	徐且守	四・一三	二	棄却	大阪高	二八
昭和三〇年(あ)三	窃盗	高崎作	四・一三	二	棄却	福岡高	三二

昭和三〇年(あ)	二六	賍	物	故	買	李	七星	四・一三	二
昭和三〇年(あ)	五四	森林窃盗、詐欺				谷口	磯吉	四・一三	二
昭和三〇年(あ)	七六	公職選挙法違反				木村	享貞	四・一三	二
昭和三〇年(あ)	一一七	恐	喝			大橋	金一	四・一三	二
昭和三〇年(あ)	一六四	覚せい剤取締法違反				菅	義正	四・一三	二
昭和二九年(あ)	二五七九	横領、業務上横領				野中	稔	四・一四	一
昭和二九年(あ)	二七四一	私文書偽造、同行使、詐欺、収賄、贈賄、酒造税違反等				岡部	昭三外二名	四・一四	一
昭和二九年(あ)	二三一四	詐	欺			佐藤	方	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三五〇三	覚せい剤取締法違反				姜	尚訓	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三五二一	業務上横領				林	長松	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三五三九	窃	盗			金	三秀	四・一四	一

昭和二九年(あ)	三五四八	窃	盗			森上	勘太郎	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三五八九	銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反				中川	美恵子	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三六二三	強	盗	傷	人	中村	正尚	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三六二四	窃	盗			松山	三郎	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三六七八	賍	物	故	買	田木	明治	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三七〇〇	窃	盗			菊池	義恵	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三七〇七	貸金業等の取締に関する法律違反				田中	正雄	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三七一〇	業務上過失傷害、致死				清水	由三郎	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三七六〇	窃	盗			大槻	慶一郎	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三七七一	賍	物	牙	保	徳田	喜一	四・一四	一
昭和二九年(あ)	三七七八	窃	盗			大西	種幸	四・一四	一

乗	却	東京高	八六						
乗	却	札幌高	一〇〇						
乗	却	高松高	一〇三						
乗	却	東京高	一〇八						
乗	却	東京高	一一二						
乗	却	東京高	一一五						
乗	却	札幌高	一一八						
乗	却	大阪高	一二一						
乗	却	大阪高	一二七						
乗	却	大阪高	九二						
乗	却	東京高	八九						
乗	却	福岡高	三五						
乗	却	広島高岡山支	三八						
乗	却	仙台高秋田支	四一						
乗	却	名古屋高	四四						
乗	却	大阪高	五四						
乗	却	高松高	五一						
乗	却	仙台高秋田支	六八						
乗	却	広島高	七二						
乗	却	名古屋高金沢支	八〇						
乗	却	名古屋高	八三						

昭和二九年(あ)三七八七	麻薬取締法違反	朴	静子	四・一四	一	乗却	東京高	一三三	
昭和二九年(あ)三八一七	関税法違反	呉	京世	四・一四	一	乗却	東京高	一三七	
昭和二九年(あ)三八二六	窃盗	金	正雄	四・一四	一	乗却	大阪高	一四一	
昭和二九年(あ)三八五五	有価証券偽造、横領	大石	勝己	四・一四	一	乗却	広島高	一四五	
昭和二九年(あ)三八七八	放火未遂	藤	一二	四・一四	一	乗却	東京高	一四八	
昭和二九年(あ)三八八八	賍物牙保、同故買、同収受	姜	漢	四・一四	一	乗却	東京高	一六二	
昭和二九年(あ)三九三四	放火	加藤	正善	四・一四	一	乗却	東京高	一六五	
昭和二九年(あ)三九六八	覚せい剤取締法違反	金	晃斗	四・一四	一	乗却	東京高	一六九	
昭和二九年(あ)三九八二	傷害致死	宮井	文男	四・一四	一	乗却	東京高	一七二	
昭和二九年(あ)三九九七	道路交通取締法違反、業務上過失致死	布施	豊	四・一四	一	乗却	東京高	一七四	
昭和二九年(あ)四〇二八	賍物運搬	朴	大南	四・一四	一	乗却	東京高	一七八	

昭和二九年(あ)四〇六八	覚せい剤取締法違反	高	順陸	四・一四	一	乗却	東京高	一八一	
昭和二九年(あ)四一一五	麻薬取締法違反	申	賢秀	四・一四	一	乗却	大阪高	一八五	
昭和二九年(あ)四一五五	覚せい剤取締法違反	迫	みよ子	四・一四	一	乗却	福岡高	一八八	
昭和二九年(あ)四二〇二	関税法違反	井川	弘	四・一四	一	乗却	大阪高	一九一	
昭和三〇年(あ) 五	詐欺	片芝	嘉吉郎	四・一四	一	乗却	大阪高	一九四	
昭和二八年(あ)四二二五	賍物故買	門馬	義雄	四・一五	二	乗却	東京高	一九八	
昭和二九年(あ)三一二五	公職選挙法違反	熊谷	与三吉	四・一五	二	乗却	名古屋高金沢支	二〇四	
昭和二九年(あ)三七五一	窃盗	金	鐘述	四・一五	二	乗却	福岡高宮崎支	二〇七	
昭和二九年(あ)三九四〇	強制猥褻、窃盗、強制猥褻未遂	服部	峯雄	四・一五	二	乗却	名古屋高	二一一	
昭和二九年(あ)四〇〇一	食糧管理法違反	小沢外一名	重吉	四・一五	二	乗却	東京高	二一五	
昭和二九年(あ)四一八七	窃盗	大西	彰	四・一五	二	乗却	大阪高	二一八	

昭和三〇年(あ)	三六	覚せい剤取締法違反	福島	真	四・一五	二	乗	却	福岡高	二二一
昭和三〇年(あ)	七〇	職業安定法違反、労働基準法違反	藤本	雅男	四・一五	二	乗	却	広島高	二二六
昭和三〇年(あ)	八二	傷害、殺人未遂	津島	喬	四・一五	二	乗	却	広島高岡山支	二二九
昭和三〇年(あ)	九四	酒税法違反	金	奉命	四・一五	二	乗	却	福岡高	二三二
昭和三〇年(あ)	一四九	覚せい剤取締法違反	金	栄子	四・一五	二	乗	却	名古屋高	二三五
昭和三〇年(あ)	一六一	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	二見	鉄之助	四・一五	二	乗	却	福岡高	二三八
昭和三〇年(あ)	二六〇	詐欺	金	根杓	四・一五	二	乗	却	東京高	二四一
昭和二八年(あ)	二九二二	賍物故買	玉野	勝一	四・一九	三	乗	却	東京高	二四五
昭和二八年(あ)	三六五二	業務上横領、有印私文書偽造行使、有価証券偽造行使	武本	隆司	四・一九	三	乗	却	広島高岡屋支	二五〇
昭和二八年(あ)	五六八六	公職選挙法違反	木村	広次	四・一九	三	乗	却	福島高	二五六
昭和二九年(あ)	六二一	横領、傷害、恐喝、詐欺	岩田	秀外一名男	四・一九	三	乗	却	大阪高	二六〇

昭和二九年(あ)	三四三六	業務上横領	沢野	重一	四・一九	三	乗	却	名古屋高	二六七
昭和二九年(あ)	三五六三	窃盗	本部	喜夫	四・一九	三	乗	却	東京高	二七一
昭和二九年(あ)	三六六三	業務上横領	内田	秀雄	四・一九	三	乗	却	福岡高	二七四
昭和二九年(あ)	三六六九	窃盗	宇山	熊吉	四・一九	三	乗	却	東京高	二七七
昭和二九年(あ)	三七六二	窃盗	中村	薫	四・一九	三	乗	却	札幌高	二八二
昭和二九年(あ)	三七八三	詐欺、私文書偽造行使、詐欺	松平	勝大	四・一九	三	乗	却	東京高	二八八
昭和二九年(あ)	三七八九	窃盗	金田	広仲	四・一九	三	乗	却	東京高	二九一
昭和二九年(あ)	三七九一	食糧管理法違反、公務執行妨害、傷害	森岡	繁之外三名	四・一九	三	乗	却	大阪高	二九四
昭和二九年(あ)	三八四九	殺人、死体遺棄	山崎	富美男	四・一九	三	乗	却	広島高	二九八
昭和二九年(あ)	三八八七	傷害	李	台龍	四・一九	三	乗	却	東京高	三〇三
昭和二九年(あ)	三八九五	傷害	岩瀬	吉博	四・一九	三	乗	却	東京高	三〇六

昭和二九年(あ)三九五九	酒税法違反、覚せい剤取締法違反幇助	朱	仁 外一名	四・一九	三	乗	却	東京高	三〇九
昭和二九年(あ)三九九二	業務上過失致死、道路交通取締法違反	朽	方 文雄	四・一九	三	乗	却	東京高	三一四
昭和二九年(あ)四〇一八	公職選挙法違反	岡	崎 鎌一郎	四・一九	三	乗	却	東京高	三一七
昭和二九年(あ)四〇三〇	覚せい剤取締法違反	鄭	斗 慶	四・一九	三	乗	却	東京高	三一〇
昭和二九年(あ)四〇五五	外国人登録令違反、外国人登録法違反	文	奉 辰	四・一九	三	乗	却	福岡高	三一三
昭和二九年(あ)四〇六一	貸金業等取締に関する法律違反	堀	江 賢造	四・一九	三	乗	却	名古屋高	三一六
昭和二九年(あ)四〇六七	詐欺	袴	一夫	四・一九	三	乗	却	東京高	三一九
昭和二九年(あ)四〇七二	窃盗	富田	敏子	四・一九	三	乗	却	東京高	三二三
昭和二九年(あ)四〇八二	収賄	近藤	章	四・一九	三	乗	却	大阪高	三二六
昭和二九年(あ)四〇八五	傷害	八田	助四郎	四・一九	三	乗	却	名古屋高	三三九
昭和二九年(あ)四一〇〇	公職選挙法違反	谷本	孝三	四・一九	三	乗	却	名古屋高	三四五

昭和二九年(あ)四一五一	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害	吉川	義治 外二名	四・一九	三	乗	却	大阪高	三四九
昭和二九年(あ)四一五四	貸金業等の取締に関する法律違反	松尾	伝市	四・一九	三	乗	却	福岡高	三五五
昭和二九年(あ)四一八二	業務上横領	沢本	元次郎	四・一九	三	乗	却	大阪高	三五八
昭和二九年(あ)四一九三	無尽業法違反、相互銀行法違反	田中	彌吉	四・一九	三	乗	却	大阪高	三六一
昭和二九年(あ)四一九六	詐欺	林	義一	四・一九	三	乗	却	大阪高	三六四
昭和三〇年(あ) 四	殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締令違反	野中	貞光	四・一九	三	乗	却	福岡高	三六七
昭和三〇年(あ) 四七	窃盗	辻	勉	四・一九	三	乗	却	名古屋高金沢支	三七二

刑事決定 (3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和二八年(あ)二三一一	賍物故買	酒匂清英	四・二〇	二	棄却	福岡高宮崎支	一
昭和二九年(あ)三六七九	公職選挙法違反	岡本卯太郎外一名	四・二〇	二	棄却	高松高	七
昭和二九年(あ)四一七九	有価証券偽造、行使、詐欺	河貴玉	四・二〇	二	棄却	大阪高	一一
昭和二九年(あ)二八五三	関税法違反	尹南出	四・二一	一	棄却	福岡高	一五
昭和二九年(あ)三一八一	窃盗	林明堂	四・二一	一	棄却	名古屋高金沢支	一九
昭和二九年(あ)三二三三	詐欺、暴行	山田薫	四・二一	一	棄却	福岡高宮崎支	二二
昭和二九年(あ)三二四二	詐欺	斎藤健吾	四・二一	一	棄却	仙台高	三〇
昭和二九年(あ)三二五二	傷害	金行晃	四・二一	一	棄却	大阪高	三四
昭和二九年(あ)三二八四	窃盗	坂口松雄	四・二一	一	棄却	福岡高	三七

昭和二九年(あ)三四〇三	窃盗	伊藤幸矢	四・二二	一	乗却	大阪高	四二		
昭和二九年(あ)三四三四	窃盗	池田サヨコ	四・二二	一	乗却	広島高	四九		
昭和二九年(あ)三四五二	私文書偽造、同行使、詐欺	佐藤熊太	四・二二	一	乗却	仙台高	五二		
昭和二九年(あ)三六三〇	詐欺	中村マツエ	四・二二	一	乗却	仙台高	五六		
昭和二九年(あ)三六七五	食糧管理法違反	大野フミ	四・二二	一	乗却	高松高	五九		
昭和二九年(あ)三六九二	薬事法違反	丸本志郎外一名	四・二二	一	乗却	大阪高	六三		
昭和二九年(あ)三六九五	業務上横領	杉本繁登美	四・二二	一	乗却	福岡高宮崎支	六九		
昭和二九年(あ)三七一五	覚せい剤取締法違反	岡野万太郎	四・二二	一	乗却	東京高	七四		
昭和二九年(あ)三七六八	覚せい剤取締法違反	朴甲守	四・二二	一	乗却	仙台高	七七		
昭和二九年(あ)三七九五	職業安定法違反	伊藤子之助	四・二二	一	乗却	東京高	八〇		
昭和二九年(あ)三八五九	窃盗	毛利禹比古	四・二二	一	乗却	大阪高	八五		

昭和二九年(あ)三八八〇	覚せい剤取締法違反	鄭元相	四・二二	一	乗却	東京高	九一		
昭和二九年(あ)三八九三	銃砲等所持禁止令違反	茂木和太郎	四・二二	一	乗却	東京高	九四		
昭和二九年(あ)四〇〇〇	収賄	塩崎豊	四・二二	一	乗却	東京高	九七		
昭和二九年(あ)四〇三三	賭博	榎本吉太郎	四・二二	一	乗却	東京高	一〇〇		
昭和二九年(あ)四〇五六	物品税法違反	横田和夫	四・二二	一	乗却	大阪高	一〇四		
昭和二九年(あ)四一二〇	強盗未遂、窃盗	湊多啓雄	四・二二	一	乗却	大阪高	一〇七		
昭和二九年(あ)四一三三	塩専売法違反	木田三男	四・二二	一	乗却	広島高岡山支	一一三		
昭和二九年(あ)四一三九	恐喝	部季男外一名	四・二二	一	乗却	名古屋高	一一六		
昭和三〇年(あ)三八	詐欺	田中豊春	四・二二	一	乗却	名古屋高	一二七		
昭和三〇年(あ)四二	公職選挙法違反	加藤正由	四・二二	一	乗却	名古屋高	一二三		
昭和三〇年(あ)五三	詐欺	岩元慶一	四・二二	一	乗却	福岡高宮崎支	一一九		

昭和三〇年(あ)	七五	酒税法違反	李	判	木	四・二一	一	乗	却	広島高	一二九
昭和二八年(あ)	九五九	賍物故買	谷本	頼	玉	四・二二	二	乗	却	高松高	一三二
昭和二八年(あ)	四六一四	公職選挙法違反	菊地	四	郎	四・二二	二	乗	却	仙台高	一三五
昭和二七年(あ)	六五七一	関税法違反	三好		清	四・二六	三	乗	却	高松高	一四三
昭和二九年(あ)	三六五二	詐欺	下山	佐治	男	四・二六	三	乗	却	名古屋高	一四八
昭和二九年(あ)	三八一一	詐欺	入住		甚六	四・二六	三	乗	却	東京高	一五〇
昭和二九年(あ)	三八一六	児童福祉法違反	原		藤吉	四・二六	三	乗	却	東京高	一五五
昭和二九年(あ)	三八四五	職業安定法違反	志水		章	四・二六	三	乗	却	福岡高	一六〇
昭和二九年(あ)	四〇〇七	業務上横領、収賄	榊原	誠	治 外一名	四・二六	三	乗	却	東京高	一六四
昭和二九年(あ)	四〇七〇	詐欺	土屋		豊	四・二六	三	乗	却	東京高	一六七
昭和二九年(あ)	四〇九六	恐喝	村上	金次郎		四・二六	三	乗	却	広島高	一七一

昭和二九年(あ)	四一〇三	公職選挙法違反	谷口		岩松	四・二六	三	乗	却	大阪高	一七四
昭和二九年(あ)	四一五七	窃盗、賍物牙保	鈴木		勝美 外一名	四・二六	三	乗	却	札幌高	一七八
昭和二九年(あ)	四一九〇	覚せい剤取締法違反	山下	ヨシノ	外一名	四・二六	三	乗	却	大阪高	一八二
昭和三〇年(あ)	二	覚せい剤取締法違反	尹		貴幸	四・二六	三	乗	却	福岡高	一八六
昭和三〇年(あ)	二四	強姦致傷	浦矢		英雄	四・二六	三	乗	却	広島高岡山支	一八九
昭和三〇年(あ)	三七	職業安定法違反	安田		栄蔵	四・二六	三	乗	却	福岡高宮崎支	一九五
昭和三〇年(あ)	五〇	業務上過失致死	宮越		徳保	四・二六	三	乗	却	名古屋高金沢支	一九九
昭和三〇年(あ)	五二	強姦	服部		吉生	四・二六	三	乗	却	名古屋高	二〇一
昭和三〇年(あ)	六一	公職選挙法違反	長村	十次郎	外一名	四・二六	三	乗	却	福岡高	二〇四
昭和三〇年(あ)	六八	覚せい剤取締法違反	藤村		隆人	四・二六	三	乗	却	広島高	二〇八
昭和三〇年(あ)	七一	酒税法違反	李		孟順	四・二六	三	乗	却	広島高	二一二

昭和三〇年(あ)	七四	水産資源保護法違反	大越竹夫	四・二六	三	乗却	広島高	二一五
昭和三〇年(あ)	七七	傷害	呉敬泰	四・二六	三	乗却	広島高	二一八
昭和三〇年(あ)	八五	窃盗	宋喜玉	四・二六	三	乗却	広島高岡山支	二二一
昭和三〇年(あ)	一〇五	詐欺	八巻仲	四・二六	三	乗却	仙台高	二二四
昭和三〇年(あ)	一一五	職業安定法違反	森下秀雄	四・二六	三	乗却	名古屋高金沢支	二二七
昭和三〇年(あ)	三五九	窃盗、同未遂	伊藤二良	四・二七	二	乗却	大阪高	二三一
昭和二九年(あ)	二七一八	公文書偽造行使、詐欺	鈴木外二名勇	四・二八	一	乗却	東京高	二三六
昭和二九年(あ)	三四八六	業務上過失傷害	田中市太郎	四・二八	一	乗却	名古屋高	二五一
昭和二九年(あ)	三七三六	公文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領、日本国有鉄道法違反、収賄、窃盗、賭物牙保	大貫達男外六名	四・二八	一	乗却	東京高	二五五
昭和二九年(あ)	三八三二	賭物寄蔵	梶本助治郎	四・二八	一	乗却	広島高	二六八
昭和二九年(あ)	三九五〇	収賄、業務上横領	鈴木権次郎	四・二八	一	乗却	東京高	二七四

昭和三〇年(あ)	一二	公職選挙法違反	長谷川定江	四・二八	一	乗却	仙台高	二八一
昭和三〇年(あ)	四八	公職選挙法違反	井手成三	四・二八	一	乗却	名古屋高金沢支	二八七
昭和二九年(あ)	四〇〇六	公職選挙法違反	高木多喜造外二名	四・三〇	二	乗却	東京高	二九二
昭和三〇年(あ)	二八七	窃盗、食糧管理法違反	河北政義	四・三〇	二	乗却	名古屋高	二九八